

20 世紀前半における韓国・群山の市街地形成に関する研究
(A study on the urban formation of Gunsan in Korea in the first half of the 20th century)

文 智恩
(MOON, Jieun)

名古屋大学大学院環境学研究科 博士（建築学）

2019 年

〈目次〉

第1章 研究の目的と位置づけ

- 1-1 研究の目的・意義と対象 01
- 1-2 既往研究の検討と本研究の位置づけ 03
- 1-3 研究の視点・方法 09
- 1-4 論文の構成 10

第2章 群山各国居留地の設定と建設

- 2-1 群山各国居留地の造成のための計画と特徴 12
- 2-2 群山各国居留地の建設と特徴 19
- 2-3 小結 25

第3章 群山府の成立と新市街地建設

- 3-1 群山府の成立 41
- 3-2 1910～1920年代末の群山における都市建設 44
- 3-3 小結 53

第4章 工業都市を目指した群山市街地計画

- 4-1 「群山市街地計画」の決定過程 73
- 4-2 「群山市街地計画」の特徴 75
- 4-3 「群山市街地計画」の実施 78
- 4-4 小結 79

第5章 結論：港湾都市から工業都市へ-群山の市街地形成と都市の変遷..... 91

第 1 章 研究の目的と位置づけ

1. 研究の目的と位置づけ

1-1 研究の目的・意義と対象

本研究は、韓国の西海岸に位置した地方港湾都市である群山を対象都市として、1899年の開港から日本の植民地支配が終わる1945年までに展開した市街地形成について、主として、開港期における居留地建設の方針と実態、居留地撤廃と植民地行政の確立の中での市街地建設、植民地支配下での法定都市計画（「朝鮮市街地計画」）を通して、市街地形成の過程とそこで生じた問題、そして、市街地形成の特徴を明らかにするものである。そして、本研究は、韓国の近代都市史の全体像を把握のための一つの研究として位置づけることができる。

この研究には三つの意義がある。

一点目は、開港場の研究としての意義である。開港前まで朝鮮は、朝鮮半島内の外国人居住を許可しなかった。しかし、1876年、朝鮮は日本との間で結んだ日朝修好条規によって釜山、仁川、元山を開港し、開港場の一部区域を外国人居留地に指定し、外国人の居住を公式に許容した。居留地は大別して、日本居留地、清国居留地、各国居留地の3種類があった¹⁾。そこでは、従来の朝鮮の都城や村落とは違う姿の市街地が建設された。それは、仁川に代表されるように、直交する直線街路から成る格子状街路に面して、赤煉瓦を用いたベランダコロニアルの商館や石造のルネサンス様式の銀行などが建ち並ぶ市街地であった。このような居留地に成立した市街地を持った開港場は、韓国における近代的都市形成の始まりの一つである。したがって、開港場の研究は、韓国での近代都市化の全体を把握するために必要な研究であり、本研究はその開港場の研究として意義がある。

二点目は、地方都市としての群山に関する研究としての意義である。

群山は、1899年5月1日、城津、馬山とともに朝鮮半島において5番目に開港された。開港以前の群山は群山鎮と呼ばれている群山付近地域の海上防衛や漕運業務を担当する所であったが、大規模な市街地が存在していたわけではなかった。当時、群山鎮の南には「邑城都市」（城壁都市）である沃溝があり、群山鎮を含むこの地域の中心地として存在していた。朝鮮で最初の開港場となった釜山や仁川には既存の大規模な市街地があり、開港時点で群山とは様相が異なっていた。また、釜山は日本の対馬藩との交易、仁川は清との交易を担う規模の大きな港町であったのに対し、群山は地方の小規模な港町に過ぎなかった。つまり、群山は、開港当時の市街地の規模や機能、また、当時の朝鮮における都市としての位置づけを釜山、仁川と比べると、大きな違いが存在する。そして、開港以降、群山各国居留地の設定により近代的市街地が計画・建設された。言い換えれば、群山は、小規模な既存市街地しかなかった地に新しい都市が建設されたのであり、韓国において近代的都市建設の極端な例である。ところが、韓国の近代都市史研究においては、開港場、開市場であったソウル、釜山、仁川のような大都市の研究が多数あるのに対し、群山のような開港場でありながら大都市には発展しなかった地方都市を対象とした研究は少ないのが現状である。そこで、本研究は、従来の韓国における都市史研究においては、研究対象にはなりにくかった地方都市である群山を扱うことに意義がある。

三点目は、都市遺構に対する学術的な評価に関する意義である。

2000年以降、群山では歴史的遺産を活用した都市再生事業が開始され、現在まで活発に行われている。特に、各国居留地から続いてきた都市の遺構は、現在も相当数残っており、群山市はこの都市遺構を活用した再生事業に注目している。しかし、このような動きにもかかわらず、群山に対する都市史・建築史研究が不足しており、個別建物の断片的情報や誤った情報に基づく都市再生事業が進んでいる状況にある。すなわち、群山での都市遺構に対する確実な情報の提供とともに学術的な評価が可能な基礎研究が必要な時期であり、本研究はこの基礎研究を担うものとして、その意義がある。

本研究の対象は、韓国の西海岸に位置した地方港湾都市である群山として、時期的には開港直前から植民地期までとする。

群山は、黄海に面する韓国・全羅北道の港湾都市で、その背後には韓国最大の米穀生産地である湖南平野²⁾が広がっている。また、群山を含む韓国西海岸は、干満の差が大きく、干潮期には広い干潟が現れる地形的特徴を持っている。都市としては、開港前の朝鮮時代には、群山鎮が設置され、海上防衛と首都であった漢城（ソウル）への物資補給を担う漕運業務を担当していた。そして、大韓帝国は、1899年5月1日に群山を開港し、日本など各国と結んだ条約に基づいて同年6月2日に群山には各国居留地が設定された。その後、日韓併合以後の1914年4月1日、居留地の撤廃と共に朝鮮総督府の「府制」による群山府が設けられた。1938年には、朝鮮半島において最初の都市計画関連法令である「朝鮮市街地計画令」に基づいた市街地計画が行われた。

1-2 既往研究の検討と本研究の位置づけ

1-2-1 既往研究の検討

本研究に関係する既往研究は、以下の通りである。

1) 開港場と群山に関する研究

1899年の開港と共に設定された群山各国居留地に関する研究として次のものがある。このうち①から③と⑤は、韓国人による研究で韓国で発表された論著及び書籍である。④と⑥は、日本で発表されたものである。

① 孫禎睦『韓国開港期都市変化過程研究』一志社、1982

この研究は、朝鮮半島内の開港・開市の経緯、それによって成立した居留地関連制度と概念、また各開港場及び居留地の設定過程などを網羅的に記述した著作である。また、当時、国際情勢と朝鮮内の開港・開市の定義、それによる各開港場の特徴を導き出そうとした点において、韓国ではほぼ最初の研究である。開港・開市場などを全体的に把握した研究である。

この本で扱われた開港・開市場は、釜山・元山、仁川、漢城(ソウル)、龍山、木浦・鎮南浦、群山城津・平壤、馬山、龍巖、義州・清津・新義州である。そして、それぞれの各開港・開市による居留地設定の経緯および変化を明示している。そこでは、朝鮮内の開港、開市に関する全体的背景、国際情勢、各開港・開市場の設定経緯及び設定後の変化が分かる。しかし、その分析は、漢城(ソウル)に集中しており、特に群山に関する記述は、漢城はもちろん、釜山、仁川、馬山などに比べて少ない。また、主な分析事項としては、群山の開港に伴う居留地規則の成立経緯、規則についての説明、そして開港後の群山港の輸出額と群山各国居留地の国籍別の人口増加データを示している。そして、分析期間は1899年から1910年に限定されている。

したがって、この研究を通じて、群山各国居留地の設定の経緯と朝鮮時代の群山の役割と位置づけ、開港以来から1910年までの人口増加や輸出額増加の実態は知ることができるが、群山各国居留地での市街地計画とその建設の実態などの細部的な計画及び実施事項、そして1910年以降にも存在した群山各国居留地の状況については分析されていない。韓国での既往研究は、この本に限らず多くの研究が、1914年まで各居留地が存在していることは事実として示しているが、ほとんどの分析において日韓併合の1910年をひとつの区切りとして扱うことが常識化しているため、日韓併合後も居留地が存続したことを見落としている。

日本語訳は、孫禎睦著・松田皓平訳『韓国都市変化過程研究』耕文社、2000年である。

② 尹正淑「開港場と近代都市形成に関する歴史地理学的研究: 群山港を中心に」『大韓地理学会誌』Vol. 20, No. 2, 1985年12月, pp. 74-99

この研究は、開港による群山の近代的な都市の内部構造の形成過程を明らかにすることを目的とした歴史地理学分野の研究である。具体的に群山各国居留地が存在した1899年から1914年までをその対象として、都市内の人口状態および活動、幹線道路と鉄道の交通機関の発達、主要施設の分布を主要な視点で分析している。研究方法としては、文献調査とともに実地調査を並行した。

本研究を通じて、朝鮮時代の群山における都市的機能と開港場成立の経緯、当時の国際情勢などの事項を知ることができ、交通、特に鉄道の建設による都市の内部構造の変化と国籍別人口増加とともに群山内居留日本人の職業分布による都市性格の変化を論じている。主な結論として、既存集落の衰退過程で開港場に選定され新しい都市として発展し、居留地の撤廃と交通発達に伴う市街地の拡大と群山駅を中心に市街地内の新しい機能地域を作り、韓国人の居住地域に蚕食したと記している。

しかし、この論文は歴史地理分野の研究であるため、都市計画的視点や建築的視点が欠けている。そのため、群山各国居留地の計画の意図および特徴など計画のプロセスと計画的特徴は把握していない。その例として、鉄道には着目しているが、群山駅の建設後の都市の変化のみを説明しているに過ぎない。また、一部の図版は、原資料の出典に問題があり、例えば、群山各国居留地が最終的に決まる計画図である「群山各国租界図」は原資料ではなく、前記①の孫禎睦『韓国開港期都市変化過程研究』に収録された地図を引用している。

③ 金泰永ほか「韓国開港場の外人館研究(Ⅲ)-木浦及び群山港-」『大韓建築学会論文集』Vol. 4, No. 5, 1988年10月, pp. 109-117

この研究は、各開港場の居留地の設定経緯、設定範囲の事実関係を簡略に説明しており、韓国人・日本人など国籍別人口分布とともに各開港場に現れた「外人館建築物」（外国人が建てた建築物）の建築的特徴を平面と外観を中心に分析している。この研究では、群山の1980年代後半の地籍図と群山各国居留地の地図の比較を通じて一部の道路の幅が拡張されたこと以外大きな変化がなかったことを説明しており、1910年の写真資料を通じて、当時の韓国人居住地の位置を推定した。また、主要な分析内容として、群山に存在していた外人館に対して他の開港地と同様に路面に店舗、背面に住居の構成、または1階に店舗、2階の住居形式の外人館が配置されていること、そしてこのような類型がこの研究の作成時点である1980年後半に残されている建物と同一だという結論を導き出した。続いて、住宅の類型としては、日本式の平屋の建物が主流を成し、その外装について分析した。

しかし、この研究の目的は、研究当時の1980年代後半、群山に残されている外人館の形と、過去の資料分析を通じてその特徴を導出する研究である。したがって、都市視点での群山各国居留地の都市形成についての分析は示されていない。

④ 伊藤公彦ほか「韓国・群山の都市空間の形成に関する研究」の一連の研究（『日本建築学会大会学術講演梗概集』2000年9月, pp. 623-626）

この研究のうち「その1」は、「地図から捉えた旧市街地の変遷（1899年から1945年）」であり、1899年から1945年までの群山の居留地を研究対象として、街路骨格、主要建築物に着目し、その成立と変遷を明らかにしている。調査方法は、現地調査とともに複数の地図を用いて、分析されている。

この研究は、二つの部分によって研究内容が叙述されている。

一番目は、1899年から1945年までの期間を、1) 1899年頃（開港期）、2) 1906年頃（居留地時代）、3) 1914年頃（併合後）、4) 1925年頃（植民地時代）、と4つに区分して街路網や街区、交通など各時期別に市街地に現れる変化の特徴を簡略に記している。

二番目は、群山全体を6つのエリアに区分して、各エリア別に1999年ごろの街路骨格と比較しながら、解放前に建設された主要建築物の事項を分析した。ただし、全体の分量が2ページで様々な内容の確認が難しく、建設事項だけに着目しており、市街地の建設以前の計画までのプロセス及び計画事項に対する研究ではない。また、6つに区分されたエリアに対する正確な理由が記されていない。

「その2」は、「旧日本居留地地区における諸施設とその分布」であり、「その1」から、群山の旧日本居留地地区の変遷に大きな影響を与えたと判断した「諸施設」に着目し、これらの形成過程、現在の状態や用途、分布を分析して、以降の展望を検討することを目的とする。研究方法は、前者とともに文献調査と現地調査を併用していた。

研究の内容として、街区、港湾施設、鉄道施設、生活と公共施設に大きく区分して形成の経緯と特徴を分析し、また開港から鉄道の開通(1912年)までの当該建築物の分布傾向、そして、研究当時(1999年頃)に群山と関連がある計画により、当該地域が受ける影響を分析した。

本研究を通じて、主要な施設物の成立経緯と分布の特徴が分かる。また、この研究は研究当時(1999年頃)における都市内の影響も考慮して分析しており、その後展望に対する分析もしていることが他の研究と異なる特徴である。しかし、前者と同じように2ページの分量で詳細な内容の把握が難しく、都市内の全体的変化の様相を把握するのは難しい。また、建設実態に着目し、計画に関わる部分は分析していない。

⑤ Song, Seog-Ki 「開港都市木浦と群山の旧都心空間形成過程比較-20世紀前半期の都市拡張と機能分布を中心に-」 『大韓建築学会支会連合論文集(韓国)』 Vol. 10, No. 02, 2008年6月, pp. 149-158

この研究は、韓国の木浦と群山において、開港から植民地期までの居留地の初期形成および変化を比較分析した研究である。

この研究では、研究時期を次のように三つに区分した。1) 開港期：各開港時点から1911年ごろ、2) 日本植民地前半期：1920年代半まで、3) 日本植民地後半期：1920年代末から1940年代初まで、と設定した。そして、各時期に完工した「主要建築物」の分布により各居留地から都市の拡張と機能分布及びその変化を中心的に分析した。筆者は、主要建築物として、公共施設、金融施設、学校、宗教、集会施設と設定しており、その中に位置把握が可能なものを対象とした。したがって、この研究を通じて各種建築物の時期別建築事項および配置現況を把握することができ、これを通じて都市内の区域別の機能とその変化による都市構造の変化を把握することができる。

しかし、建設実態だけを分析したことで、計画までのプロセス及び特徴に関する内容は示されていない。また、研究時期は日本植民地期までだが、各居留地を中心に分析しており、研究時期に含まれる1934年に公布された「朝鮮市街地計画令」による計画や建設に対する分析はおこなわれていないことが、本研究と大きな違いである。また、この研究に使用されている地図の大半は、著者がおこなった文献調査で得られた原資料ではなく、前記①の孫禎睦『韓国開港期都市変化過程研究』に収録された地図、または各『市史』に収録された地図を主に使用している。

⑥ 延圭憲・伊藤裕久 「韓国・木浦各国居留地における地区割計画の変遷と競売過程に関する研究」 『日本建築学会計画系論文集』 第80巻第713号, 2015年7月, pp. 1697-1706

この研究は、研究対象である木浦各国居留地において、「地区割計画」(土地区画)及び「海壁」(護岸)³⁾・道路工事計画の変遷と土地取得の競売過程を明確にすることを目的としている。

研究の主な内容として、土地取得の競売過程に関する具体的実態を調査しており、その理由を分析している。続いて、土地所有の変化が街並みの形成に及ぼした影響を分析している。ただし、その区域は初期競売区域に限定している。また、他の既往研究の傾向に違って、計画の変遷を分析しているが、「地区割計画」に着目し、木浦居留地内の地区割計画、海壁及び道路整備計画に対する計画の変遷を分析している。

この研究は、居留地に対して計画の変遷、競売過程に着目した分析という点で、本研究の一部と類似しているところがある。しかし、この研究が「地区割計画」の状態に注目したのに比べ、本研究は市街地の造成に注目して各計画と建設実態を分析したこと、また競売過程について、この研究は、地主の性格に応じた地区分割の特徴と初期競売地区の街並みに現れる特徴を分析したことに対して、本研究は競売過程の分析を通じて市街地造成の手順の把握を目的としており、このために街路、街区、給水施設の建設実態を一緒に分析したことから研究目的と方法が異なる。

2) 植民地期の群山に関する研究

1910年から1945年に至る植民地期の群山に関する既往研究として次の4点がある。①から③までは韓国で発表された論著及び書籍である。④は日本で発表されたものである。

① 孫禎睦『日帝強占期都市計画研究』 一志社, 1990年

この研究は、19世紀後半の朝鮮の開港期から植民地期にわたって朝鮮で行われた都市計画に関する研究である。

具体的には、開港前の都市計画に関する概要、朝鮮における最初の都市計画法である「朝鮮市街地計画令」の制定以前の状況と制定経緯、当該法令の特徴、施行などを分析しており、解放以降の適用及び廃止まで総論している。また、都市区画整理など朝鮮における都市計画に係る関係法令の制定過程と特徴、実の適用事項など都市計画史の視点から記述している。

この本の中では、1934年に施行された「朝鮮市街地計画令」に基づいた各地の市街地計画を網羅的に紹介している。その中で、群山府の市街地計画を地方都市の一事例として紹介している。そのため、都市計画史研究として群山市街地計画を評価した研究としての学術的意味はある。しかし、群山市街地計画の詳細にわたる検討や特徴の把握はできていない。また、1930年代に作成された市街地計画図を手書きで模写しているので記載内容の誤記もあり、また資料の出典にあいまいさがあるという欠点も抱えている。

日本語訳は、孫禎睦著, 西垣安比古, 市岡実幸, 李終姫訳『日本統治下朝鮮都市計画史研究』 柏書房, 2004年である。

② Lee, Kyung-Chanほか「群山の近代都市発達過程と都市組織の変化類型に関する形態学的研究」『韓国造景学会誌』 Vol. 32, No. 6, 2005年2月, pp. 36-51

この研究は、形態単位概念に基づき、群山の近代化過程で現れる群山市街地の発達過程を明確にすることを目的としている。主な内容として、一つは、現在の群山都市組織に現れる形態単位区域を設定し、その起源及び形態的特性を導き出すこと、もう一つは、群山各国居留地の区域に対する時期別の都市組織の基本類型を把握し、変化過程を分析することである。

このため、研究方法として、都市形態分析の手法を使っており、具体的に朝鮮末期の地図および多数の地図から都市組織の類型を抽出し、1912年測量の群山の地籍図と2001年の研究当時の地籍図を比較分析した。

この研究を通じて、居留地時期の都市組織から2001年頃までの群山都市組織を比較して、群山内の都市組織の変化を把握することができる。また、他の研究とは異なり、植民地期を超えて現代までの各時期別の変化様相に注目した特徴が示される。

しかし、この研究は、群山の居留地期からの都市発達過程を明らかにすることについては本研究と似ているが、研究の視点と方法、研究対象において違いがある。

③ Park, Jong-Hyunほか「日本植民地時期新都市空間構造分析: 群山市の事例を中心に」『大韓建築学会論文集計画系(韓国)』 Vol. 22, No. 7, 2006年7月, pp. 181-188

この研究は、1899年から1945年までの群山の都市構造変化を空間統辭論的な視点から着目して分析している。

特に、この研究は、植民地期に都市として活発な成長活動を見せていた群山が現代には他の港湾都市に比べて都市社会的な衰退の様相が現れることに注目した。そして、その原因について都市的体系としてより客観的かつ物理的に究明することを目的としている。このため、研究方法としては空間構

造及び空間利用パターンを数値的に分析している。

結論として、開港以降、植民地期の群山では、空間相互のアクセスが容易であり、都市全体として通行量と認知度、商圈などが活性化したと分析した。その反面、1945年の解放以降には一部の地域が都市全体との有機的結合ができず、都市の発展から取り残された地域の成長が現れると説明している。

この研究は他の研究と比べて、開港期と現代の都市的成長様相の違いに注目し、その原因を究明しようとする特徴が示されている。しかし、この研究では街路利用パターン中心に定量的分析を主要研究方法として使用し、また建設状態のみについて分析することから、本研究の研究視点と方法に違いがある。

④ 石田 潤一郎・金珠也「大邱市街地計画と区画整理事業 - 植民地期大邱の都市再編 その2 -」
『2008年日本建築学会大会学術講演梗概集(中国)』 2008年9月, pp. 373-374

この研究は「朝鮮市街地計画令」に基づく地方都市の市街地計画の研究として、日本で行われた数少ない例であり、韓国の大邱を対象にして「大邱市街地計画」(1937. 3. 23)に対する説明と実際の大邱での市街地計画事業と判断した土地区画整理の実施事項を分析している。

この研究は、本研究の計画と建設実態を見る研究視点において類似しているが、この研究では中心内容として決定された大邱の市街地計画のみについてその特徴を分析しており、本研究が計画決定までのプロセスと各段階別の計画特徴を分析することと異なる。また、2ページの分量で全体的な脈絡の中、各細部の事項を把握し難い部分がある。

関連研究として、石田 潤一郎・金珠也「植民地期大邱の都市再編 1920年代～1930年代の大邱における市街地の変遷 その1」『2000年日本建築学会大会学術講演梗概集(東北)』 pp. 371-372, 2000年9月がある。

以上の既往研究は、先行した孫禎睦の『韓国開港期都市変化過程研究』と『日帝強占期都市計画研究』の影響を受け、分析視点として、①1910年の日韓併合を区切りとしてその前と後で個別に都市形成を把握することと、②朝鮮総督府による「府制」を基準とした1914年に時代区分を設定した場合も居留地のみに着目するか府の管轄区域のみに着目するかのいずれかであること、という傾向がある。

また、植民地期の都市計画については、支配機関であった朝鮮総督府がその支配権力に基づいて都市計画（「朝鮮市街地計画」）を立案、実施していたと記すものが多いが、それは、その「朝鮮市街地計画」の検討過程を詳細に分析することなく、植民地支配を前提にそのような内容を記述しているところに問題がある。

また、孫禎睦の『韓国開港期都市変化過程研究』と『日帝強占期都市計画研究』の以後の群山に関する既往研究が建設実態に注目して都市の特徴や変化を解析するのみに終始しており、計画の方針や決定過程に着目していない。

その他、韓国の都市史研究では、ソウル、釜山、仁川という大都市を対象とした研究が多く、各地に多数存在する地方都市を対象とした研究が少ないという現状がある。その一方で、開港場になった都市について、それぞれの詳細な情報が不明なまま、最初の開港場だった釜山や仁川を例として、開港場全体を説明する傾向も強い。

1-2-2 本研究の位置づけ

前述した既往研究傾向に対して、本研究は、研究対象である群山において、これまであまりおこなわれなかった市街地計画の決定までのプロセスと建設実態及びその特徴をつなげて分析することが大きく異なっている。また、1910年の日韓併合後も群山各国居留地が国際条約に基づいて存続していた事実に着目し、1910年の日韓併合に依拠した時期区分ではなく、韓日併合後に居留地と朝鮮総督府による行政区域が共存していた時期について明確に把握した上で居留地撤廃と群山での地方行政機関の設立に依拠した時期区分を前提に研究を進めたことも既往研究とは異なる。

また、孫禎睦の『韓国開港期都市変化過程研究』と『日帝強占期都市計画研究』の以後の群山に関する既往研究が建設実態に注目して都市の特徴や変化を解析するのみに終始しているのに対し、本研究は、計画の方針や決定過程に着目していることが大きく異なる。

これによって、建設実態だけで分析してきた傾向が強かった既存群山の都市遺構および都市変化について、より正確な解釈が可能な基礎情報を提供する基礎研究として位置づけられる。

また、韓国での都市史研究では、ソウル、釜山、仁川など大都市に対する研究が集中しているのに対し、本研究は、地方都市である群山に着目し、日本植民地期に地方都市として行われた市街地計画および市街地建設に関する過程を示す研究として位置づけられる。また、地方都市の中でも朝鮮時代から大きな市街地として存在しなかった地域が、開港とともに新市街地として計画・建設された典型的な事例としての研究として価値がある。これらは、韓国での近代都市史研究に必要な部分といえる。

そして、開港場であった群山の研究から、韓国の近代的都市が導入される出発点についての研究として意味がある。

1-3 研究の視点・方法

1) 研究の視点

本研究は、群山でおこなわれた都市及び市街地の計画決定を基準に計画決定までのプロセスと計画以降実施された建設プロセスや建設実態に着目して分析する。両過程を併せて引き継いで研究する視点は、前節で分析した既往研究検討で明示したように、群山の都市史の研究においてこれまであまり着目しなかった研究視点であり、これを通して市街地に関する計画の決定まで追求した都市像から実際の建設実態までの都市建設、市街地形成を一連の流れとして把握し、そして各時期別の特徴が把握できる。

2) 研究の方法

本研では、日・韓国所蔵の文献調査を中心に現地調査を並行した。特に、一次史料の収集と分析に努めた。

主要資料として、韓国政府の議政府⁴⁾、外部⁵⁾、監理署⁶⁾と日本の外務省、駐韓公使館・領事館、また、韓国の総海関（総税務司）、朝鮮総督府、群山府及び群山府会が作成した公文書などを中心として使用した。その中で既往の研究が注目してこなかった日本の外務省と在韓日本公使館や木浦領事館等のやり取りを示した外交文書、群山各国居留地会の文書、群山府会の文書を使った分析、さらに既往研究が使っていなかった地図を用いた分析を進めた。

具体的には、群山各国居留地の設定以前の事前調査事項と居留地計画決定の前に作成された計画図及び詳細事項を確保して使用した（fig. 2-1とfig. 2-2）。また、群山各国居留地会が作成した文書収集を通じて発見した「群山市街図」（fig. 2-7）、群山府会の会議録に添付された「群山府市街地計画図」（fig. 4-1）も発見して本研究で使用した。前者は、群山各国居留地の建設主体である居留地会が、当時居留地の範囲外の市街区域と認識した区域などを確認することができ、後者は朝鮮総督府による「朝鮮市街地計画令」（1934年）によって1938年に行われた群山市街地計画の決定以前の段階で群山府によって作成された市街地計画図であり、群山府の計画意図の特徴とそれが最終案に反映された事項を確認することができる重要な資料であり、大きな意味がある。

1-4 論文の構成

本論文は、群山の都市形成を3段階に分けて、それに応じた構成とする。

第2章では、開港により居留地が成立した群山各国居留地の計画と建設の実態を分析する（1898～1914年）。このため、最初に群山各国居留地計画の確定までの過程と朝鮮政府・各国領事間の協議事項を把握する。併せて、計画の確定以前の事前調査及び計画案を分析することにより、それぞれの計画案に示された市街地の特徴を示し、最終的な確定事項を確認する。続いて、群山各国居留地の建設過程や実態を明確にし、建設特徴や変化の様相を分析する。

第3章では、法令による都市計画が行われる以前の植民地期の群山府の都市建設の過程や特徴を分析する（1914～1920年代末）。朝鮮の開港場の各国居留地から植民地の地方行政機関としての府の設置によって都市の性格が変わった群山府が進めた都市建設を分析し、都市の変化と居留地との相互関連性および特徴を導き出す。このため、拡張された群山府の区域設定から街路及び街区、建築物、港湾、鉄道、給排水施設の建設実態を分析する。

第4章では、朝鮮半島での最初の都市計画法令である「朝鮮市街地計画令」による群山市街地計画とその建設の実態を分析する（1930年～1945年）。群山市街地計画は、群山府の成立以後、大きく変化した都市未来像が反映された計画と思われる。本章では、群山市街地計画に対する動きが始まった1930年代前半の事項から1946年に発行された地図を通じて朝鮮の解放直後に現れる実施状態までを分析する。特に、中央政府と地方政府間の協議の過程で示された都市発展の方針を把握し、また、実質的に適用された事項と建設状態を把握することによって群山市街地計画の特徴を導き出す。

上記の分析を通じて、本研究では、最終的には、各時期別の特徴分析とともに、相互関連性、すなわち都市計画や建設特徴の変化様相を分析することにより、群山の開港から植民地までの都市形成や変遷過程に関する結論を導き出すものである。

なお、上記のうち、第2章の前半部分（2-1 群山各国居留地の造成のための計画と特徴）は、文智恩・西澤泰彦：1899年開港の韓国・群山における居留地設定に関する研究（『日本建築学会計画系論文集』 No. 757, 2019. 3, pp. 725-732）を基本として、論文掲載決定後に判明した事実に関する部分を修正加筆したものである。また、第2章の後半（2-2 群山各国居留地の建設と特徴）は、『日本建築学会計画系論文集』に2019年4月10日に投稿し、現在審査中となっている論文原稿を用いて執筆した部分である。さらに、第4章の前半部分（4-1「群山市街地計画」の決定過程、および、4-2「群山市街地計画」の特徴）は、文智恩・西澤泰彦：1934年施行の「朝鮮市街地計画令」による群山市街地計画に関する研究（『日本建築学会計画系論文集』 No. 755, 2019. 1, pp. 229-238）を基本として、論文掲載決定後に判明した事実に関する部分を加筆修正したものである。

上記の他の部分、すなわち、第3章全体、第4章の末尾（4-3「群山市街地計画」の実施）、第5章は、未発表の原稿である。

注

- 1) 釜山では日本居留地（1877. 1. 30）と清国居留地（1884. 7. 4）が設置されており、仁川には日本居留地（1883. 9. 30）、清国居留地（1884. 4. 2）、各国居留地（1884. 10. 3）が設置された。群山では各国居留地だけが1899年6月2日に設置されていた。
- 2) 韓国最大の平野である。韓国南西部の萬頃江・東津江流域にあり、主要都市として全州・益山・井邑・群山・金堤がある。1914年の府制施行による群山府は、湖南平野の北西端に位置する。
- 3) 「地区割計画」と「海壁」は、いずれも、この研究の筆者が表記した語句であり、そのまま表記した。しかし、これらの語句は日本語の学術用語としては使われない用語である。そこで、（ ）内に本来の用語を補った。
- 4) 議政府は、朝鮮初期の1400年4月に設立された国政議決機関であり、1907年6月に内閣制度によって廃止された。
- 5) 外部は、1895年4月に設立され、1906年に廃止された朝鮮末期の外務行政を担当していた中央官庁で日本の外務省に相当。
- 6) 監理署は、1883～1895年、1896年～1906年に存在した外部所属の開港場・開市場の行政と対外関係の事務を担当していた官署である。監理は、監理署の奏任官の官職である。群山港の担当は、沃溝監理署であった。

第2章 群山各国居留地の設定と建設

2. 群山各国居留地の設定と建設

本章では、現在の群山市の基礎となった群山各国居留地について、居留地設定に至るまでの過程とその計画の特徴、そして建設実態を明らかにする。特に、居留地設定のための調査や立案された計画の特徴を中心に論じ、当時の建設主体の役割と建設方針、また建設実態とその特徴を明確にする。

2-1 群山各国居留地の造成のための計画と特徴

2-1-1 群山各国居留地の設定過程

1) 群山港開港までの過程

1898年5月26日、韓国・議政府の会議では、群山、馬山、城津の開港と平壤の開港に関する案件が賛成7票、反対3票で可決された。この会議では、1897年10月1日に開港した木浦と鎮南浦の「居留地規則」¹⁾を群山、馬山、城津にも準用することとしたが、群山などの開港の時期は、未定であった。また、韓国政府は、1897年の開港により木浦と鎮南浦の景気がよくなったので、群山、馬山、城津を追加的に開港する旨を表明していた。

一方、『駐韓日本公使館記録』¹²⁾に所収されている1898年7月8日付文書³⁾によると、1898年5月29日の前の時点で、韓国政府の当局者が加藤増雄駐韓日本公使を訪問して、この時期ロシア、ドイツ、フランス、英国の清港湾占領と関連して韓国にまでその影響があるのではないかという懸念と共に、これへの対策について相談していた。これに対して加藤公使は、各国が欲しがると港を自ら開港することが良い、という旨を答えていた。そして、その後加藤公使は、韓国政府から群山と馬山、城津の開港と平壤の開港が決定された報告を受けた。すなわち、清の状況に危機を感じた韓国政府は、日本弁理公使である加藤に助言を求め、加藤公使は、韓国が自ら開港すべきと答えたといえる。

2) 群山各国居留地規則締結までの過程

群山各国居留地の設定のため、日本政府は、韓国政府より先に調査に着手していた。1898年6月29日に木浦領事久水三郎は、群山開港に向けた調査のために木浦から出港し、7月2日に群山に到着して調査に着手していた。在木浦一等領事久水が外務次官小村壽太郎に送った1898年7月15日付本省一六号「群山復命書」⁴⁾によると、この調査の目的は、次の3点である。1点目は、居留地に相応しい土地の選定をおこなうこと、2点目は、日本領事館の敷地を選定すること、3点目は、臨時に領事館として使用する家屋を調査することであった。そして、この文書には、「全羅道群山畧図」(fig. 2-1)が添付されており、この図には居留地に相応しいと判断された範囲、日本領事館敷地、道路状態、潮の干満などが表記されている。図の細部事項は、2-1-2で分析する。なお、fig. 2-1は、fig. 2-2、fig. 2-4と比較するため、原図の上下を逆にして掲載した。

そして、『駐韓日本公使館記録』12に所収されている機密送第四一号1898年10月1日付文書⁵⁾によれば、外務大臣大隈重信は、弁理公使加藤に対し、調査した事項が韓国政府によって定められるように要請することを伝えていた。そして、この事項と関連して、1899年2月22日に加藤公使は、韓国・外部に対し、日本はすでに群山、馬山、城津の開港に合わせて、周辺地域の領事を派遣して居留地設定範囲を調査していることを伝え、設定範囲を示した地図を送り、これが採用されることを望む旨を伝えた⁶⁾。この文書に添付された群山に関する地図は、1898年7月15日付「群山復命書」の添付地図(fig. 2-1)とほぼ同じとみられる⁷⁾。

すなわち、日本政府は、1898年5月26日に群山の開港が決定され、それから約1ヵ月後である6月29日の時点で、群山各国居留地の設定範囲と港湾の調査のために人員を派遣していた。また、日本政府はこの調査結果に基づいた居留地の設定を韓国政府に要請していた。

以降、日本政府は、群山の開港を促す動きを見せている。1899年3月10日に加藤公使が、韓国外部大臣朴齊純に送った公文書⁸⁾によると、群山を含めた三港の開港が、まだなされていないことについて遺憾を表明しており、早期に開港することを要請していた。その後、同月21日に韓国政府は、韓国・総務司に対し、各公使からの開港を促すことや開港時期の照会が相次いだため、開港時期を1899年5月1日に決めたこと、「居留地規則」について各国代表（公使・領事）との調印を実施すべき旨の文書を送った⁹⁾。つまり、群山、馬山、城津の開港は、日本政府が促す文書を送っていた1899年3月10日から3月21日の間に決められたといえる。

また、韓国・外部は、3月23日に日本政府より開港前に群山港をあらかじめ測量しておくべき旨の要請を受けたので、総務司に対し、群山港の測量をおこなうことを依頼していた¹⁰⁾。その後、1899年4月17日付の「機密第10号」¹¹⁾として、木浦領事久水が外務次官都筑馨六に送った文書によれば、韓国政府が居留地地域の測量を実施しており、このために、海関吏であるオランダ人技師スタデン（J. C. Staden）¹²⁾が、3月31日に仁川を出発したと記録されている。また、「機密第10号」文書では、スタデンは、木浦領事久水三郎に助力を要請して同行を依頼しており、久水はスタデンから秘密図を受けたと報告していた。そして、この文書には、二つの地図が添付されている。そのうちの一つである「甲号」は、無題で群山周辺の海流と島の位置が描いてあり、「乙号」（fig. 2-2）には、「群山各国居留地図」というタイトルが書かれている。この文書により、日本政府が、韓国政府に群山の開港前の事前測量を要請した以降の時点で、韓国政府側の測量が始めており、その過程で担当海関吏スタデンは、日本領事に助力を要請し、秘密の地図も与えたことが判明した。つまり、実際の群山各国居留地造成の関係者である韓国の海関吏と日本領事との間の緊密な関係により、群山各国居留地の造成に日本領事や日本政府の意見が反映された可能性が高いことと、居留地造成と関連された秘密情報を韓国政府より先に日本政府が把握していた可能性があることを示している。

一方、群山は、1899年5月1日に開港しており、同年6月2日に群山「居留地規則」が締結された。締結の過程をみると、まず1899年4月25日に韓国・外部は、加藤駐韓日本公使を含めた各国代表に、先に開港した木浦と鎮南浦の「居留地規則」と同じ内容の案を送付して返信を要請したが¹³⁾、韓国・外部は、二日後の4月27日に、この案の第10条に示された領事館敷地について、「極大不過一萬五千方米突」（最大で15,000㎡を超えず）という部分を追加して、各国代表に再連絡した¹⁴⁾。これに対し、日本政府は異議を表明し、少なくとも領事館敷地を3万㎡まで認めてくれることを要請した¹⁵⁾。しかし、他国からは異議がなかったとみられ¹⁶⁾、結局、群山、馬山、城津の「居留地規則」では、韓国政府の案の通り、領事館敷地の最大面積が15,000㎡に限定された。

最終的に群山の各国「居留地規則」は、1899年6月2日、韓国の外部大臣と漢城（ソウル）駐在の日本、フランス、イギリス、ロシア、ドイツの公使または領事が調印した。正文は‘Regulations for the Foreign Settlements at Kunsan, Masanpo, and Songchin’ というタイトルの英文である。

ところが、沃溝港監理である趙性協は、1899年6月2日から12日までに居留地を調査し、居留地の範囲が広すぎて韓国人の移住と官署建設が難しいため、範囲の縮小が必要、という旨の報告書を韓国・外部に送っていた¹⁷⁾。そして、同年6月24日に韓国・外部大臣は、総務司にこの事項を伝達して処理を依頼していた¹⁸⁾。これについて、『沃溝港報牒』1冊の1899年7月7日付報告第10号¹⁹⁾によると、仁川税司が1899年6月25日に群山に到着し、当該居留地を調査したが、すでに各国代表間の条約が締結されたので、範囲を縮小するのは難しいという意見を表明した。

つまり、韓国政府は、「居留地規則」の締結後、居留地範囲の見直しをおこない、居留地の縮小を試みた。しかし、「居留地規則」が締結されていたため、居留地範囲の変更はできなかったのである。

また、群山「居留地規則」では、居留地の総面積が示されていないが、実際の居留地計画が描かれた「群山各国居留地図」（fig. 2-4）は、1899年10月10日に韓国外部と各国代表（公使・領事）と

の間で調印された。これに関して、『駐韓日本公使館記録』14の1899年10月6日付照会第98号²⁰⁾によると、韓国政府は、各国代表に群山、馬山、城津の各国居留地図を作成するために人員を派遣することを知らせており、同月10日午後2時に各国居留地図の調印をすることを知らせていた。この過程にみると、1899年6月2日の「居留地規則」の条約締結時に居留地の範囲についての予定はすでにあったが、それが公式に認められたのは、「群山各国居留地図」が韓国・外部大臣と各国代表が調印した同年10月10日であったといえる。

2-1-2 群山各国居留地の設定特徴

1) 群山各国居留地の確定以前の計画

本項では、各計画の比較と特徴を把握するため、各計画図について、1) 既存コンテキスト、2) 干・満潮線に関する地形情報、3) 居留地境界、4) 街区・街路の計画、5) 税関など港湾施設、6) 領事館敷地を中心に分析した。

まず、前に示した通り、木浦領事久光三郎が作成した1898年7月15日付「群山復命書」には、「全羅道群山畧図」(fig. 2-1)が添付されている。「群山復命書」によれば、fig. 2-1を作成するための調査は木浦領事の久水三郎が行なった。久水は、1898年7月2日、群山に着いたが、7月8日まで雨によって調査できず、居留地として選定した範囲の一部の調査しかできなかった。

fig. 2-1から次の4点を読み取ることができる。

1) 既存コンテキスト：既存の道路、集落、田畑の位置が描かれていることである。ただし、既存の道路は、既存集落の周辺のみ詳しく描かれていると判断される。fig. 2-1によれば、日本領事館敷地として選定した区域の周囲には既存の韓国人の家屋が描かれており、集落があることが示されている。そしてこの集落を貫通して南西に道路が伸び、領事館の敷地から東南には長浦江（錦江）沿い道路が描かれている。また、居留地の南側半分は、山を除いて田畑として描かれている。

2) 干・満潮線：干潟の分布区域に色が付いており、干潮線と満潮線が読み取れる。「群山復命書」では、干満の差が25～26尺（約7.6～7.9m）と大きく、実際に400～500トン規模の船舶は満潮時に限って出入りが可能、という具体的な説明が書いてある。

また、図の凡例には「茅浴」が示されている。「茅浴」とは、茅が生い茂っている茅野のことを指すとみられ、居留地の北を流れる長浦江に流れ込む小川の周囲が「茅浴」とされている。茅野は河原や湿地帯であることが多く、この場合、この地域が湿地帯であったことを示している。

3) 居留地境界：居留地の総面積約37万坪（約12ha）も表記されている。また、群山の北に位置した長浦江に面した区域の長さは約15町（1,650m）、居留地範囲の北方の中央河岸から南方の居留地境界最端までの距離は、約7町（770m）で設定されている。また、干潟の川側の縁には干潮線が描かれており、地図を全体的にみると、西側・南側の山地と東側の丘に囲まれた平地全体を居留地の範囲に選定したとみられる。

6) 領事館敷地：日本領事館敷地として、居留地内で長浦江沿いの丘の一部を選定していた。「群山復命書」には、この敷地は旧群山鎮²¹⁾の敷地で、そこに残っていた建物を活用することができる、と記されている。

しかし、fig. 2-1には、居留地の市街地建設に関する4) 街区・街路の計画と、5) 税関など港湾施設に関する計画は描かれていない。むしろ、港湾計画を考えるための自然条件を調査したと考えられる。また、「群山復命書」には、主要輸送物として米穀が記録され、満潮時に、韓帆船²²⁾を使用して汽船まで運ぶ方法しかない旨が、書かれている。

その後、韓国政府の総税関によって、調査及び計画された「群山各国居留地図」(fig. 2-2)が作成されたが、その調査者は、スタデンである。fig. 2-2は、木浦領事久水三郎が外務次官都筑馨六に送った1899年4月17日付の「機密第10号」に添付されていた。

fig. 2-2から次の5点を読み取ることができる。(fig. 2-3参照)

1) 既存コンテクストと2) 干・満潮線：既存地形と干潮線、満潮線が描かれている。山と丘、干潮線、満潮線、そして一部の丘には、岩または絶壁と考えられる表現も現れている。ただし、既存の道路や集落などの情報は、描かれていない。

3) 居留地境界：居留地範囲は、龍漕江(錦江、長浦江と同じ河川)沿いの地域で、東側と西側には小高い丘があり、その間に平地が広がっている。その総面積は、572,000㎡と書かれている。龍漕江沿いの居留地境界線は、干潮線を基準に描かれており、満潮時には、居留地内の街路と街区の一部が水没することになる。

4) 街区・街路の計画：街区(ブロック)は、北東南西方向が南東北西方向よりやや長い長方形であり、居留地内の平地を最大限に活用して配置されている。そして、ブロックは、同一形のロットによって田の字型に四分分割されている。また、各ロットには号数が付され、総数は93ロットである。街路は、居留地の北側を流れる龍漕江沿いに居留地内を貫く街路と海関用地を起点として居留地の南へ延びる2本の街路を基準とした格子状街路が描かれている。前出の「機密第10号」によると、龍漕江沿いに延びる街路に「群山大街」という街路名が付されている。

5) 税関など港湾施設：海関用地として龍漕江に突き出た丘陵地に位置した約13,000㎡の土地が選定されている。fig. 2-2に描かれた地形情報によれば、この敷地が河岸のなかで最も高い敷地であるとみられる。また、この敷地は格子状街路の基準となった2本の街路の交差点に位置しており、居留地の中心であるといえる。

6) 領事館敷地：日本領事館用地として「群山大街」をはさんで北側と南側の二ヵ所に選定されている。これらはいずれも市街地の西側に位置する丘の一部であり、「群山大街」北側の敷地は海関用地と隣接した8,000㎡の土地であり、「甲区日本領事館予定地」と記された。「群山大街」南側の敷地は15,000㎡であり、「乙区日本領事館予定地」と記された。ここは、飲用水の確保が容易な土地であった²³⁾。

これらの内容で注目すべきところは、fig. 2-2には、fig. 2-1には描かれていなかった居留地内に計画された街路と街区が描かれたことであり、市街地計画が行われたといえる。また、龍漕江沿いの居留地境界線は、干潮線を利用しており、干潮時にできる干潟を居留地に取り込む計画であった。しかも、「群山大街」の一部とそこに面する街区は干潟上に描かれており、また、ロットに付された番号の1番が群山大街に面した街区にあることは、群山大街を基準に街区を設定していることの現れであり、これらを勘案すると、干潟を埋め立てた後に市街地を造成することを示していた。

また、fig. 2-4は、前に示した通りに群山「居留地規則」が締結された後、1899年10月10日、韓国外部大臣と各国代表が調印した地図である。その表題は「PLAN OF THE GENERAL FOREIGN SETTLEMENT AT KUNSAN」(「群山各国租界図」)であり、縮尺1/2000で、図の周囲に各国代表の所属と名前が表記されている。注目すべきことは、fig. 2-1、fig. 2-2にはなかったロットの種類が記されたことである。それは、A(Low lying lot)310,000㎡、B(Hill lot)215,000㎡、C(Foreshore lot)70,000㎡、と記され、各ロットの総面積が表記された。これは「居留地規則」の2条で規定されている事項である。街区とロットの形状や格子状街路の形態から、fig. 2-2を基にして作成されたと判断される。

fig. 2-4から次の4点を読み取ることができる。

1) 既存コンテキスト：山と丘、居留地の北側の川とそこに流れ込む支流の川の一部が描かれている。しかし、群山の地形的な特徴である干満の差に関する情報は、描かれていない。ただし、fig. 2-2と比べてみると、河岸側は干潮線のみが描いてあると思われる。

3) 居留地境界：陸地に描かれた居留地境界線はfig. 2-2と同じであり、居留地は、東側と西側の小高い丘にはさまれた中央の平地に市街地が描かれている。居留地の総面積は書かれていないが、ロットの総面積は、595,000㎡である。また、龍漕江沿いの居留地境界線は干潮線であり、干潟の表現がされていないことから、龍漕江沿いの干潟は埋め立てる予定であると判断できる。

4) 街区・街路の計画：街区（ブロック）は、fig. 2-2と同じように居留地中央部、東と西方の丘の間にある平地に配置されており、北東南西方向が北西南東方向よりやや長い長方形であること、ロットは各ブロックを同一形状に田の字に四分割した形態となっている。各ロットに号数が付されていることもfig. 2-2と同様だが、ロット総数は92個であり、fig. 2-2に比べて一つ少ない。そして、fig. 2-4上にあらわれている全てのロットは、「居留地規則」によってロットAと判断される。街路が格子状街路となっていることはfig. 2-2と類似するが、fig. 2-2の基資料に書いてある龍漕江沿いの「群山大街」と海関用地を起点として居留地の南に伸びる街路は、fig. 2-4には描かれていない。

5) 税関など港湾施設：海関用地は、Fig. 2-2と同様に龍漕江に突き出た丘陵地に記され、そこは、その後に整備される群山港（埠頭）の西端に位置していた。

つまり、1) 既存コンテキストのうち既存集落などの情報、2) 干・満潮線に関する地形情報、6) 領事館敷地に関しては描かれていない。

2) 群山各国居留地の計画変化

群山各国居留地に関する計画は、文献調査の結果、fig. 2-1、fig. 2-2、fig. 2-4の順番で行われたと判断できる。以下、群山居留地計画の意図や変化の特徴を5点で示す。

1点目は、居留地範囲の変化である。まず、居留地の総面積は、fig. 2-1では約37万坪（約122ha）で設定されたが、fig. 2-2では572,000㎡（57.2ha）に縮小され、fig. 2-4ではロット総面積が595,000㎡（59.5ha）となって確定した。このような総面積の変化の中で、龍漕江沿いの干潮線を北側の境界とし、西側の海岸線と南西側の丘陵地に境界を設けたことは不変であるのに対し、fig. 2-1では居留地に含まれていた南側の山裾部分がfig. 2-2では居留地からはずされた。これは、この区域に既存の韓国人の集落や墓地があり、除外されたと考えられる。1872年作成の地方地図²⁴⁾での一つである「沃溝縣地図」²⁵⁾をみると、fig. 2-1からfig. 2-2への変更で居留地から外された区域に相当する場所には、山北里、店里、屯栗里という集落名が書いてあるので、この区域には、元々韓国人の集落があったとみられる。また、当時の韓国では、集落の近くの丘陵地には、一般的に墓地が分布していた。したがって、fig. 2-1のとおり居留地を設定すれば、山北里、店里、屯栗里という集落が居留地内に含まれ、多くの家屋と墓地の移転をおこなう必要があり、それを避けるためにこの区域を居留地から外したものと考えられる。これを裏付ける別の事実として、2-1-1で示した通り、沃溝港監理趙性協は、決められた居留地範囲が広く、韓国人の家屋や墓地の移転が難しいことを認識していた。また、「居留地規則」の9条では、居留地会の告示後一ヶ月内に「韓国家屋及墓地」の撤去を規定している。すなわち、韓国家屋及墓地の撤去をなるべく少なくするため、居留地範囲を狭くしたといえる。

しかし、群山の北側にある錦江に面する河岸について、fig. 2-1からfig. 2-4まですべてにほとんど同じ長さを居留地範囲として計画している。fig. 2-1では約1,650m、fig. 2-2とfig. 2-4では約1,500mに設定されている。つまり、群山居留地の河岸側の範囲は、日本政府のfig. 2-1の事項が最終ま

で反映された可能性が高いといえる。そして、これは、干潮線を基にした境界線であった。したがって、これは、干潮線と満潮線の間に出現する干潟を居留地範囲に組み込み、干潟を居留地の一部として造成することを想定した居留地境界の設定であり、干満差の大きい韓国の西海岸の特徴を考えた居留地範囲の設定であるといえる。

2点目は、居留地の街路・街区計画である。fig. 2-2から現れる居留地内の街路計画は、基本的に龍漕江（錦江）の河岸に面した街路「街路A」（仮称、木浦領事久水が「群山大街」と称す）と、海関用地でそれと直交する街路「街路B」（仮称）を基に格子状街路を設定している。fig. 2-1によると、長浦江（錦江）沿いには河岸道路が描かれ、また、居留地の中央から南西に延びて居留地の外に至る道路も描かれていることから、fig. 2-3に描かれた「街路A」と「街路B」は、従来の街路の方向に従ったものと判断される。「街路A」は、居留地設定後に整備が予定される港湾区域と市街地が接する重要街路である。「街路B」は、群山の南側にある既存韓国人集落と居留地や港湾を結ぶ道路の延長線として計画されたと考えられる。居留地内の労働力確保や生活物資供給の点から、韓国人の集落との連結動線は必要な要素だったためと考えられる。また、これらの街路の幅員は、fig. 2-2およびfig. 2-4の縮尺に基づけば、約10mで計画された。

そして、街区計画もfig. 2-2から登場しており、同じようにfig. 2-4に反映されたと判断される。fig. 2-2とfig. 2-4に現れた街区計画では、北東南西方向が北西南東方向よりやや長い長方形街区が設定され、居留地規則によって定められたロットAのみが描かれている。「居留地規則」3条によれば、各ロットの最大・最小面積が規定されていた。ロットAとCは、500~1000㎡に限定され、ロットBは、1000~5000㎡であった。fig. 2-2とfig. 2-4に描かれたロットは、地図の縮尺を基に計算すると概ね700~800㎡であり、地図に描かれた街区は、Aロットで構成される街区であった。そして、各ロットは、街区を田の字型に四分割したため、三角形の92番地以外は、すべてロットの2面が街路に面する角地となっていた。また、より多くのロットを確保するため、丘の麓に接する場所まで街区を設定した。

3点目は、海関（税関）用地である。fig. 2-1で日本政府が日本領事館敷地とした区域の多くが、fig. 2-2とfig. 2-4では海関用地となった。この区域は、朝鮮時代から群山鎮と呼ばれる港湾関連の官署が置かれた場所であった。韓国と列強諸国との間で結ばれていた不平等条約に基づき、総海関は韓国政府に対して強い権限を持ち、群山各国居留地の設定に当り、港湾管理に最も好都合な河岸に面した群山鎮の場所に海関用地が設定されたといえる。

4点目は、日本領事館用地の確保である。木浦領事久水三郎の調査によってつくられたfig. 2-1では、長浦江（錦江）に突き出た丘陵地に日本領事館用地を設定していた。しかし、これは実現せず、この区域の大部分は、前述の通り海関用地となった。そして、fig. 2-2では、海関用地に隣接した丘陵地に日本領事館用地（甲区）が確保された。また、海関敷地の選定によって、日本領事館敷地の計画を一部修正するしかなかった日本政府は、市街地西側の丘陵地に日本領事館乙区を計画した。すなわち、日本政府は当初、群山各国居留地内で、港湾を管理することに最も都合のよい区域を領事館敷地として計画していたが、これが海関敷地に選定されたことによって当該区域の一部のみを使用するように計画を修正した。これは、fig. 2-4が調印され、居留地の市街地計画と海関用地が確定すると、fig. 2-2に示された日本領事館の用地も確定した。これは、群山各国居留地設定の際に日本政府の計画が影響力を持っていたことを示している。

5点目は、港湾に関することである。開港場となる群山にとって港湾は重要だが、fig. 2-1、fig. 2-2、fig. 2-4の全てに、港湾に関する計画は描かれていない。「居留地規則」1条によれば、港湾建設に関連予算や工事は、韓国政府の義務であった。一方、群山の居留地計画は、干潮線を居留地境界とし、市街地造成のために居留地内の干潟を埋め立てることとなったが、これは、fig. 2-4が韓国政

府と各国代表によって調印され、居留地範囲が確定した後におこなわれるものであった。干潟の埋め立てが出来なければ、錦江沿いに港湾を整備することはできないため、fig. 2-2やfig. 2-4にも港湾計画が描かれていないものと考えられる。つまり、港湾工事が市街地建設より先行する必要はあったが、実際には、干満の差が大きい自然条件に配慮して、港湾計画より先に市街地計画が行われたといえる。

2-2 群山各国居留地の建設と特徴

2-2-1 市街地建設の主体と方針

1) 群山各国居留地会と群山居留民団

群山各国居留地において、居留地制度が廃止されるまで居留地建設の主体となった組織は、居留地会であった。

このうち、居留地会は、1899年6月2日調印の「群山、馬山浦、城津居留地規則」（以下、「居留地規則」）に基づいて組織された。「居留地規則」の内容は、次の2)で紹介するが、その第16条に居留地会の職権・職務として、道路や水道などの都市基盤施設整備と維持、警察の設置、居留地内の衛生の確保などが示され、居留地会が居留地の行政を担う組織であると位置づけられた。また、「居留地規則」第14条では、居留地会は、監理使または相応の地位にある韓国官吏、現地駐在領事、登録地主の選挙で選ばれた3名以下の議員によって組織された。1899年12月23日付『官報』第4945号によると、群山各国居留地会は同年12月4日に地主議員選挙をおこない、日本人地主の宇津木競が最高得票者となり、この宇津木と、韓国群山港監理使の趙性協、日本の外務書記で群山領事分館主任の浅山顕蔵を加えた合計3名によって居留地会が組織された。

一方、韓国各地の居留地や清の租界に住む日本人が増加したため、日本政府は1905年3月7日法律第41号として居留民団法を公布し、地区を定めて日本人による居留民団を組織することした²⁶⁾。群山居留民団は、1906年8月15日に設立され、所轄理事庁²⁷⁾は群山理事庁であり、民長は阪上貞信であった²⁸⁾。その居留民団地区は「群山各国居留地一圓及其境界線ヨリ十韓里以内ノ地（錦江北岸ノ地ヲ除ク）」と規定された²⁹⁾。その結果、群山各国居留地では、従来から存在した居留地会と居留地民団が併存することとなり、両者は、1907年4月、業務分担に関する契約を結んだ³⁰⁾。そこでは、各国居留地会が居留地内の土木、衛生、消防の各事業を担当し、そして、居留地会は居留民団に街燈、掃除、病院の事業事務を委託した。

2) 「群山、馬山浦、城津居留地規則」での建設関係条項

前出の「居留地規則」は、1899年6月2日、韓国の外部大臣と韓国駐在の日本、フランス、イギリス、ロシア、ドイツの公使または領事が調印した。正文は‘Regulations for the Foreign Settlements at Kunsan, Masanpo, and Songchin’というタイトルの英文である³¹⁾。「居留地規則」は、その名称が示す通り、1899年5月1日に同時開港した群山、馬山浦、城津の3港に設けられた居留地共通の規則である。そのなかで都市・建築に関連する部分の特徴は、以下の6点に集約することができる。

1点目は、居留地全体の範囲である。「居留地規則」第1条では、居留地の範囲を「別紙図面ニ示ス」と記された³²⁾。居留地範囲を示す境界線のうち、海岸線との接点では、満潮時の海岸線に基づいて設定された。これは、群山が干満の差の大きな韓国西海岸にあることを考慮して、航路と埠頭建設の土地を確保するための措置と見られる。

2点目は、居留地内の区域設定である。第2条において、居留地は三種類のロット（以下、「地所」と表記³³⁾）に分けられ、A地所は村落、田、満潮点以上で埋め立て不要な低地区、B地所は山手地区、C地所は埋立の必要な海浜地区、とされた。そして、その大きさは第3条で、A地所とC地所は500㎡から1,000㎡まで、B地所は1,000㎡から5,000㎡までと設定された。丘陵地であるB地所は、平地であるA・C地所に比べて、一筆の土地を大きく設定している。

3点目は、開港場にとって重要な護岸や埠頭に関することである。第1条の第2項にて護岸や埠頭は韓国政府が建設することとされた。

4点目は、居留地内に存在する既存家屋に関する規定である。9条では、競売によって永代付与³⁴⁾された土地（以下、「競売地」と称す）または居留地会が道路を建設する予定の区域には韓国の家屋

及び墓地をこれ以上建設することはできず、また、現存家屋は一ヵ月以内に撤去しなければならないと規定された。また、居留地内のすべての韓国家屋や墓地は2年以内に撤去することと規定された。さらに、賃貸されていない区域や道路にある樹木は居留地会の同意無しに伐採することができないと定めた。前者は、居留地内での韓国人の居住を制限するものであり、後者は木の伐採のために韓国人が居留地に流入することを厳しく制限したといえる。

5点目は、競売された土地とそこに建てる建物に関する規定である。第13条では、地券の日附より2年以内に\$250³⁵⁾以上を費やして家屋を新築するか土地の価値を向上させる施設の建設を義務付けた³⁶⁾。これは、見すばらしい建物の排除を目指し、かつ、土地の転売を防ぐものと考えられる。新築建物の屋根は瓦、鉄、フェルト、燃えない素材で作ると定められた。不履行時には土地が没収されると定められた。

6点目は、居留地会の権限と義務についてである。第16条は、前述したように、居留地会は、道路建設などの公的な工事の建設、修繕などの権限と義務について規定している。特に、道路建設について、居留地会は韓国官吏と協議の上、2か月間の公示後に建設するものとし、また、道路幅員の最低を8mと決めている。

上記の「居留地規則」が示す市街地建設方針は、次の4点である。

i) 1・2・3条で示されたA・C地所とB地所の面積の違いは、地形を利用し、平坦地をA・C地所とし、丘陵地をB地所とした結果であり、かつ、A・C地所では商工業者の進出を想定し、B地所では税関の場所が先に決まっていたことに起因して、官庁や公共施設を設けることを想定していた。

ii) 9条では、居留地内における韓国人の居住を禁止し、外国人主体の市街地建設を目指した。これは、東アジア地域の居留地、租界に共通のことであった。

iii) 13条では、競売地での2年以内の建設行為を義務付けたことにより、早期の市街地形成を目指した。かつ、その費用の下限を示すことでみすばらしい建物を排除し、市街地の美観の確保を目指した。加えて、屋根を不燃化することで市街地の不燃化を目指した。

iv) 16条では、居留地内の道路幅員の最低を8mと定めたが、この幅員が確保されることによって、市街地全体の通風や採光が確保され、市街地の衛生水準の維持につながるものであった。この2年前に居留地建設が始まった木浦の居留地においても道路幅員の最低は8mであったことを勘案すると、これが、当時の韓国における外国居留地にとって必要最低限の道路幅員であったといえる。

3) 「群山家屋建築規則」の規定

群山各国居留地での具体的な建築規制として、「家屋建築規則」がある。この規則は、群山理事庁令第三号として1907年5月21日に公布され、同年6月1日より施行されており、附則を含め、全12条で構成されている³⁷⁾。全体の内容は、「家屋」の規定、新築・改築時の提出書類に関する規定、細部的な建築的制限事項(下記に分析する)、特別用途の建物の構造に対する許可規定、建築竣工の時、使用前に警察官署への届け出および検査の義務規定、天災地変の時に本規則の適用事項、違法の時の規定、1907年6月1日の施行に関する事項、であった。

この規則のうち、建築物に係る規定は次の通りである。

4条では、衛生や耐火の視点から建物の新築や改修に関する細かい規定を定めた。①道路に沿う家屋建築物の軒端には雨樋また堅樋を設置し、その高さは地盤より7.8尺(2.363m)以上とすること、②道路に沿う家屋建築物は基礎と道敷との距離を3尺以上にすること、③屋上及び煙突は石瓦金属などすべて不燃質物を使用すること、④家屋は床下と地盤との間を1.5尺(0.454m)以上の間隙をもって空気の流通を確保すること、⑤厠は住戸1戸毎に1ヶ所以上設け、井戸から2間(3.636m)以上の距

離を持つこと、⑥厠は地盤から3寸（9.09cm）以上高くし、雨水の流入を防止すること、⑦尿管溜壺は内外に釉薬を施した陶器やその他の不浸透質物を使用し、その周りは厚さ3寸以上のコンクリートまたは漆喰で固めること、⑧厠路板下の周壁は石材煉化石または1寸（3.03cm）以上の厚板を設置。ただし、厚板を使用するときはコータールなどを塗布すること、を規定している。

5条では、既設家屋の前面に家屋建築物を建設する際及び家屋の後ろに別途家屋を建設する際には、後方の家屋への通路を確保するため幅6尺（1.818m）以上の道路をつくることを規定している。

すなわち、建築線に対する規制、雨樋の下限高さ制限による実質的な建物軒高の下限規制、道路幅の確保とともに便所の細かな規定を盛り込み、それは、市街地の美観、衛生、不燃化の確保を重視した内容と判断される。

加えて、糶摺所、精米所、鋳物工場、その他、特別料理店及び人の集まりを目的とする営業場などを提供する建築物については、本規則の外に警察官署において指示する方法により構造を決めると定められた（6条）³⁸⁾。また、附則として既存の家屋建築物のうち、本規則に適合しないものは1909年12月31日までに本規則に従って改造、改築することを規定している（10条）。

この規則が実施された当時、日本国内では全国的な建築規則は存在せず、府県が必要に応じて建築規則（条例）を実施していた。それらは、東京防火令（1881年）に代表される建物の不燃化を目指した規則と山口県家屋建築規則（1884年）や大阪府長屋建築規則（1886年）に代表される衛生や居住環境の確保に重きを置いた規則に大別される³⁹⁾。それに対して群山家屋建築規則は、建物の不燃化と衛生や居住環境の確保の両面を兼ね備えた規則であったといえる。そして、日本国内では、そのような建築規則は、市街地建築物法（1920年公布）の成立を以て嚆矢とするが、東アジア各地の日本の支配地では、台湾建築規則・同施行細則（1900年）、大連市家屋建築取締仮規則（1905年）において、建物軒高の下限制限、建物の不燃化と衛生や居住環境の確保が規定されていた⁴⁰⁾。群山家屋建築規則は、そのような日本支配地で生じた一連の動きの中に位置づけられる。

2-2-2 群山各国居留地の建設過程及び実態

群山各国居留地での計画過程とその特徴は、前節にて明らかにした⁴¹⁾。そこで、本節では、実際の群山各国居留地での建設過程と実態について述べる。

前述のとおり、「居留地規則」の第13条に基づき、競売地では2年以内に家屋が建築されるか、または他の施設を建設することを前提にしていた。したがって、競売地がそのまま空地になっていることはなく、競売の情報は居留地における市街地建設過程を示す情報といえる。そこで、ここでは、『官報』掲載の競売情報、『全羅北道調査材料』⁴²⁾に収録の「群山各国居留地会事業概要」⁴³⁾（以下「事業概要」と略す）と群山各国居留地会事業年報⁴⁴⁾（以下「事業年報」と略す）、朝鮮総督府臨時土地調査局が1912年に測量に着手して作成した地籍図である全羅北道群山府の原図⁴⁵⁾（以下「群山府原図」と略す）、群山各国居留地の撤廃に関する各国公使間の公文書などの資料を中心に分析する。特に、具体的な群山での土地競売に関する事項は、在群山分館主任が外務大臣に報告した公文書を綴じた「群山各国居留地区競売の件」⁴⁶⁾を使用した。この資料では、1905年12月17日に施行された第10回次までの競売結果について、地番、面積、競売代金、競売者氏名が記されている。以下、この資料を中心に、不足情報を前出の資料によって補いながら競売過程を分析した。

1) 競売による街区・道路の建設

群山各国居留地での最初の競売は、1899年11月20日におこなわれた。競売の予定とその結果は、計5回にわたって『官報』により日本国内に告示された⁴⁷⁾。競売情報の『官報』掲載は、群山各国居

留地に限って起きたことではなく、群山より1年前に競売がおこなわれた木浦についても競売情報が『官報』に掲載されていた⁴⁸⁾。これは、当時、日本の外務省が日本国内に競売情報を流すことで日本人商工業者の韓国各地の居留地への進出を促し、また、それぞれの居留地において多数の日本人が土地を落札することで当該居留地での日本の優位性が確保できるという狙いがあったと考えられる。

インフラ整備について、まず、前で述べた通りに、群山各国居留地内の市街地建設は、居留地会によるインフラ整備と競売落札者による競売地内の家屋の建設を中心に行われたものと考えられる。このうち、居留地会のインフラ整備のための主要財源は競売収入であった⁴⁹⁾。すなわち、インフラ整備と地券競売は相関関係を持っていた。

fig. 2-5は、居留地会の競売収入を年ごとにまとめたものである。これを見ると、1905年が最も多い。実際、1905年には7月16日、9月3日・10日・24日、12月17日の計5回にわたって、合計99区画の土地の競売が行われた。これは、それまでの年に比べて極端に多く、また、以後の競売に比べても最高金額になっている⁵⁰⁾。その後、1910年10月末日から1912年1月1日までは、競売が行われていなかったが、その後、1912年11月末の間に、36,677㎡が競売された⁵¹⁾。fig. 2-6は、居留地会によって1899年から1908年までにおこなわれた道路新設、下水溝新設、井戸新設及修理の工事費内訳である。これによると、次の3点が指摘できる。

1点目は、1900年と1902年から1905年まで、これらの工事費の大半が道路新設に費やされていることである。土地の競売と連動して道路新設が優先的におこなわれていた構図が見える。「事業概要」には「三十七八年度以前ニ在リテハ道路ノ開鑿ニ巨費ヲ要シテ財政ニ餘有ナク為メニ緊急ナル部分ノミヲ施行」⁵²⁾と記され、1905年以前は道路工事が中心におこなわれていたことを裏付けている。

2点目は、そのような状況の中で、1901年だけ下水溝新設費が道路新設費に比べて極端に多い。これは、初期の競売に合わせた道路新設後に集中的に下水溝を新設したものであると考えられる。各国居留地は、北側に流れる錦江に向かって南から北に緩く下っていく傾斜地であり、各国居留地の南側から居留地内に雨水が流れ込む可能性があった。この排水について、1900年にスタデンと群山各国居留地会との間で意見の相違があったが⁵³⁾、いずれも居留地の南側から居留地内に流れ込む雨水処理は必要であった。なお、下水溝新設については、2) で詳述する。

3点目は、道路新設工事は1905年から、下水溝新設工事は1906年から極端に増加していることである。すなわち、競売により資金を確保した居留地会が、1906年から各国居留地内のインフラ整備をより活発におこなったといえる。なお、前述した通りに、居留地内の土地競売は1910年末にいったん収束し、1912年に再開されたが、それに合わせて、またインフラ整備が再度行われた可能性が高い。『群山府史』によると、上水道工事は1913年に始まった記録があり⁵⁴⁾、これは、競売地が増え、上水道工事が必要になった現れである。

続いて、街区建設について分析する。

まず、時期別の競売地の分布は、fig. 2-8の通りである。

最初の競売完了区域は①区域であり、東西丘の間に位置した区域を中心に徐々に南方へ拡張され、市街地が造成されたとみられる。特に、1903年9月20日に競売された④区域の場合は、丘陵地であるB地所を含み、競売された。この区域が⑥区域より先に競売落札された理由は、各国居留地の東南側に韓国人村があり、そこから各国居留地に生活物資と日常的な労働力が補給されるためであるとみられる。『韓国案内』⁵⁵⁾に収録された「群山市街図」⁵⁶⁾には、居留地と韓国人村との連結道路(R1)が表記されている。また、この道路は、居留地を出た所で1909年⁵⁷⁾竣工の全群街路と連結された。全群街路とは、全羅北道の中心地、全州と群山とを結ぶ街道である。さらに、fig. 2-8に記したR2は各国居留地から南方に位置する朝鮮時代の邑城(城壁都市)である沃溝につながる道路である。「居留

地規則」によって、韓国人は居留地内に居住ができないことになっていたが、居留地内の住民（居留民）にとって、実際の生活には韓国人の労働力や韓国人による生活物資の供給が必要であり、R1とR2はいずれも居留民の生活を確保するために必要な道路であった。言い換えれば、既存の韓国人村や城壁都市と各国居留地との関係が各国居留地の実際の市街地建設に影響を与えたといえる。

また、港湾都市である群山での各国居留地の市街地建設において海岸の⑤区域は、競売開始から6年後である1905年7月16日になって初めて競売された。実際、1900年9月1日、在馬山領事坂田重次郎が在京城特命全權公使林權助に送った機密公第五一号「韓國政府傭技師ニ關スル件」⁵⁸⁾という文書によると、群山各国居留地では、当時すでに測量を終えて土地(原文では土地のことを‘地区’と表現)を区画した部分はA地所とB地所の中で3分の1であり、C地所の場合は、測量されておらず、測量が必要だと記録されている。すなわち、条約締結後1年3ヵ月過ぎた時点でC地所はまだ使用不可能であった。また、『群山開港史』によると、1899年の冬に韓国駐在日本公使浅山顯藏が韓国政府に岸壁や埠頭の築造を要請したが、行われなかった⁵⁹⁾。さらに、『群山府史』の記録で、海岸に位置した税関敷地が1906年以降、土地の整備がなされた⁶⁰⁾ことと、『朝鮮港湾要覧』では1906年から1909年まで海岸の埋め立てた⁶¹⁾と記載がある。そして、『建築所事業概要第一次』によると、実際に税関庁舎の工事が1907年7月10日起工、1908年3月1日に竣工された⁶²⁾という記録がある。これらの記録を勘案すると、海岸区域は1905年から順次、土地の造成作業が行われ、この動きと合わせて⑤区域の競売が行われ、市街地が建設されたといえる。

以後、競売完了の情報により1905年の段階では居留地と韓国人村との連結道路(R1)に面する丘陵地と居留地境界の西端のである⑦区域と東側の⑧区域、また、海岸側を含む⑨区域での市街地建設が行われたものと判断される。

次に、「群山府原図」を組み合わせたfig. 2-9を基に居留地が撤廃された1912年の土地用途を分析する。「群山府原図」に表記された土地の地目は、垓(学、国、共を含む)、雑、社、田、公、林、水、鐵(鉄道用地)である。このうち、「垓」とは、建物を建てることのできる土地という意味である。

まず、税関敷地から南の丘陵地はほとんどが国有地である。この区域には、fig. 2-10を見ると、1907年段階で税関敷地の理事庁と各国居留地会を含めて、R2に面して郵便局、警察署、商業会議所、民団役所、農事組合が位置している。すなわち、官公庁や主要機関がこの区域を中心に建設され、市街地が造られたと判断される。これらの土地は他の丘陵地の土地より広く地割されていた。また、丘Aと丘Bは、ほとんど「垓」として使用しており、建築物の建設を前提に競売されたことを示している。「田」は居留地の西に主に分布しており、居留地の端にある西丘陵にはその中心に公園が造成された。土地を細分化して使用した特徴が見える部分は、A区域である。この区域は、居留地と韓国人村との連結道路(R1)に面した土地を細分化して使用したものだといえる。

また、道路建設について分析した。1899年から1908年まで使った道路新設費用(fig. 2-6)をみると、居留地設定直後の1900年、1903年、そして海岸地区の造成時期と判断される1905年から1907年まで工事費が多いので、この時期に集中的に道路建設が進んだといえる。特に1905年には、既存道路の延長工事も多く実施されていた⁶³⁾。これは、土地の競売と連動しており、1902年、1903年の競売が1903年の道路建設に、1905年、1906年の競売が1905~07年の道路建設に連動しているといえる。

そして、実測図である「群山府原図」に示された道路幅員を確認した結果、道路幅員は15m、12m、10m、8m、4mに分類できる。1912年まで実際に建設された道路の幅はfig. 2-11の通りである。このうち、居留地内の道路は、主に幅員12mと10mで造成されている。ただし、居留地の北、南側を囲む道路と居留地と韓国人村との連結道路(R1)のみ幅員15mとなっていた。R1は、初期の居留地設定時には

計画されていなかった⁶⁴⁾。しかし、すでに記した通り、この道路は居留民の生活と密接な関係がある韓国人村と居留地を連絡するために建設され、先の分析内容と同じように土地を細分化して市街地を建設したと判断される。また、1912年までに居留地の南東側で居留地内の道路と連結する道路が建設されている。この道路は群山と全羅北道の全州を連結するものであった。さらに、『朝鮮鉄道史』⁶⁵⁾によると、鉄道「群山支線」が1912年2月に竣工した（fig.2-11参照）。したがって、居留地の南東側での市街地拡張を考慮したと考えられる。

2) 給排水施設の建設

「事業年報」と「事業概要」によると、居留地会が建設した給排水施設は、井戸と下水溝のみ記録されており、上水道は記録されていない。前出のとおり『群山府史』によれば、上水道工事は1913年に始まったとされるので、居留地会が建設した各国居留地の給水施設は、井戸のみである。その工事は「事業概要」によると、1900年2月に既存井戸の4ヶ所の改築工事をおこない、その後、1908年までに居留地内に19ヶ所と居留地外に1ヶ所の井戸が設置された。時期別の井戸の設置状態はfig.2-12の通りである。

当時、給水施設として使用された井戸が、実際の市街地建設と密接な関係を持つという前提下で分析すると、まず、最初に設置された井戸①は、元々朝鮮時代に群山鎮⁶⁶⁾があったところに近く、飲料水確保のため既存の井戸を改築したものと考えられる。また、1903年に設置された井戸②は、1902年11月8日と1903年9月20日に競売された区域から近く、また、1903年までの競売区域の東側である。すなわち、1903年の段階で群山各国居留地の市街地建設は当該区域、つまり丘Cの近隣が先行した可能性が高い。1904年には、丘D辺の郵便局や警察署などが設置された。また、1906年には、7ヶ所の井戸が新設された。これは1905年に5回にわたって土地競売が行われたことの影響とみられる。多数の地所の競売後に飲料水の需要が急増したことから新設されたと見られる。そして、1906年までの競売地と井戸の新設の状況を見ると、メインストリートと判断される本町通に面した最初の競売地（fig.2-8の①区域）と丘Cの周辺に集中している。つまり、1906年の段階では、この区域を中心に市街地建設が実際に行われた判断される。また、1907年には群山各国居留地範囲の東西方向の端に設置された。これは1905年9月10日と同年9月24日に競売された区域に飲料水供給のために設置された可能性が高い。

以後、「事業年報」の記録によれば、1909年8月には群山各国居留地の範囲外にある新興洞（fig.2-11参照）の山腹に水源を発見しており、竹管を埋設し自然流下式で居留地内に供給していた⁶⁷⁾。

下水施設は、「事業概要」によれば、1905年より、市内の主要各方面で建設され、1909年までに居留地内の下水溝を全部完成する予定であった⁶⁸⁾。「事業概要」に収録された「群山市街図」には、既設下水が表記されており、その事項はfig.2-12の通りである。全体的に、居留地内の1907年までの下水施設の状況は、居留地中央部の格子型土地部分は密に設置されており、東西の大きな丘の部分にも一部造成されている。しかし、東の居留地の端区域は、まだ下水施設が設置されていない状態であった。以後、「事業年報」によると、土管理設の方法で下水溝新設工事が1909年6月に起工、8月下旬に竣工された。特に、1907年の既設下水の状態は、インフラ施設に前出したオランダ人技師スタデン（J.C.Staden）と群山各国居留地会との間で意見が合わず、結局、群山各国居留地の平地中央部に下水を放流するという意見が採用された⁶⁹⁾。これは、群山各国居留地の計画者であったスタデンの案ではなく、実際には実質的な工事を担当していた群山各国居留地会の下水溝計画案であった。

2-3 小結

2-3-1 群山各国居留地設定の過程とその特徴

2-1で論じた内容に基づく群山各国居留地設定の過程とその特徴は、次の3点に要約される。

1) 群山居留地の設定のための調査及び計画は、日本政府によって開始され、その内容は韓国政府に伝達された。その後、韓国政府の総稅務司による計画が行われ、また、韓国政府は外部の下部組織である沃溝港監理によって独自の居留地設定の調査がおこなった。しかし、前者の計画に基づいて居留地は設定され、後者の意見は採用されなかった。つまり、群山居留地の設定は、日本政府によって始められ、錦江沿いの干潟を居留地に取り込むことや、旧群山鎮が重要な場所であるという指摘は、最終的に採用された。

2) 居留地範囲のうち、錦江河岸の居留地境界は上記の通り日本政府の提案が採用されたが、これによって、錦江沿いの干潟が居留地に組み込まれた。これは、干潟を埋め立てた後に市街地を造成することを前提とした計画であった。しかし、錦江沿いに整備されるべき港湾設備については、計画には示されなかった。港湾整備は国際条約に基づくものではなく、韓国政府が独自におこなう事業であったためである。一方、居留地南側の範囲は、総稅務司によって相当部分が縮小された。これは、既存の韓国人集落を居留地からなるべく外すためであった。

3) 群山居留地の市街地計画について、街路は、港湾都市として重要な河岸沿いの街路（「街路A」「群山大街」）と、これに直交する街路（「街路B」）を中心に計画された。「街路B」は既存街路の影響を受け、居留地の南側に位置した既存の城壁都市沃溝と居留地を結ぶ道路の一部である。そして、この2本の街路を中心に格子状街路が計画された。また、街区は、北東南西方向が北西南東方向よりやや長い長方形であり、その街区を田の字型に四分割してロットがつくられた。そのため、すべてのロットは角地となった。

以上の3点を勘案すると、群山居留地の設定では、干満の差が大きいという地理的条件、居留地に韓国人労働力や生活物資を供給するという社会的条件、韓国人の居住地を居留地から排除する国際条約に基づいた条件が組み合わさって居留地の範囲、干潟の埋め立て、市街地の基本となった2本の街路が決められたと考えられる。そして、これらは将来的に港湾都市として発展する前提となる条件でもあった。ただし、居留地の市街地建設は「居留地規則」に基づいて組織された居留地会によっておこなわれるのに対し、港湾整備は韓国政府がおこなうため、居留地計画（fig. 2-2、fig. 2-4）に港湾整備の情報は描かれていない。しかし、錦江沿いに幹線街路となる「群山大街」を通すことは、明らかに錦江沿いに港湾を整備する前提であったといえる。同時に錦江から離れた内陸部にも街路を延ばし、街区を設定していることは、同時に開港した馬山や城津に比べて大規模な市街地を計画していた表れであり、港湾都市としての発展を見越した計画であったといえる。そして、日本の植民地支配が始まり、1913年に居留地が撤廃されると、群山市街地は居留地の街路を延伸する方法で内陸部に拡張されていることが、それを示している。

2-3-2 群山各国居留地の建設過程とその特徴

2-2での分析により、群山各国居留地の建設過程とその特徴は次の通りである。

1) 市街地建設方針について、1899年に成立した群山各国居留地に適用された「居留地規則」は実質的に居留地での市街地建設方針を示したものであった。そこでは、地形を利用した地所の大きさの区分がおこなわれ、早期の市街化と市街地の美観や不燃化、さらに通風と採光をも確保したものであった。その後、日本による韓国保護国化や朝鮮の国内情勢の変化によって、1907年には「群山家屋建築規則」が施行されたが、そこでは、建築物に対して「居留地規則」よりも細かいさまざまな規定が

盛り込まれたが、それは、建築線に対する規制、建物軒高の下制限、道路幅の確保とともに便所の細かな規定を盛り込み、それは、市街地の美観、衛生、不燃化の確保を重視した内容であった。

2) 1910年の日韓併合に関する問題である。日韓併合後も1914年の居留地撤廃までは「居留地規則」と「群山家屋建築規則」が効力を持っていた。また、居留地会は居留地撤廃まで居留地内の土木工事を継続的におこない、居留民団も居留地会の委託事業を担っていた。1914年に朝鮮総督府の地方機関である群山府が成立すると、これらの事業は群山府に移管された。従来、既往研究の多くが、1910年の日韓併合を境として、韓国の都市の変遷を論じているが、群山の場合は、日韓併合後も1914年の居留地撤廃まで居留地会が市街地建設の主体として活動しており、この時点（1914年）を境として、都市の変化を論じることが重要であるといえる。これは、既往研究が指摘してこなかった視点である。

3) 群山各国居留地の市街地建設手順についてである。競売の順序などにより、群山各国居留地は、海岸に近い平地から徐々に内陸に向かって市街地が建設された。そして、既存の韓国人村とつながる道路とその周辺は、他区域より優先して建設された。これは、居留地内での韓国人の居住を禁止しながら、居留地における外国人の生活に必要な物資補給と労働力の確保を居留地周辺の韓国人村に頼っていたことを示していた。また、群山は開港場であったが、韓国政府による港湾建設が遅れ、市街地建設が港湾建設より先行した。また、群山各国居留地の市街地構成を見たとき、地形を利用して、市街地の西北部分は他区域より広く区画された土地に官公庁及び主要機関が配置され、市街地の東南部分は商業・住宅地区として他区域より小さい土地が区画された。これは、そこに給水施設が密集して建設されたことから判断される。以上の通り、群山各国居留地は、地形を利用しながら、同時に、居留地内に居住する外国人の生活を維持し、かつ、市街地の美観、衛生、不燃化を確保しながら建設されたといえる。

2-3-3 群山各国居留地の実像—その特異性と共通性

以上のような結論に基づくと、群山各国居留地の実像が浮かび上がってくる。それを他の居留地と比較すると、他の居留地との共通性と群山各国居留地の特異性が明らかになる。群山各国居留地は、条約に基づいて外国人専用の居留地として設定されたため、「居留地規則」により、朝鮮人の居住を禁止し、居留地から朝鮮人を排除した。しかし、群山各国居留地と居留地周辺に存在する朝鮮人集落との関係が断たれたわけではなく、居留地会は、むしろ、居留地を周辺の朝鮮人集落に結び付けることを想定して居留地の市街地を建設していった。これは居留地が都市として単独では成立できず、居留民の生活に必要な物資や労働力の補給を周辺の既存集落に頼るしかないことが反映された結果である。具体的に初期計画では、各国居留地の南西側に位置する朝鮮時代の邑城（城壁都市）との連結を重視した計画が示され、その後、各国居留地の南東側にあった既存の朝鮮人集落とのつながりを重視した市街地建設が進められた。これは、仁川をはじめ、朝鮮各地に設定された居留地に共通したことであり、清や日本に設定された外国租界、居留地にも見られる共通点である。

しかし、各国居留地内の市街地を見ると、街区は、北東南西方向が北西南東方向よりやや長い長方形であり、その街区を田の字型に四分分割してロットがつけられた。そのため、すべてのロットは角地となった。ところが、この街区系地と土地形態は、港に面した居留地の市街地としては、特異なものであった。一般的に、海岸沿いに市街地を設定した開港場の居留地では、仁川の日本居留地に見られるように海岸線に沿って間口が広く奥行の短い街区が設定されることが多い。そして、その街区はまず背割り線が入れられて奥行方向に二分され、さらに間口方向には多数に分割されるため、街区内土地がすべて角地になるということは決して起きない。これが群山各国居留地の特異な点である。

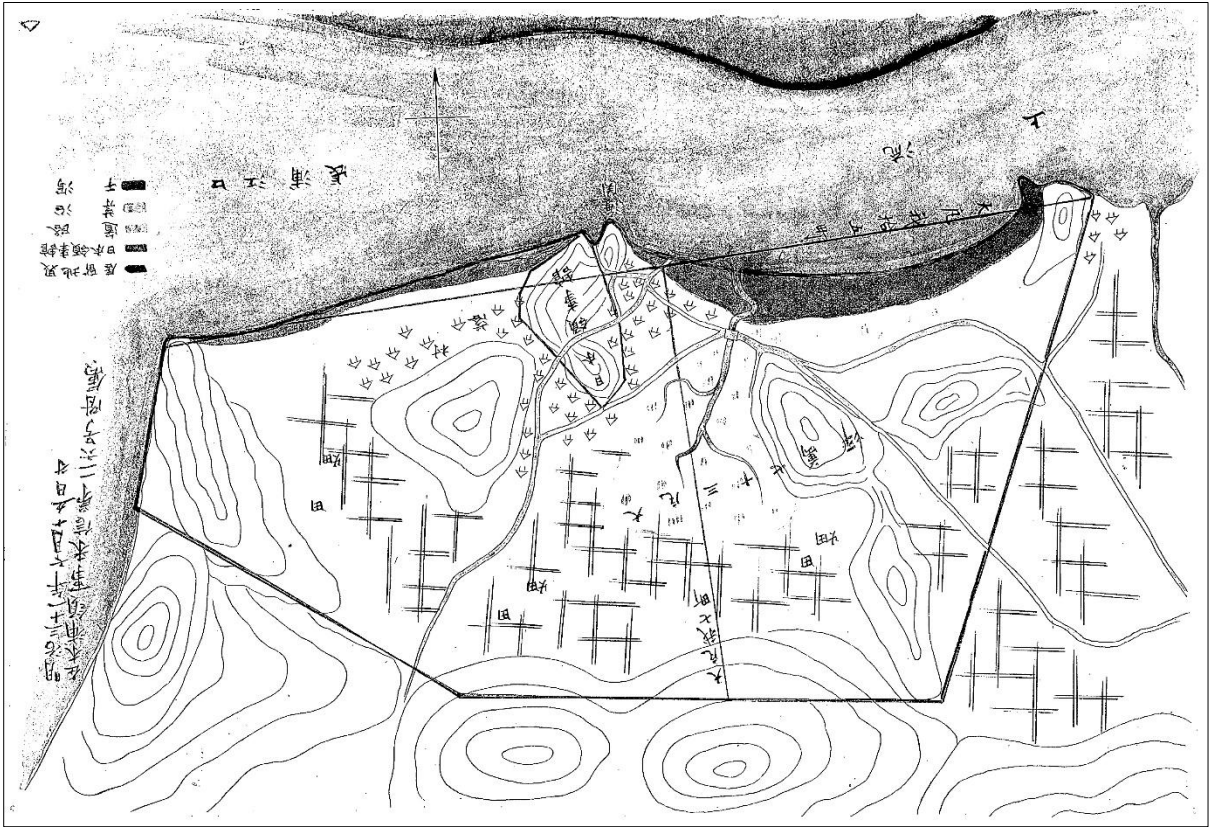


Fig. 2-1 「全羅道群山畧圖」 (1898年)

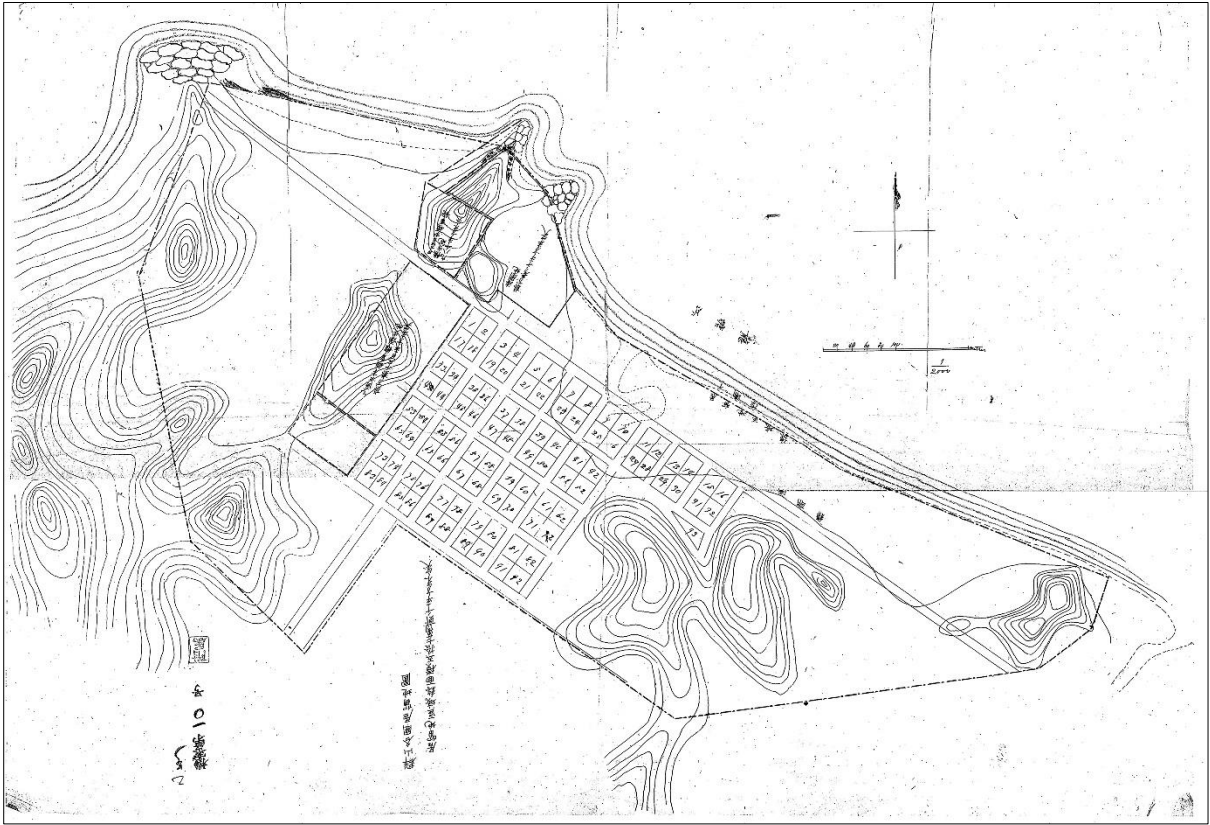


Fig. 2-2 「群山各国居留地図」 (1899年)

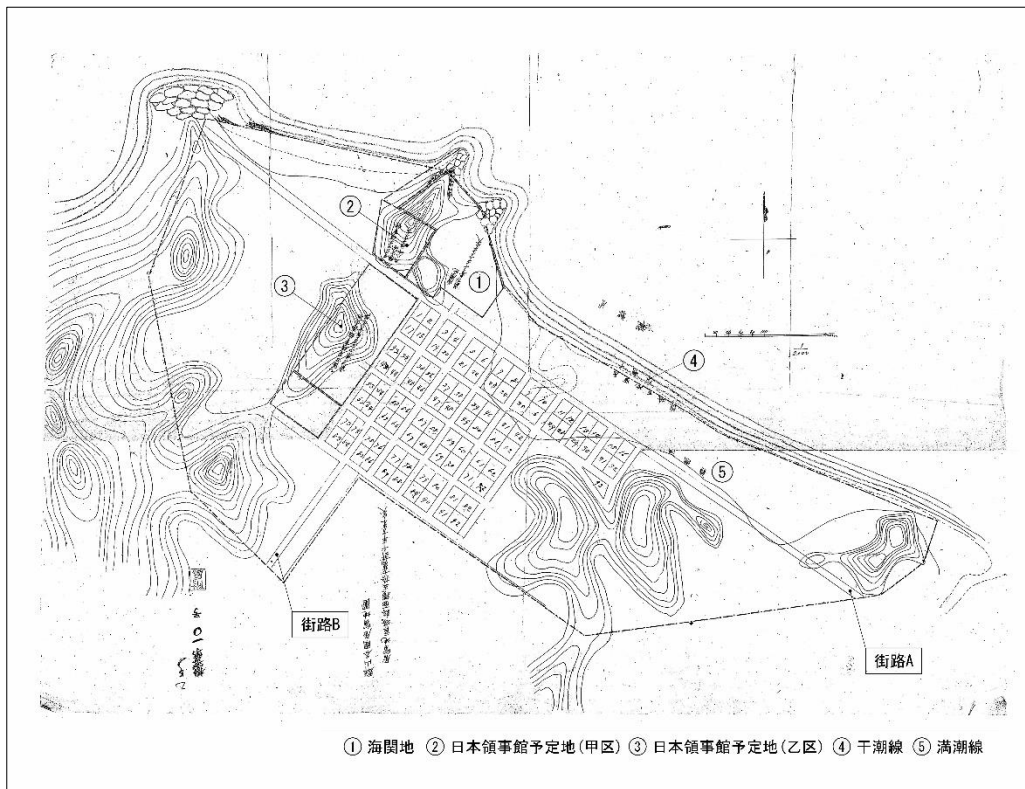


Fig. 2-3 「群山各国居留地図」 (Fig. 2-2) 分析図 (筆者加筆)

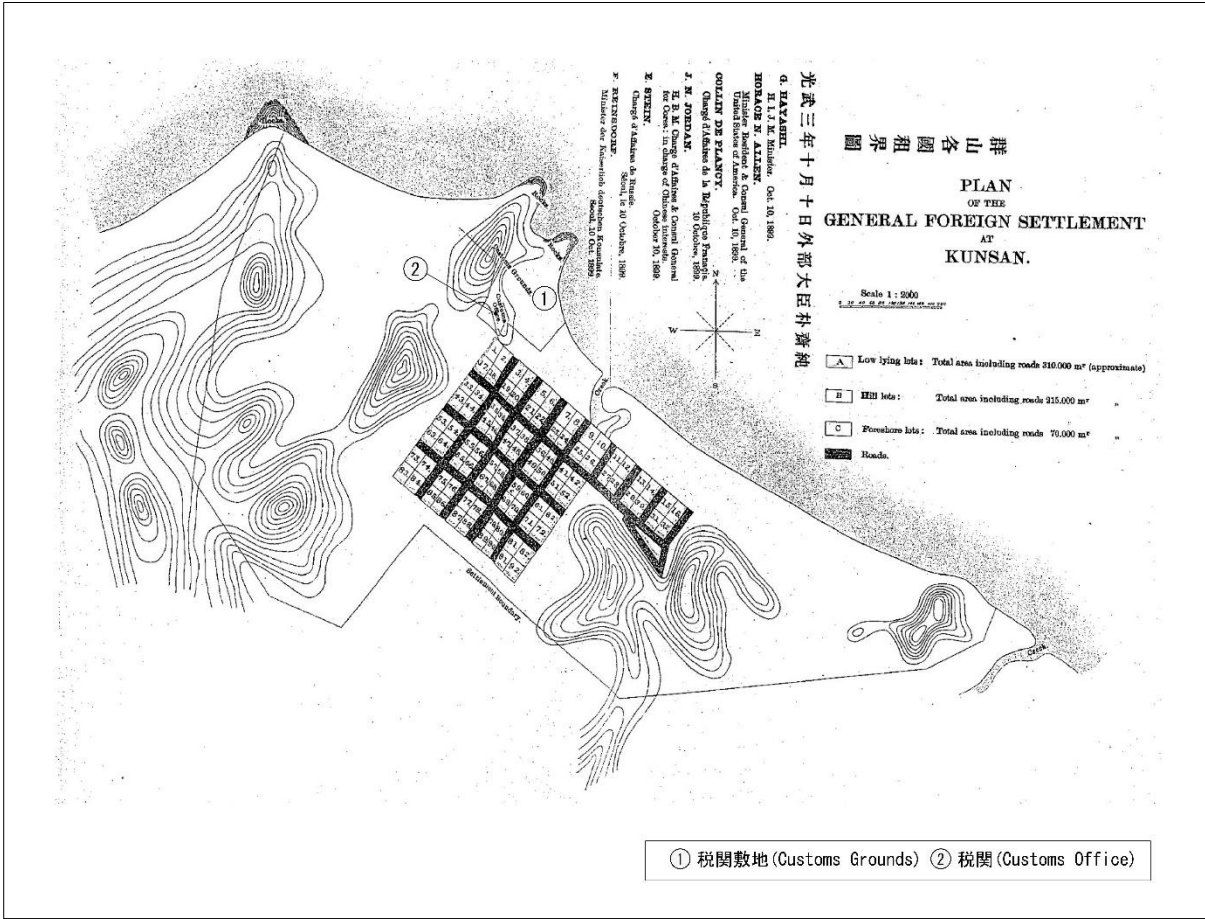


Fig. 2-4 「群山各国租界図」 (1899年)

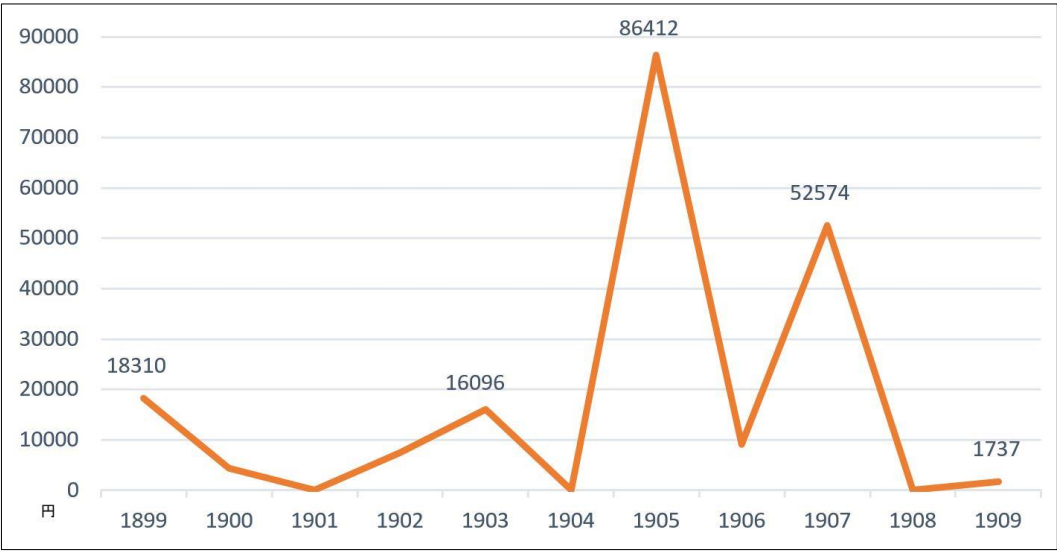


Fig. 2-5 年度別群山各国居留地の競売収入 (1899-1909年)

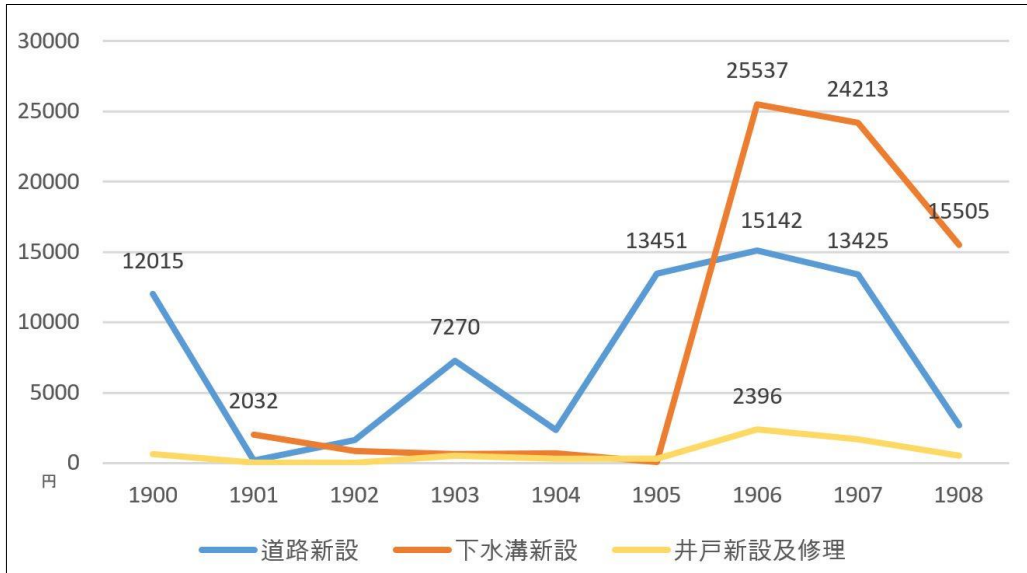


Fig. 2-6 年度別群山各国居留地の道路・下水溝・井戸建設費（1900—1908年）



Fig. 2-7 「群山市街図」（1907年推定）



Fig. 2-8 「群山市街圖」 (Fig. 2-7) 分析圖 (筆者加筆)



Fig. 2-9 「群山府原図」 (1912年測量着手)

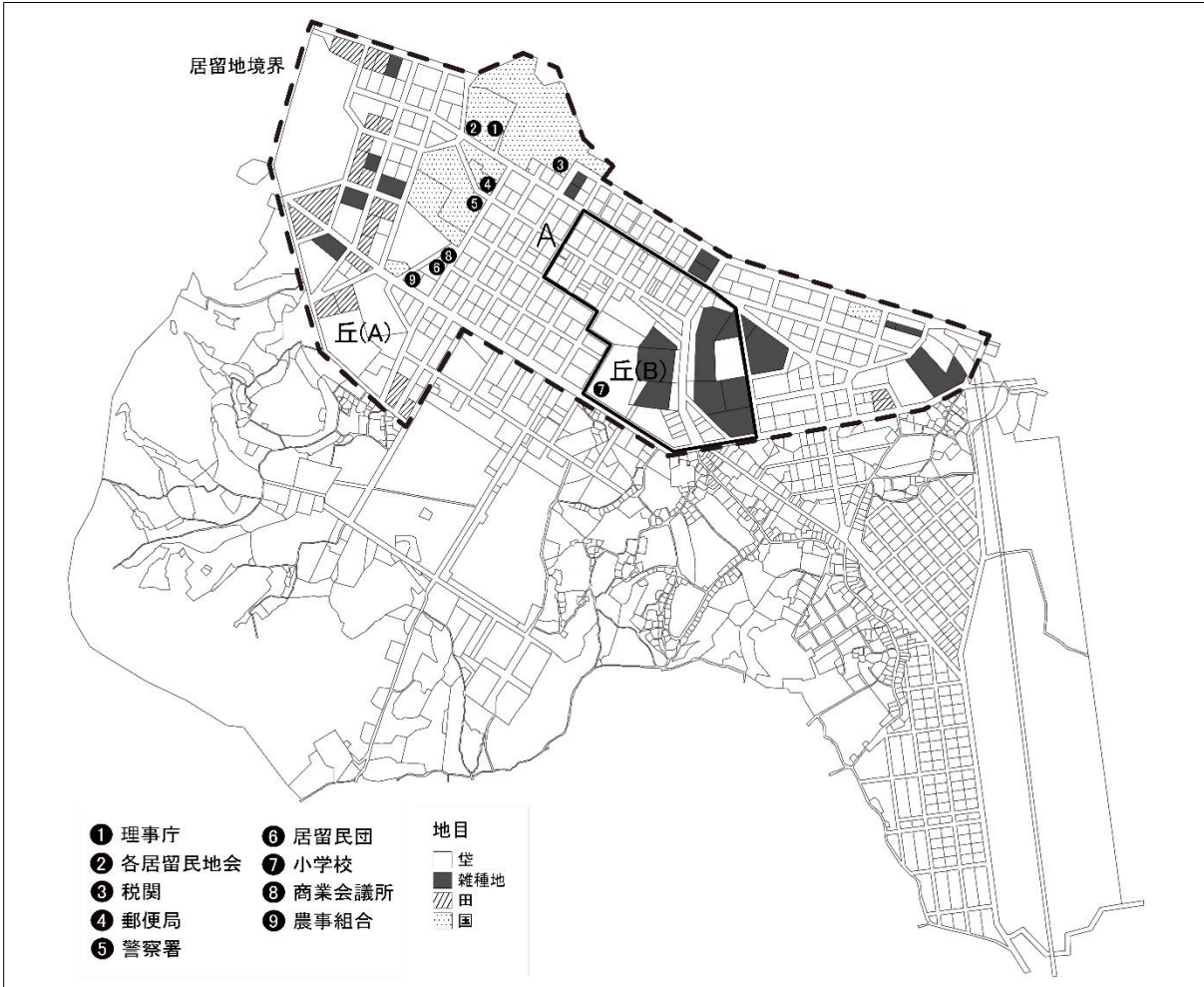


Fig. 2-10 地目（1912年）と主要建物位置（1907年）

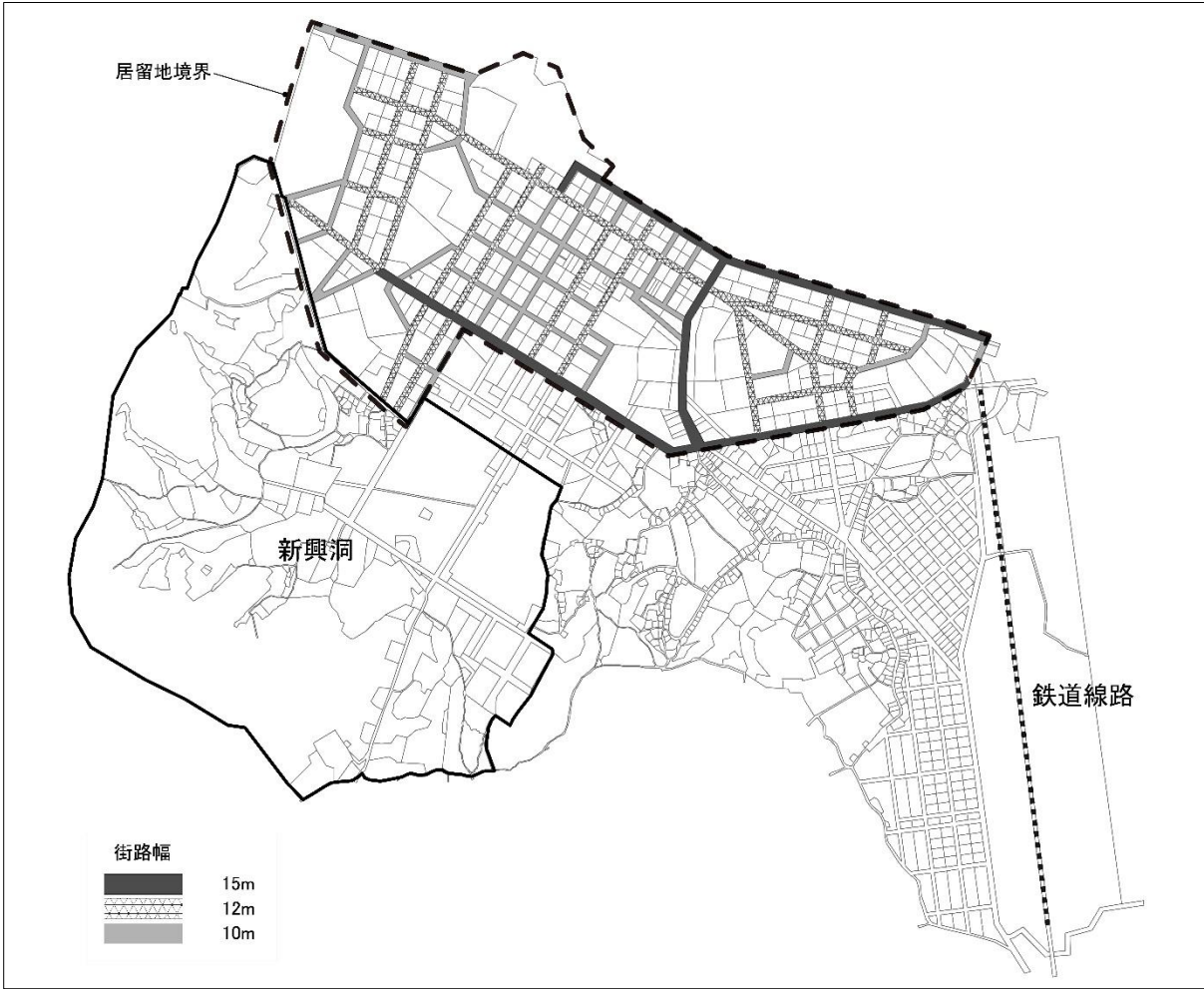


Fig. 2-11 群山各国居留地の街路パターンと街路幅（1912年）

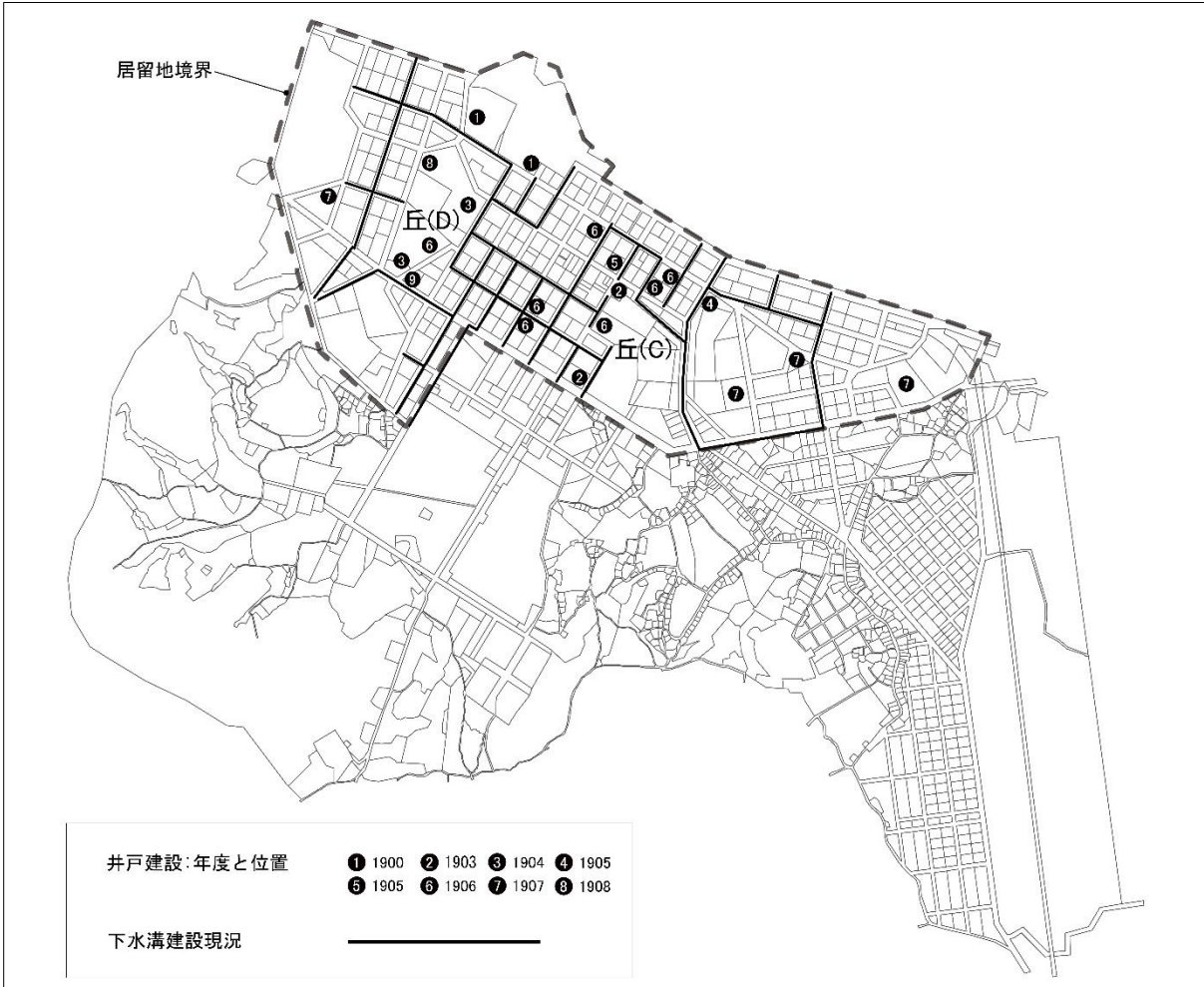


Fig. 2-12 群山各国居留地の井戸（1903-1909）と下水溝（1907）建設現状

<図版出典及び注>

Fig. 2-1：『郡山』 所蔵：外務省外交史料館、レファレンスコード：B12082561000。原図は、南を上として描かれているが、Fig. 2-2、Fig. 2-4と比較のため原図の上下を逆転させて掲載した。

Fig. 2-2：『郡山』 所蔵：外務省外交史料館、レファレンスコード：B12082561000

Fig. 2-3： Fig. 2-2に基づいて筆者加筆。

Fig. 2-4： 統監府編纂『韓国ニ関スル条約及法令』1906 pp. 717～p. 718の間（頁番号なし）、①と②は筆者加筆。

Fig. 2-5：1899年、1900年、1903年、1905年の情報は、「群山各国居留地区競売の件」により、1901年、1902年、1904年、1906－1908年の情報は「事業概要」により、1909年の情報は「事業年報」により筆者作成。「事業概要」は『全羅北道調査材料』に収録。『全羅北道調査材料』の 所蔵：韓国ソウル大学校奎章閣韓国学研究院、請求記号：奎22188

Fig. 2-6：「事業概要」により筆者作成。出典は Fig. 2-5と同じ。

Fig. 2-7：「事業概要」に収録。出典は Fig. 2-5と同じ。

Fig. 2-8： Fig. 2-7に基づいて筆者加筆。出典は Fig. 2-5と同じ。

Fig. 2-9： 朝鮮総督府臨時土地調査局が1912年に測量に着手して作成した地籍図である全羅北道群山府の原図総51枚を筆者が組み合わせた地図である。所蔵：韓国国家記録院

Fig. 2-10： Fig. 2-9に基づいて筆者作成。地目はFig. 2-9により、建築物の配置はFig. 2-7による。

Fig. 2-11： Fig. 2-9に基づいて筆者作成。

Fig. 2-12： Fig. 2-9に基づいて筆者作成。井戸については「事業概要」により、建築物の配置はFig. 2-7による。

注

- 1) この「居留地規則」は、1897年10月16日に各国代表が調印しており、正文は、*REGULATIONS FOR THE FOREIGN SETTLEMENT AT CHINNAMPO AND MOKPO*というタイトルの英文である。
- 2) この文書綴りは、韓国駐在日本公使館が1894～1910年に所蔵していた文書を所収し、その後、朝鮮総督府文書課が保管していたもので、1988年に韓国国史編纂委員会が年度別に編纂し、書籍として発行したものである。
- 3) 『駐韓日本公使館記録』12, 10. 機密本省往信、(24)新開三港一市ニ關スル件、である。出典：韓国国史編纂委員会韓国史データベース、URL: http://db.history.go.kr/item/imageViewer.do?levelId=jj_012_0100_0240
- 4) 文書の題目としては、「郡山」で表記されているが、本文には「群山」で書いてある。この文書は、外務省外交史料館の所蔵の文書綴『郡山』(B-3-12-2-40)に所収。これは、国立公文書館アジア歴史資料センターのホームページ公開。レファレンスコード：B12082561000
- 5) 『駐韓日本公使館記録』12, 11. 機密本省來信、(25)韓国新開通商港ニ於ケル日本居留地撰定ニ關スル件、である。出典：韓国国史編纂委員会韓国史データベース、URL: http://db.history.go.kr/item/imageViewer.do?levelId=jh_012_0110_0250
- 6) 『駐韓日本公使館記録』14, 5. 外部往信、(4)馬山・群山・城津 外國人居留地圖의 呈覽 및 同意要請、による。出典：韓国国史編纂委員会韓国史データベース、URL: http://db.hishist.go.kr/iite/imageViewer.do?levelId=jh_014_0050_0040
- 7) 基資料出典は、注4と同じ。原文スキャンイメージファイルには、添付地図がないが、韓国国史編纂委員会韓国史データベースサイトで提供するページには、添付地図がある。URL: http://db.history.go.kr/item/level.do?itemId=jh&levelId=jh_014_0050_0040&types=o
- 8) 『駐韓日本公使館記録』14, 5. 外部往信、(8)三港一市의 開辦催促、による。出典：韓国国史編纂委員会韓国史データベース、URL: http://db.history.go.kr/item/imageViewer.do?levelId=jh_014_0050_0080
- 9) 韓国・外部が編纂した『總關去函 六』1899年(光武3年)3月21日起案による。韓国ソウル大学校奎章閣韓国学研究院に所蔵、請求記号：奎22188
- 10) 韓国・外部が編纂した『總關去函 六』1899年(光武3年)3月23日起案による。韓国ソウル大学校奎章閣韓国学研究院に所蔵、請求記号：奎22188
- 11) 出典は、注4と同じ。
- 12) The Hongkong Daily Press Office, *THE DIRECTORY & CHRONICLE FOR CHINA, JAPAN, COREA, INDO-CHINA, STRAITS SETTLEMENTS, MALAY STATES, SIAM, NETHERLANDS INDIA, BORNEO, THE PHILIPPINES, &c. -FOR THE YEAR 1899-*, 1899.のpp. 94-95によると、大朝鮮国海関(Customs)所属のClerk(書記官)としてJ. C. Stadenが記載されている。また、オランダ人に対する情報は、孫禎睦『韓国開港期都市変化過程研究』一志社、1982, p. 286による。
- 13) 『駐韓日本公使館記録』14, 2. 外部來信、(17)三港各國租界章程에 대한 意見打診、による。出典：韓国国史編纂委員会韓国史データベース、URL: http://db.history.go.kr/item/imageViewer.do?levelId=jh_014_0020_0170
- 14) 『駐韓日本公使館記録』14, 2. 外部來信、(19)三港租界章程第十條字句添入件、による。出典：韓国国史編纂委員会韓国史データベース、URL: http://db.history.go.kr/item/imageViewer.do?levelId=jh_014_0020_0190

er.do?levelId=jh_014_0020_0190

- 15) 『駐韓日本公使館記録』14, 5. 外部往信、(15)三港開港章程第十條의 再考 및 第十一條에 四字 添加 提議、による。出典：韓国国史編纂委員会韓国史データベース、URL：http://db.history.go.kr/item/imageViewer.do?levelId=jh_014_0050_0150
- 16) 外務省外交史料館の所蔵の文書綴り『韓国馬山群山城清開港平壤開市ニ付外国人居留地及領事館敷地選定一件』（B-3-12-2-40）による。これは、国立公文書館アジア歴史資料センターのホームページ公開。レファレンスコード：B12082560800
- 17) 韓国・外部が編纂した『沃溝報牒』一券の1899年（光武3年）6月12日付、報告書第三号による。韓国ソウル大学校奎章閣韓国学研究院に所蔵、請求記号：奎17868의2-v.1-4
- 18) 韓国・外部が編纂した『總關去函』六券の1899年（光武3年）6月3日起案による。韓国ソウル大学校奎章閣韓国学研究院に所蔵、請求記号：奎22188
- 19) 韓国・外部が編纂した『沃溝報牒』一券の1899年（光武3年）7月7日付、報告書第十号による。韓国ソウル大学校奎章閣韓国学研究院に所蔵、請求記号：奎17868의2-v.1-4
- 20) 『駐韓日本公使館記録』14, 2. 外部來信、(60)三港租界章程調印日時通報、による。出典：韓国国史編纂委員会韓国史データベース、URL：http://db.history.go.kr/item/imageViewer.do?levelId=jh_014_0020_0600
- 21) 群山鎮は、群山地域の海上防衛や漕運業務を担当するため、1408～1426年間に設置された官署である。
- 22) 韓帆船は、朝鮮時代に使われた小型の帆船である。
- 23) 注4と同じ文書の記載内容による。
- 24) 1872年作成の地方地図は、朝鮮末期、興宣大院君の政権期間に中央集権的政治体制を確立のためにつくられた地図である。この時作られた地図は、現在、韓国ソウル大学校奎章閣韓国学研究院に計459枚が所蔵。
- 25) 「沃溝縣地図」は、注24の1872年作成の地方地図に所収。韓国ソウル大学校奎章閣韓国学研究院のホームページ公開。URL：http://kyudb.zsnu.ac.kr/pf01/renderImg.do?item_cd=GZD&book_cd=GM99999_00&vol_no=0000&page_no=0064&imgFileNm=KYKH003_0000_0064.jpg
- 26) 居留民団法は『官報』第6503号(1905年3月8日)掲載。その条文は6条で構成され、居留民団の設立、構成、組織員などを示している。
- 27) 統監府及び理事庁は、1905年11月17日に締結された「第二次日韓協約」に基づいて日本政府が設置した機関。「統監府告示第二号」（『官報』第6778号, 1906年2月6日）によって、事務は1906年2月1日から開始された。
- 28) 群山居留民団の設立は、「統監府告示第七十六号」（『官報』第6933号, 1906年8月8日）による。所轄理事庁と民団長については、統監府編『韓国事情要覽第二輯』1907年. pp. 52-53間の挿入頁に記載。
- 29) 群山居留民団の管轄地区は「統監府告示第七十六号」（注26参照）。
- 30) 韓国国家記録院所蔵の文書綴『各国居留地に関する取調書類(1910年12月から1911年3月)』に含まれる資料による。この資料には、群山、城津、鎮南浦、馬山、木浦の居留地に関する調査内容が収録されている。群山の場合は、主に1910年頃、群山各国居留地会および群山警察署が調査した事項（土地、人口、関係規則、経営事項）などが収録されている。管理番号:CJA0002274。この資料、インターネット公開されており、次の通り。URL：<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?singleData=Y&archiveEventId=0027148119>

-
- 31) 居留地規則」の全文は、統監府編纂『韓国條約類纂』1908年, pp. 718-741。なお、群山の英語表記について、当時は、Kunsanと表記されたが、現在はGunsanと表記される。
- 32) この地図は、1899年10月10日に韓国政府と各国領事の間で調印された。
- 33) 統監府編纂『韓国ニ関スル条約及法令』（1906年）には、正文である英文のうち‘lot’を「地区」と訳していたが、本稿では‘block’の訳語との混同を防ぐため、「地所」と表記した。
- 34) 注33と同書では、「永代付与」と記載されている。「在朝鮮各国居留地制度撤廃ニ関スル朝鮮総督府外事局長及当該締約国領事官協議会議定書」（『官報』第504号, 1914. 4. 7）の4条で「永代借地権」が明示されている。
- 35) この時期の\$ 250は、¥500に相当。
- 36) 『韓国ニ関スル条約及法令』（注33参照）の原文では「二百五十弗以上ノ価格ヲ以て家屋ヲ建設スルカ若クハ其ノ他ノ改良ヲ施スヘシ」と記載。
- 37) 出典は、注30と同じ。
- 38) 粳摺所、精米所、鋳物工場に対して、原文では「粳摺精米鑄工」で記載されている。
- 39) 東京防火令については、藤森照信『明治の東京計画』岩波書店、1982年、pp. 62-75。山口県や大阪府などの建築規則については、田中祥夫「一連の長屋・家屋建築規則と地方におけるその制度の取組について」『日本建築学会計画系論文報告集』No. 399, 1989. 5、pp. 85-92。
- 40) 日本国内の建築規則については、大橋雄二『日本建築構造基準変遷史』財団法人日本建築センター出版部、1993年、pp. 76-112。東アジアの日本支配地における建築規則について、西澤泰彦『日本民地建築論』名古屋大学出版会、2008年、pp. 300-342。
- 41) 出典は、文智恩・西澤泰彦「1899年開港の韓国・群山における居留地設定に関する研究」『日本建築学会計画系論文主』757号、pp. 725-732, 2019. 3。
- 42) 『全羅北道調査材料』は、韓国全羅北道の1910年前後の社会情勢を示す19件の文書が収録されている。現在、韓国ソウル大学校奎章閣韓国学研究院に所蔵されている（請求記号:奎22188）。書誌情報によれば、朝鮮総督府の全羅北道庁が1910年編纂されたと推定している。
- 43) 「事業概要」は『全羅北道調査材料』に収録され、当時の居留地内の土地状態及び競売などの居留地会の活動について記され、最後に「明治四十二年五月一日 群山各国居留地会」と表記されている。
- 44) 「事業年報」は『全羅北道調査材料』に収録され、当時の居留地会の会議及び選挙、居留地内の土地、工事状態などの居留地会の活動が記され、最後に「明治四十三年三月一日 群山各国居留地会」と表記されている。
- 45) 「群山府原図」は韓国国家記録院所蔵。当時の群山府に関する地籍図は「全州通外七町」「明治町通外三洞」「開復洞外二洞」の三区域で構成され、縮尺は1/600と1/1200である。
- 46) この文献は外務省外交史料館所蔵で、アジア歴史資料センターで公開。レファレンスコード: B1 2082560100、請求番号: B-3-12-2-38。URL: https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B12082560100?IS_KEY_S1=B12082560100&IS_KIND=SimpleSummary&IS_STYLE=default&IS_TAG_S1=InD&
- 47) 『官報』第4890号（1899年10月18日）には1899年11月20日の競売施行予告、第5007号（1900年3月14日）には1900年4月5日の競売施行予告、第5053号（1900年5月9日）にはこの競売の競落人名が記載された結果報告、第6054号（1903年9月4日）には1903年9月20日の競売施行予告、第6106号（1903年11月7日）にはこの競売の競落人名が記載された結果報告が掲載された。
- 48) 木浦各国居留地の競売情報は、『官報』第4350号（1898年1月4日）と第4476号（1898年6月3日）に競売施行報告が掲載されたている。

-
- 49) 「事業概要」 pp. 10-12によると、1899年から1908年までの群山各国居留地会の経常歳入は、72,078円53銭3厘、臨時歳入は178,710円81銭9厘であり、そのうち「地区競売代」が170,039円63前2厘で最も多い。
- 50) 「群山各国居留地区競売の件」(注46参照)によると、競売収入は、1899年11月20日に18,310円、1900年4月5日に4,385円、1902年11月8日には不明、1903年9月20日に16,096円、1905年の5回の競売収入は86,412円であった。
- 51) 1910年10月の情報は『各国居留地に関する取調書類(1910年12月から1911年3月)』(注30参照)により、1912年1月の情報は、外務省外交史料館所蔵「2. 参考」(レファレンスコード：B12082574400)により、1912年11月の情報は、同館所蔵「1. 一般/分割2」(レファレンスコード：B12082574200)による。
- 52) 「事業概要」 pp. 17-18。
- 53) 『駐韓日本公使館記録』14, 13. 各領事館機密來信一・二, (24)「群山港各國居留地測量斗件」。
韓国国史編纂委員会韓国史データベース URL: http://db.history.go.kr/item/imageViewer.do?levelId=jh_014_0130_0240
- 54) 群山府編集発行『群山府史』1935年、p. 277。
- 55) 香月源太郎『韓国案内』(1902年)は、京城(ソウル)、仁川、鎮南浦市、平壤、元山、群山、木浦、馬山、釜山の総9編で構成され、開港時の各地の情報を記している。
- 56) 『韓国案内』(注55参照) pp. 244-245間の挿入頁に収録。記載内容と発行時期により、1900年から1902年にかけて作成された地図と判断される。
- 57) 朝鮮総督府編『朝鮮土木事業誌』1937年、p. 93。
- 58) 『駐韓日本公使館記録』15, 8. 機密馬山領事館來信一・二, (54)「韓國政府傭技師ニ關スル件」による。韓国国史編纂委員会韓国史データベース URL: http://db.history.go.kr/item/imageViewer.do?level=jh_015_0080_0540
- 59) 保高正記・村松祐之『群山開港史』1925, p. 79。
- 60) 群山府編集発行『群山府史』1935年、p. 133。
- 61) 朝鮮総督府内務局土木課編集発行『朝鮮港灣要覽』1931年、p. 43。
- 62) 度支部建築所『建築所事業概要第一次』(奥付なし、1909年12月編纂と推定)、pp. 150-151。同書は、度支部建築所による1906年から1909までの建設工事の概要を記したものの。この資料は、尹仁石成均館大学校教授の提供。
- 63) 「事業概要」p. 19. 居留地会による道路延長工事は1905年に初めて施工され、その工事費は、1908年までで最多の7,033円であった。
- 64) 『韓国ニ關スル条約及法令』(注15参照)のp. 540とp. 541の間に収録された *PLAN OF THE GENERAL FOREIGN SETTLEMENT AT KUNSAN* を群山各国居留地の公式的な条約の地図と判断して分析した。
- 65) 朝鮮総督府鉄道局『朝鮮鉄道史』1915年、p. 303。
- 66) 注21と同じ。
- 67) 「事業年報」pp. 53-54。
- 68) 「事業概要」(注17参照) pp. 17-18。
- 69) 出典は、注58と同じ。

第3章 群山府の成立と新市街地建設

3. 群山府の成立と新市街地建設

3章では、1914年の群山各国居留地撤廃から、1934年施行の朝鮮市街地計画令に基づく群山市街地計画が始まる1930年代半ばまでの群山の市街地建設を中心に論じる。

3-1 群山府の成立

3-1-1 日韓併合直後の群山府

2章で記述した通り、群山は、1899年5月1日の開港によって1899年6月2日「群山各国居留地」が設定された。そして、1910年10月1日の日韓併合によって朝鮮は日本の植民地になった。日韓併合に合わせて公布された「朝鮮総督府地方官官制」¹⁾が、1910年10月10日に施行され、朝鮮半島全体に13の道を置き、さらに、各道に府または郡を置くことが定められた(朝鮮総督府令第7号)。これによって、群山各国居留地がある錦江左岸の地域は、全羅北道に属した。さらに、群山各国居留地とその南西に位置する既存の邑城都市(城壁都市)として存在していた沃溝が群山府になった²⁾。この区域はfig. 3-1³⁾の通りである。しかし、この範囲は1914年に施行された「府制」に適用された群山府の区域ではなかった(fig. 3-2参照)。

また、朝鮮総督府による地方制度の改編が始まっていたこの時期にも群山各国居留地は存続し、その後、1913年4月21日に調印された「在朝鮮各国居留地制度廃止ニ関スル朝鮮総督府外事局長及当該締約国領事官協議会議定書」⁴⁾によって、1914年4月1日、群山各国居留地は廃止された。

つまり、日韓併合から「府制」の施行までの群山府は、既存の群山各国居留地と沃溝を合わせた区域を指すものであり、この範囲は1914年に施行された「府制」に適用された群山府の区域ではなかった。そして、この時期に群山各国居留地は存続し、これに係る関係規則も有効であった。

3-1-2 「府制」施行による群山府

朝鮮総督府は、朝鮮総督府令第111号⁵⁾によって「道ノ位置、管轄区域及府郡ノ名称、位置、管轄区域」が定められた。これによって群山府の範囲は、「群山府各国居留地一円、北面ノ内蔵財洞、大井洞、松昌洞、開福洞、新興洞、明治町通、横田町、江戸町、芦町、栄町」と定められ、1914年3月1日に施行された。また、同時に1910年の朝鮮総督府令第7号は廃止され、沃溝一円を府域としていた1910年設定の群山府は廃止された。そして、上記の朝鮮総督府令第111号の区域に基づいて、1914年4月1日に朝鮮半島内の府制が始まっていた⁶⁾。また、群山各国居留地は、前述した通り1914年4月1日に撤廃された。「府制」施行による群山府の区域は、fig. 3-4⁷⁾である。

この群山府を含む全羅北道内の府・郡・面の区域設定のため、1913年5月から1914年2月にかけて、朝鮮総督府では内務部長と全羅北道知事が合計12回にわたり協議をおこなっていた⁸⁾。そこでは、群山府の区域に関する内容として、臨陂⁹⁾と合併、または編入などの表現が記録されている。

この協議では、前述した1910年10月10日に成立した群山府の既存の行政区域を構成していた9面を4面に再編することが話し合われた。当時、群山各国居留地を中心にする区域は「群山面」と称されていた。つまり、このような目的の上で群山と臨陂との合併、または編入が初期から論じていたことである。

その結果作成された「群山府面ノ廃合ニ関スル件指令案」¹⁰⁾によると、群山府は、米面、旧邑面、玉山面、澮県面の4面に行政区域が再編され、群山各国居留地を中心とする群山面については、府の区域に編入することを前提に、この資料では明示しないと記録されている。そして、この協議が行われた期間中である1913年12月29日に前述した通りに朝鮮総督府令第111号によって「府制」による群山府の区域が公布された。

すなわち、1910年の日韓併合以後、群山に対する行政区域の再編に関する協議過程の初期から群山

各国居留地の東に位置する臨陂を群山各国居留地に連結することで群山府を構成するという構想があったといえる (fig. 3-1とfig. 3-2参照)。

ところで、この協議の以前の段階で、府制施行による府の管轄区域を規定することと関連して朝鮮総督府内務部において、会議が行われた。1912年9月24日から30日まで行われた秋山参事官、江木拓殖局第二部長、中川同局書記官の3名は、朝鮮地方費令、府制、学校組合令、朝鮮面令を審議した。その内容を示した公文書¹¹⁾の中に「府制施行地域及現府残地域処分方法並隣接郡ノ合併処分調」という文書¹²⁾がある。これには、群山の府制施行区域について「市街地及其の附近の地域」と記録されているが、備考として「府制施行地域ハ現民団法学校組合ノ地区ヲ標準トシ実地踏査ノ上確定スルモノトス」と書かれている¹³⁾。言い換えれば、府制施行区域の基準が居留民団法に基づく学校組合の範囲を基準に考えていたとみられる。居留民団の経営による学校組合の範囲は日本人の居住地に応じたものであり、群山府の管轄区域を検討する際にそれを考慮した結果として1914年に管轄区域が確定したとすれば、1911年9月の時点で群山では各国居留地外に日本人がすでに居住していたことを示している。それを可能にしたのは、居留民団法によって群山各国居留地の境界から10里（韓国の1里=0.392km）の範囲が居留民団の活動区域と定められたためであった。

続いて、旧群山各国居留地の範囲と府制による群山府の範囲を比較し、その変化と特徴を分析する。

2章で示したfig. 2-7と同じfig. 3-3は、1907年の群山各国居留地の地図であり、fig. 3-4は朝鮮総督府臨時土地調査局が1912年に測量し、1913年に発行した地籍図「群山府原図」である。fig. 3-6は、『一万分一朝鮮地形図集成』¹⁴⁾に収録された地図であり、1916年に測図、1917年に製版された。このfig. 3-7に示された群山府の管轄区域は、1914年に確定した管轄区域であるが、これをその管轄区域が確定する以前に作られたfig. 3-5に示された「群山府」の範囲と比較すると、fig. 3-5は、九福洞という一地区を除いてすべてが一致している。九福洞は、1914年に確定した群山府の管轄区域に囲まれている地区で、fig. 3-6にはその地名がないので、1914年以後の時点ですでに消滅した地名である可能性が高いと考えられる。したがって、fig. 3-4が示す「群山府」が実際に確定した群山府の管轄区域と一致していることは、1912年の時点ですでにその管轄区域が想定されていたといえる。

そして、1914年に確定した群山府の管轄区域のうち栄町、新興洞はfig. 3-3に「居留地外市街」と記された地区に相当する。この「居留地外市街」を具体的に示す資料は今のところ確認できていない。しかし、この範囲は1906年設立の群山居留民団の活動可能範囲であるので、居留民団が各国居留地に接続して新たな市街地建設を計画していたことを反映したものであると考えられる。そして、実際にこの範囲で新たな市街地建設が進められることになった。

3-1-3 「府制」施行前の市街地拡張と「府制」施行による群山府の範囲

では、具体的に、上記3つの地図 (fig. 3-3, fig. 3-4, fig. 3-6) を比べることで、実際におこなわれた市街地拡張の特徴を考えてみる。それは群山各国居留地から見て南西方向の新興洞と南東方向の栄町に新たな市街地が拡張されていたことである。新興洞の南側には、朝鮮時代の「邑城都市」（城壁都市）である沃溝があり、群山各国居留地と沃溝との連絡を想定したものであると考えられる。また、群山各国居留地より全羅北道の中心地である全州に向かう街道（全群街道）の出口に位置するのが栄町であり、全群街道沿いに市街地拡張を図ったと考えられる (fig. 3-1とfig. 3-2参照)。このうち、沃溝との連絡を重視した新興洞への市街地拡張は、2章で述べた通り居留民の生活のため、労働力の確保や生活物資の補給という既存市街地との連携性を重視した結果であり、これは居留地の初期設定から重視されていたことであった。全群街道沿いの市街地拡張は、全群街道を群山と全州とを結ぶ重要な陸上輸送路として位置付けた結果であると考えられる。この全群街道は、1907年5月起工し、190

9年9月に竣工した¹⁵⁾。

また、1907年の群山各国居留地の状況を示したfig. 3-3を見ると、前出の新興洞と各国居留地の南東側にある栄町を「居留地外市街」と表記している。そして、この「居留地外市街」は、各国居留地から居留地境界を越えて延びた街路を基本として市街地が構成されている。したがって、「居留地外市街」は各国居留地と一体化した市街地として扱われている。

当時、群山居留民団の活動区域は、居留地とその境界から10里(約3.92km)と規定されていたが、この「居留地外市街」の区域は、居留民団が活動できた範囲の中で納まっている。すなわち、群山各国居留地会は、1907年段階で新興洞方面とともに、栄町も居留地範囲から拡張された市街区域として意識していた。ところで、すでに説明した「居留地外市街」について、この範囲は新興洞と栄町のいずれをも含んでいることから、居留民団はすでに1907年の時点で沃溝や全州との関係を考慮して市街地拡張を計画していたといえる。

以上により、従来の居留民団の活動範囲が群山府の管轄区域の確定に影響を与えたといえる。また、1907年に居留民団が想定していた群山の市街地拡張が、1914年の群山府の管轄区域設定に大きな影響をあたえたといえる。そして、それは群山各国居留地を既存の沃溝や全羅北道の中心都市全州との関係を考慮したものであったといえる。

3-2 1910~1920年代末の群山における都市建設

前節では、居留民団法施行、日韓併合、各国居留地撤廃、群山府管轄区域設定という一連の動きの中で進んだ市街地拡張の動きを示した。この節では、そこでおこなわれた都市建設の実態とその特徴を分析する。

3-2-1 府制施行以後街路及び街区の建設

居留地設定や街区と街路の計画及び建設については、2章に述べた。また、日韓併合後、朝鮮総督府臨時土地調査局が作成した地籍図「群山府原図」を見ると、群山各国居留地に隣接した新興洞と栄町において、新たな市街地建設が進んでいたことは前節で指摘した。ここでは、市街地の街路と街区の特徴を明らかにする。

まず、群山各国居留地の南西側に位置している新興洞について、fig. 3-5を見ると、各国居留地から延長された街路①、②、③が確認できる。街路①、②は、旧群山各国居留地に建設された街路のうち居留地内を南北に結ぶ街路、言い換えれば、錦江河畔から内陸部へ向かう街路の延長上に位置する街路である。このうち、街路①は2章で示した群山各国居留地確定以前の計画図fig. 2-3の街路Bが反映されたものといえる。その先には既存の朝鮮人集落である新興洞があった。また、fig. 3-8は、1916年の状態が描いてあるfig. 3-6の上にfig. 3-4を重ねた地図で、これをみると街路②は、街路①に比べてさらに内陸部へつながる既存街路と連結されている。その結果、街路②は、既存の邑城である沃溝と旧群山各国居留地を結びつける重要な街路となった。このように、街路①と街路②は、既存の朝鮮人集落や邑城と各国居留地との連絡を重視するものであった。これに対して街路③は、街路①、街路②と直交する街路であるが、これら3本の街路はこの地区に広がった平坦な水田地帯を囲い込んでおり、それによって、旧各国居留地から内陸部に向かって拡張される市街地の外郭を規定することとなった。

次にfig. 3-4とfig. 3-6に現れている新興洞の街区について、各国居留地に接する区域には街区が建設されていることがわかる。そして、これは、1907年の時点で「居留地外市街」と称せられた区域であり、1907年の計画に基づいて各国居留地に近い区域から市街地建設がおこなわれたことを示している。ただし、これらは、既存の各国居留地の街路網体系を維持しながら、街区は既存の各国居留地街区よりも南西方向に長い長方形の区画となっている。

これに対して、群山府の成立とともに拡張された南東方面の栄町地区は、既存の各国居留地と異なる街路・街区形態となっている。まず、既存の朝鮮人集落である蔵財洞、大井洞、九福洞、芦町に面している区域は¹⁶⁾、その集落と連続するように街区が区画されており、既存の朝鮮人集落の土地区画と相互関係性を追求したと思われる街区形態になっている。また、この栄町には、鉄道用地が含まれており、1912年3月6日に開通した湖南線支線の群山線の線路に沿って街路④が設定された。鉄道に関しては、3-2-3にて詳しく説明する。

続いて、この区域で重要なことは全群街道と市街地との関係である。

全群街道は、全羅北道の中心都市である全州と群山を結ぶ街道である。しかし、この道路は朝鮮時代においては、重要な幹線道路ではなかった。1861年に朝鮮の地理学者である金正浩が編纂及び刊行した「大東輿地図」¹⁷⁾ (fig. 3-9)には、各都市を結ぶ道路網が表記されている。この地図は現代的作図法による地図ではないが、都市間の連結幹線道路の存在把握は可能である。この地図によると、群山(当時、群山鎮)と全州を直接結ぶ道路は存在せず、群山鎮から全州に向かうには、群山鎮を配下に治めていた沃溝を経由して全州に向かう道路体系となっていた。これは、当時の沃溝がこの地方の中心都市であり、群山鎮は沃溝の配下に組み込まれた小都市であったとことを反映したものであった。

しかし、1911年、朝鮮総督府は、「一等道路及二等道路線ノ件」を告示し、朝鮮半島全体の道路の体系化を図るため、総督府の所在地であった京城（ソウル）と道庁所在地など地方の拠点都市を結ぶ道路、地方の拠点都市相互を結ぶ道路、京城と開港場を結ぶ道路を一等道路に定め、また、道内や近隣の道の都市を結ぶ道路を二等道路に指定した¹⁸⁾。これによって、全州と群山を結ぶ道路（全群街道）が一等道路に指定され、群山と忠清南道の瑞山を結ぶ道路が二等道路に指定された（fig3-10）。このように、全群街道は朝鮮時代には存在しなかった街道であり、日本植民地期になって成立した道路である。

また、当時の群山の道路と市街地との関係を示すものとして「市街地元標」（以下、「元標」）がある。朝鮮総督府は、1914年4月11日、府制の施行に合わせて各府内の街路を朝鮮全体の道路体系に組み込むため、「市街地元標位置並一、二等道路線ノ件」を告示し、各府内の道路の起点となる元標と各府内の幹線道路を一等道路、二等道路として指定した。そして、1915年1月21日付の告示「市街地元標建設ノ件」によって、元標には、京城から各府までの距離とその府が所在する道の道庁から各府までの距離を記すことが定められた。元標は、都市間の距離を示すものとなったが、都市間の距離を示すためには、この元標を市街地の中心地に設置する必要がある。言い換えれば、元標の位置が市街地の中心地であったといえる。道路の起点となる位置に元標を設置する方法は、日本国内では、1919年4月に公布された道路法で定められたが、その名称は「道路元標」であり、朝鮮総督府が定めた「市街地元標」という名称とは異なっていた。日本の道路元標が、都市の街路の起点を示すものであるのに対し、朝鮮の市街地元標は都市間の距離を示すことで朝鮮半島における都市の位置を示しており、それ故に市街地の中心に置かれるべきものであった。それが「市街地元標」と呼ばれたゆえんであると考えられる。

さて、それを前提に群山の市街地元標を考えてみる。1914年4月11日付告示「市街地元標位置並一、二等道路線ノ件」によると、群山府の元標は「本町4番地角」に設定された。その位置は、fig.3-5で表記したとおりである。また、同時に、群山府の一等道路と二等道路も指定された¹⁹⁾（fig.3-5参照）。問題は、この元標の位置である。元標は、既存の各国居留地内ではあるが、群山税関や群山府庁（旧理事庁）が置かれた旧各国居留地の西側ではなく、旧各国居留地の東端付近であり、いささか奇異に見える。しかし、ここを起点に錦江沿いの港湾に延びる道路と、ここから群山駅に向かい全群街道に繋がる道路が一等道路に指定されたこと、元標を起点として旧各国居留地の幹線街路となった本町が一等道路ではなく二等道路に指定されたことを勘案すると、朝鮮総督府が元標を定めた時点で、群山府庁が既存の市街地の中心地ではなく、「本町4番地角」という旧各国居留地の東端がその後の市街地の中心地になるという前提を持っていたことを示している。そして、一等道路に指定された道路のうち、全群街道に繋がる道路は、すでに1907年に着工されており、かつ、1912年には鉄道・群山駅が開業していることを加味すると、元標と一等道路の指定は、群山と全州との陸上交通路の重要性を示したものであるといえる。そして、これは、群山に各国居留地が成立したことに起因し、植民地期に入り、群山と全州を直接結ぶ必要性が高まったことの表れである。

また、fig.3-5を見ると、街路④に沿った区域に新たな街区形態の区画が現れている。これらは、従来の居留地の街区形態が、港湾に面して奥行の長い長方形の街区形態であったのに対し、街路に面した街区の間口が街区の奥行より長い長方形の街区であった。

次に、既存朝鮮集落と隣接する区域の街区や街路を分析した。まず、これらの区域は、丘のすそ野や屋根に沿った不整形な形態の街路網を基本とし、それらの街路に面した小規模な区画で街区が構成されている。そして、既存の朝鮮人集落の街路は、各国居留地や居留地に隣接する新たな街路と連結されている。そして、これらの新しい街区の土地の形態と規模は、既存朝鮮人集落の土地と類似している。これは、新しい市街地と既存集落のとの連続性を考慮したものと解せられるが、それだけでな

く、小規模な資金しか持たない人々の土地取得をも考慮したものと考えられる。また各国居留地建設時には居留地から排除された朝鮮人集落は、居留地外では排除の対象ではなく、新しい市街地と共存することが図られた。

続いて、群山府の管轄範囲が確定した1914年以降から1920年代までの変化を把握するため、1916年の状況が現れたfig. 3-6と1930年刊行の『日本地理体系』に掲載されたfig. 3-11の街路や街区を比較、検討した。

二つの地図を比較すると、街路に大きな変化はなく造成された街区に建物が建てられ、市街化が進んだことがわかる。

旧各国居留地の南西側に広がる新興洞では、1916年の時点では、fig. 3-3で示した街路①、街路②、街路③以外に新たな街路はなく、市街地造成前であるのに対し、1920年代末の時点（fig. 3-11）では格子状街路が描かれ、旧各国居留地に近い部分から徐々に市街化している。

ところで、fig. 3-4、fig. 3-6、fig. 3-11を比較すると、栄町では、不可解なことが生じている。fig. 3-6とfig. 3-7によると、栄町では、1914年に1等道路として指定された全群街道に接続する街路以外の街路はほとんど建設されていない。しかし、1911年の地籍を示したfig. 3-4では、この地区にすでに街路、街区、地割が描かれている。ところが、1916年の状況を示したfig. 3-6には、広幅員街路のみが描かれているものの、他の街路は描かれていない。そして、fig. 3-11には、fig. 3-4と類似した街路と街区が描かれているので、市街地建設の過程で、地割と地籍のみを先に確定したものの、それが実際に街路建設も伴って事業化されたのが1916年以降であったと考えられる。そして、各国居留地に近い地区から市街化していることもわかる。しかし、群山駅前の地区だけは、fig. 3-4とfig. 3-11では、街路が異なっている。これは、1911年に地籍を確定している時点で、群山線は開通しておらず、群山駅の位置も決まっていなかったことの現れであり、群山駅の開業後、それに合わせていわゆる駅前通りに相当する街路を設けたものと考えられる。なお、この地区のロットは、概ね21m×18.6mであり、旧各国居留地の街区に比べて小規模であった。

また、fig. 3-11で密集市街地をみると、群山駅前とともに栄町の北西側とこれに面する江戸町、また芦町の付近が密集市街地として描かれている。table. 3-1によると、1928年は3488人（738戸）が栄町に住んでおり、これは群山府全体の町別人口の中で3番目に多い。すなわち、栄町とその隣接区域は、「府制」実施による群山府の新市街地の中心地として計画されており、当時旧群山各国居留地は日本人の密集居住地として、他の既存の朝鮮人集落区域は朝鮮人密集居住地としての性格を持っていたことに対して、栄町とその隣接区域は、日本人と朝鮮人がともに居住する性格を持つ居住地として実際に建設され、市街化されてきたといえる。

3-2-2 街路の建設主体と街路建設の位置づけ

1915年10月29日付制定の「道路規則」によれば、第6条で道路管理者が示された。それは、1・2等道路を朝鮮総督が、3等道路を道知事が、等外道路を府尹が管理するものとされた²⁰⁾。

また、『朝鮮施政ノ方針及実績』によれば、1・2等道路の建設及び維持修繕は原則的に国費で施工して、3等道路の場合は地方庁において施工、等外道路の場合は関係の部落が施工すると記録されている²¹⁾。これらの事項は『朝鮮土木事業誌』²²⁾にも明示されている。

一方、「昭和二年度群山府歳入歳出予算」²³⁾によると、1927年度の群山府の歳出のうち、經常部の土木費として1・2・3等道路修繕費、等外道路修繕費が計上されている。また、臨時部の土木関係項目には「大和町通道路工事費」、「全州通（九条通付近）道路工事費」、「全州通府庁前道路工事費」、「中学校道路改修費」、「工事監督費」で構成され、それぞれの予算が計上されている。そし

て、經常部全体土木費の予算が19,875円に対して、1・2・3・等外道路修繕費の予算が12,000円とされ、土木費全体の約60%を占めており、臨時部予算の場合も、全体の土木費の予算19,500円のうち、上記の道路工事及び改修、監督費が17,500円に達し、その約90%を占めている。すなわち、群山府がおこなう土木事業の多くが街路建設とその修理を含む維持管理に使われていたといえる。そして、道路規則と予算の事例から判断すると、群山府は道路規則に基づいて、群山府の大多数の街路を占める等外道路を建設し、また、総督府や道庁が建設した1等、2等、3等道路と群山府が建設した当該道路のすべての修理と維持管理を群山府がおこなっていたと判断される。

以上の分析を通じて、1910年代後半から1930年にかけて、群山の市街地と街路の変化は次の2点に要約できる。1点目は全羅北道の中心都市である全州と群山を結ぶ陸上路としての全群街道を重視することから、1914年の時点では旧各国居留地の中心とは言い難かったその東端に市街地元標を設定し、そこを起点に一等道路を配置して、市街地と全群街道を連結したことである。そして、朝鮮時代にはなかった群山と全州とを直結する街道ができたことは、群山の都市としての相対的な重要性が高まったことの現れである。また、これにより、旧各国居留地の東側で居留地外であった栄町などの市街地建設が進んだ。2点目は、旧各国居留地外での市街地建設では、既存の朝鮮人集落を存続させ、それに隣接する新しい市街地では小規模な土地を区画していた。なお、鉄道や港湾施設を含めた都市全体の変化については、次節にて鉄道と港湾施設に言及した後、本章の最後で改めて説明する。

3-2-3 鉄道及び港湾施設と市街地

1) 鉄道

1910年代の群山において、旧各国居留地の東側に新たな市街地が形成されたことは既に述べたが、その要因のひとつと考えられることが、鉄道・群山線の開通の影響であると考えられる。群山線は、京釜線の大田駅から木浦に至る湖南線の支線として建設された群山と裡里を結ぶ鉄道である (fig. 3-1 2参照)。1911年6月に起工、1912年2月に竣工しており²⁴⁾、1912年3月6日から鉄道運送営業が開始された²⁵⁾。群山駅は群山府の管轄区域の南東側に置かれた。ここは、群山府が成立してから市街地が拡張された栄町の中に位置している。

この鉄道は、朝鮮総督府鉄道局が1915年に発行した『朝鮮鉄道史』(1915)²⁶⁾によると、工学博士白石直治が選定した路線で、白石は1907年9月8日に群山に上陸して踏査に着手していた。しかし、同局が1929年に発行した『朝鮮鉄道史』(1929)²⁷⁾によると、湖南線鉄道の建設に対して、群山居留民が期成同盟会を組織し、路線の提案をおこなった。それは、同書が「群山を鉄道本線の間駅と為すか、然らざれば便利の地点に接続駅を設くることの運動を為し、その結果裡里分岐支線を敷設することとなつたのである」²⁸⁾と記しているように、湖南線を群山廻りにするか、湖南線から分岐して群山に至る路線とするかの二案であった。そして、実際には、後者の案として建設されるに至った。したがって、群山線の建設においては、鉄道の専門家である白石直治の調査がおこなわれたが、群山居留民の意見が反映され、その結果として群山と裡里を直結する群山線が建設されたといえる。これは、群山の居留民が群山と裡里を始めとした内陸の都市との連絡に鉄道を重視していたことを示している。

また、群山線は、開通時から、群山駅が終点ではなく、群山駅から北に延びた引込線が錦江沿いの港湾区域の東端まで達していた。『朝鮮鉄道史』(1929)の記載によれば、水陸連絡のための引込線の敷設であると記録されている²⁹⁾。すなわち、引込線と渡船を使って錦江を渡り、忠清南道に至る路線を考慮して、開業時から錦江河畔へ至る引込線を建設し、その終着地点は旧群山各国居留地の東端であった。その後、朝鮮総督府が1937年に発行した『朝鮮土木事業誌』³⁰⁾によると、この引込線は、1920年に税関敷地まで複線化されて延長敷設された³¹⁾。

つまり、裡里と群山間の鉄道である群山線は、1907年から1908年の踏査によって決定がされたものであり、これは群山居留民の運動の影響が反映されたことであった。これは、群山居留民団が1907年頃の時点で、群山と全州を直結する陸路の重要性を認識していたことの現れであり、その経路に合わせて当時の群山各国居留地の南東方向へ市街地を拡張していく契機となったと考えられる。また、群山線の開業時の終着地は、旧群山各国居留地の東端であり、鉄道に沿って群山駅前まで街路が設定されたことを勘案すると、群山線の建設は、前節で説明した各国居留地の東側への市街地拡張と連動していたと考えられる。

2) 港湾

群山の港湾施設の建設は、2章で説明した通りに1899年5月1日の群山開港の7年後である1906年から始まった。韓国政府の財政問題によって遅れて始まった1906年から1909年までの港湾施設の建設は、設定された各国居留地の錦江河畔に面する部分の埋め立て、税関庁舎や倉庫などの上屋の設置、2基の木造栈橋の架設がおこなわれた。

そして、朝鮮総督府内務局土木課が1931年発行した『朝鮮港湾要覧』³²⁾によると、日韓併合以後の1910年から1915年の間に木造栈橋3基だけが建設された。以降、1918年から1922年の間に川岸埋め立てやの上屋の設置とともに、群山港への鉄道引込線敷設がおこなわれた³³⁾。

また、1925年からは、栈橋付近の水深の維持のため浚渫船を常置したが、結果として、港勢の進展

に順応できなかつたと評価された³⁴⁾。そのため、1926年から6ヵ年継続事業として修築工事が行われた。主要工事は、汽船係留のための浮棧橋の設置と多数の鉄道引込線の敷設であった。これを示す地図はfig. 3-13である。

Fig. 3-13は、1931年時点での港湾を示しており、工事中のところを表示している。また、fig. 3-13と1916年の港湾区域を描いてあるfig. 3-6を比べてみると、1916年の時点では、錦江に突き出た棧橋が6基描かれているが、このうちの3基は、税関の周辺にあり、2基は各国居留地の初期に造成された市街地の川岸にある。しかし、1931年段階では、税関周辺の3基の棧橋はそのまま存続していたが、その西側に巨大な浮棧橋が3基建設されている。この結果、旧各国居留地の錦江河畔すべてが港湾として使用されていることがわかる。そして、これは、前述した通り、1914年にはすでに海岸道路は一等道路として指定され、また、fig. 3-4によると、旧群山各国居留地の東端、元標の付近にすでに税関支署出張所が建設されたこととも連動し、各国居留地設定時点では税関付近のみであった港湾が、府制開始時点では錦江上流（東側）に拡張し、旧各国居留地の市街地が錦江に面する区域の全面を使用とする前提で、諸施設の建設が始まったと考えられる。ただし、実際の建設は、府制による東および南東区域の市街地拡張建設より遅い時期である1926年から始まったものとみられる。

このような鉄道群山線の建設と港湾施設の整備が群山市街地の与えた影響は、次の2点である。1点目は、市街地の中心地の移動である。旧各国居留地設定時では、その中心地が税関周辺であったのに対し、旧各国居留地の東側に建設された鉄道と港湾区域の錦江上流への拡張により、群山市街地の中心地が東側に移動したといえる。これは、鉄道と港湾施設整備の結果だけではなく、府制開始時点での市街地元標と一等道路の指定の影響もあった。そして、それを如実に示す現象として、植民地朝鮮の中央銀行であった朝鮮銀行の群山支店は開業時には税関近くに店舗を持っていたが、1922年には、市街地東側に移転した。2点目は、これと連動して、旧各国居留地の東側から東南方向への市街地拡張が進んだことである。各国居留地が設定された時期には、居留地外への市街地拡張は、居留地の南西側、すなわち内陸側への拡張が計画されていたが、鉄道・群山線と全群街道によって、群山と全州を直結することが重要視された結果、市街地は旧各国居留地の南東側に拡張されていった。

3-2-4 給排水施設の建設

群山は地形や地質的な理由で水の確保が難しい地域であった。これと関連して、『朝鮮土木事業誌』には、これが住民の生活用水のみの問題ではなく、工場、船舶等への給水まで問題になっていたと指摘している³⁵⁾。

2章で述べた通り、群山各国居留地の給水施設は井戸であった。しかし、上記の給水に対する問題で1910年に群山居留民団は水道の新設を企画しており、1912年3月に調査や設計を完了した。そして、これの工事に対して朝鮮総督府より国庫補助を受けて1912年6月18日から工事を始めた。しかし、1914年4月1日付府制の施行とともに居留民団が廃止となり、この工事は群山府に継承され、最終的に1915年3月31日に竣工した。これが群山府の第1期上水道敷設工事であった³⁶⁾。

fig. 3-14³⁷⁾は、『朝鮮土木事業誌』に収録された群山の上水道関連地図であり、1928年の状況が示されている。この地図によると、群山府の南西部に水源地が設定されている。この水源地は、1912年に群山居留民団が設定したものである。水源地の用地確保のために群山居留民団と朝鮮総督府との間での交渉記録を綴った文書「国有林野譲與願許可ノ件」³⁸⁾によると、群山居留民団は実際に1912年9月5日付けで、朝鮮総督に上水道水源地として林野譲與願の許可を要請し、同年12月12日、許可を受けた。また、同文書によれば、丘陵地の谷筋に堰堤を設けて水源地とし、そこから、錦江沿いに送水管を埋設して旧各国居留地の西端に位置する錦町の丘陵地の中腹に設けられた浄水場に送水し、そ

ここで濾過した上水をその丘陵地の頂に設けた配水池に送り、地形を利用して自然流下式により、市街地への給水をおこなう計画であった。

fig. 3-14には、1928年時点での上水道管の敷設位置が示されている。これを見ると、旧群山各国居留地の平地の区域と港湾区域には、万遍なく街路に上水道管（配水管）が敷設されている。しかし、その南西方向の新興洞と南東方向の栄町では、必ずしもすべての街路に配水管が敷設されているわけではなく、特に栄町では、配水管が埋設された街路の方が埋設されていない街路よりも少ない状況になっている。また、街路の交差点には、消火栓が設置されたが、旧群山各国居留地の平地区域では、交差点の約半分の箇所消火栓が設置されたのに比べ、新興洞と栄町の消火栓はまばらに設置されている。このような上水道配水管と消火栓の設置密度を勘案すると、1928年の時点で、群山府では旧各国居留地の平地区域がもっとも市街化の進んでいた地域といえることができる。

一方、旧各国居留地に建設された下水道は、2章で示した通り、問題を持っていた。1907年、群山各国居留地会は、市街地に暗渠を設けて錦江に排水するための下水工事をおこなった。しかし、汚水が街路にあふれるなど、不衛生であり、問題が生じていた。そのため、新たな下水道建設計画が必要であった³⁹⁾。そこで、群山府は、1923年から4ヵ年継続事業として、同年9月10日、下水道の建設に着手した。この工事では、旧群山各区居留地の平地区域から下水道を延長させ、また、旧各国居留地の南西側にある芦町の一部に下水道を建設し、この地区の排水が最終的に錦江に流れるようにした⁴⁰⁾。しかし、これらの地区は日本人が多く住む地区であり、それを優先した工事であったという指摘もできる。この工事がひと段落した1927年からは、朝鮮人密集居住区域への下水道工事がおこなわれた⁴¹⁾。

このような群山における上下水道建設は、いずれも、群山の地形を利用した配水、排水をおこなっていた。この時期、1920年代は日本国内において、地方都市でも浄水場を持った上水道の建設が各地でおこなわれていたが、その多くが、配水池を丘陵の頂上に設け、自然流下方式で配水するものであり、群山の上水道もその一つであるといえる。

すなわち、群山府の上下水道施設は両方とも日本人密集居住区域である旧群山各国居留地の平地区域の工事が先行し、以後新市街地として拡張された南西側と南東側の日本人と朝鮮人の共同居住区域及び朝鮮人密集集落区域への工事が行われた。また、上水道の工事は、群山府の成立以前に群山居留民団が計画し、着工したものを群山府が引き継いだものである。下水道は、既存の旧群山各国居留地の時期に旧群山各国居留地の平地区域中心に敷設された下水溝を利用し、群山府がそれらから延長する方法が採られた。これは、いずれも1914年4月1日に群山府の成立以前に居留地の建設主体である居留民団による都市インフラ施設としての給排水設備の計画および工事が、府制施行後も実質的な市街地内に影響を与えたことを示しており、生活と密接な上下水道であるため、日本人密接居住地域である居留地区域を優先したことを示している。

3-2-5 街並みの姿

fig. 3-15⁴²⁾は、群山開港10周年記念葉書の写真で1909年の群山各国居留地の姿が映し出されている。写真の右上に見える丘とその前方に見える建物A、そして海岸との位置関係を勘案すると、写真左下から右上に延びる街路はfig. 3-16の全州通とみられる。この写真を、市街化の進展、建物と土地の関係、建物の特徴、の3点から分析すると次のことが指摘できる。

まず、市街化の進展について、各国居留地において街区、街路を造成した地区は、ほとんど建物が建て詰まった状態であり、居留地設定から10年で確実に市街化が進んだといえる。特に写真に写っている全州通の両側のみならず、そこから錦江河畔の港湾地区に至るまで、街路に面して建物が建て詰

まっている様子が見えてくる。

次に、地割と建物の関係である。2章で示した通り、各国居留地の地割は1ブロックを田の字型に分割し、すべての土地が角地になるという形態であった。地籍図fig. 3-4に基づけば、全州通の街路に面したブロックの間口の長さは最小40.8mから最大52.3mである。これらのブロックがそれぞれ田の字型に分割されているので、全州通に面する一つの土地の間口は約20.4mから26.15m程度となる。

しかし、fig. 3-15を見ると、街路に面しているブロックは、いずれも形態の違う建物が2棟ではなく、3棟から5棟写っている。これは、一筆の土地を所有する地主が自分のために建物を建てただけでなく、土地を再分割して転売したか、あるいは、所有地に貸家を建てていた可能性を示している。

このような可能性を裏付けることとして、2章で示した「群山各国居留地規則」の第12条で示された条項と群山各国居留地会が1910年におこなった「群山各国居留地ニ関スル取調事項」がある。「群山各国居留地規則」⁴³⁾の第12条によると、競売落札者は競売落札後に土地を再分割して販売することができた。また、「群山各国居留地ニ関スル取調事項」⁴⁴⁾によると、土地と建物との関係という項目には、「(前略) 現在土地ト建物トノ関係ニ至リテハ一般ヲ通シテ同一所有者ニシテ地主ハ住宅営業用地ノ外ハ概ネ相当ノ施設ヲナシ賃貸ヲナスノ慣習ナルガ故ニ内地都市ニ於ケルガ如キ単ニ土地又ハ建物ノ賃貸ハ極メテ希ナリ」と記録されている。つまり、群山では地主が自分の住宅用地以外は施設を建てて賃貸する方式が一般的に行われていたとみられる。また、同資料にはこれが日本の都市と違う方式であることを指摘している。

最後にfig. 3-15に写っている建物の特徴に関することである。そのほとんどは、木造2階建もしくは平屋の建物であり、屋根は日本式の棧瓦葺である。つまり、この写真が示す1909年時点での群山各国居留地の街並は、同じ時期の日本の地方都市の市街地に似た街並であったといえよう。それは、日本の幕末・明治維新の時期に日本の開港場であった横浜、神戸、長崎の外国人居留地に出現したペランダコロニアル主体の街並とは大きく異なっていた。

次に、fig. 3-15が示す時期から20年程度を経た1920年代末の群山市街地を写したfig. 3-17(改造社『日本地理体系』1930年)と1930年代の群山市街地を写したfig. 3-18とfig. 3-19を使って、街並の変化を考えてみる。fig. 3-17は、旧各国居留地南西側に位置する新興洞の丘の上から撮影されたものと思われるが、居留地撤廃、府制施行に伴って市街地造成がおこなわれた新興洞と各国居留地の南東側に位置する栄町付近で市街化が進んだ様子がわかる。また、この写真の説明文には「市街は西北八馬山より、東北は峯火山に連る丘陵と錦江との間にあって停車場方面には朝鮮人商家多く、東北方面は主として内地人家屋で井然たる街並をみせている」と記されているように、旧各国居留地と新興洞には日本人が多く住み、既存の朝鮮人集落であった開福洞や松昌洞には、その後も朝鮮人が多数住んでいた状況がわかる。

fig. 3-18とfig. 3-19は、各々一部が旧群山各国居留地に含まれている明治町通と府制の施行による群山府の成立時に拡張された区域で一部である栄町の写真である。この二つの写真は、『群山府史』⁴⁵⁾に収録されているものであり、同書の発行年度が1935年であることと、同書に収録された記念写真の中に撮影時期が表記されている群山府会議員の写真が1931年と1935年のことにより、少なくとも1920年代末から1935年度に撮影された可能性が高いと判断される。これら2枚の写真を見ると、建物の密集度合と規模について、次のことが指摘できる。

まず、2枚の写真が示す建物の密集度合である。いずれの場合も、街路に面して2階建の建物が軒を連ねた状態であった。明治町通は、各国居留地の縁に位置した街路で、南西側は居留地外であったため、市街地が遅れていた場所であったと考えられるが、1930年頃になると、確実に市街化が進んでいたことがわかる。また、栄町は居留地撤廃、府制施行に伴って拡張された市街地であるが、ここでも、同じ時期には確実に市街化が進んだことが写真から示されている。しかも、fig. 3-15では見られな

ったパラペットを立ち上げた二階建の建物が連なっている。これは、1909年段階とは異なった街並が出現したといえる。

その次は、2枚の写真が示す建物の規模とそれぞれの地区での地割についての指摘である。2章で示した通り、群山各国居留地の設定時には、他の開港場と異なり、錦江河畔から見て間口が狭くて奥行がやや長い長方形のブロックが区画され、格子型街路が造成された。しかも、ブロックの中は田の字型に四分割され、すべてとの土地が角地となった。しかし、居留規則上競売落札者はロットを再分割して販売することができ、また、地主が敷地の一部に貸家を建てるということをおこなったため、実質的に出現した街並は、土地の間口に比べて狭小な建物が軒を連ねることとなり、当時の日本の地方都市の中心市街地と同じ街並となった。明治町通の写真は、それを示している。

ところが、のちに市街地が拡張された栄町では、地籍図に基づけば、74.4m×42mの長方形のブロックが造成され、各ブロックは、背割りをして二分され、さらに街路に面して四等分されて、街路に面した敷地の間口は、旧各国市街地の当初の敷地に比べて狭小であった。このような現象が生じた理由を示す文献は未見であるが、その理由を推察すると、次のことが考えられる。先行した各国居留地で、実際には土地の使用が細分化したため、街路に面した土地の間口に比べて狭小な間口の建物が多数出現したため、その状況を反映して、後発であった栄町では、最初から一筆の土地の規模を狭小にしたということである。このようなまちづくりの原因を究明するのは難しいが、後発であった栄町では、もともとは区画したロットの面積に対する投資額より少額で土地または建物を所有できるようにするためであると考えられる。

3-3 小結

3章での分析により、群山府の設定とそれに伴う建設実態の特徴は次の通りである。

1) 府制施行による群山府の区域設定に関することである。群山府の管轄区域の確定については、従来の居留民団の活動範囲が影響を与えたといえる。それは、居留民団の事業範囲であった群山各国居留地の南西側の地区と、さらにそれに続く既存の邑城都市である沃溝、また群山と全羅北道の中心都市全州との関係を考慮した市街地拡張の考えが反映された。

2) 街路と街区の建設に関することである。まず、全州と群山の連絡を重視することから全州と群山を結ぶ陸上路としての全群街道とつながる旧群山各国居留地の東端に市街地元標を設定して街路網を構築していた。そして、朝鮮時代にはなかった群山と全州とを直結する街道を新設したことは、群山の都市としての相対的な重要性が高まったといえる。また、群山各国居留地から拡張された区域には既存の朝鮮人集落と連動する形で街区が建設され、これらの区域には旧各国居留地の街区より小規模な土地区画がおこなわれた。

3) 鉄道・港湾と市街地の関係である。旧各国居留地の東側に建設された群山線と港湾区域の錦江上流である東側への拡張によって、群山での市街地中心地が税関から東側に移動された。これは、群山府の成立とともに旧群山各国居留地の東側に市街地元標を設定して1・2等道路の指定の影響もあったと思われる。そして、群山各国居留地の設定の時に重視された南西側の内陸への連絡性から南東側の全州方面の内陸との連絡を重視した市街地拡張が進んでいた。

4) 給排水設備である上下水道施設の建設に関することである。上水道施設は居留民団により計画して工事が始まっており、下水道施設は居留地の存在の時に敷設された既存施設を利用して建設された。それは、群山府の成立以前に居留地の建設主体である居留民団による都市インフラ施設としての給排水設備の計画および工事が府制施行後も実質的な市街地内に影響を与えたことを示している。また、これらは、生活と密接な要素により日本人密接居住地域である旧居留地の中心区域が優先して建設された。

5) 時期別の街並みに関することである。開港から10年後の1909年には、群山各国居留地の全体区域の市街地化が進んでいた。しかし、居留地設定当初におこなわれた1ブロックを田の字型に分割した土地に対し、地主が土地を細分化して転売することや貸家を建てたことで、実質的には土地が細分化した。建物は木造2階建て及び平屋がほとんどで、日本の外国人居留地や仁川の清国居留地に現れるベランダコロニアルの街並みとは大きく異なっている。1920年代末には、群山府成立によって拡張された区域である旧群山居留地の南西・南東側で、市街化が進み、南東側一部の区域の朝鮮人の密集集落には朝鮮式の草家が密集していたことが当時の写真から分かる。1930年代前半には、旧群山各国居留地の区域と群山府の成立によって新たに市街地になった区域のいずれも街路に面して2階建ての建物が軒を連ねた状態で、当時確実に市街化が進んだことがわかる。そして、パラペットを立ち上げた二階建ての建物が連なっていることから1909年段階とは異なった街並が出現したといえる。そして、旧群山各国居留地の区域には1909年の様相と同じような土地の再分化が現れるが、1912年の地籍図をみると群山府の成立によって新たに市街地になった区域では最初から一筆の土地の規模を狭小にしていたが、これは先に群山各国居留地に現れた土地使用実態の影響を受けたと考えられる。

6) 建設主体の問題である。3章で説明した都市建設の主体は、その事業によって異なっていた。市街地拡張のための街路、街区の建設は群山府の所掌として工事がおこなわれた。鉄道建設は、朝鮮総督府鉄道局がおこない、港湾建設は朝鮮総督府土木課がおこなっていた。上下水道工事は朝鮮総督府の補助金を得て、群山府がおこなっていた。これらの組織が都市建設のために連携していたことを示す文献資料が見つかっていないため、その連携については不明である。しかし、実態として、街路・街区の建設と鉄道の建設が連動していたのは明かである。これに対して、街路・街区の建設と港

湾整備の実態を比較したとき、両者の間に強い関係があったことを示すは現在のところ見出せない。4章で示す市街地計画令という制度の導入は、3章で示したそれ以前の状況を反映しているものと思われる。



Fig. 3-1 「朝鮮行政區劃圖 全羅北道」 (1911年)

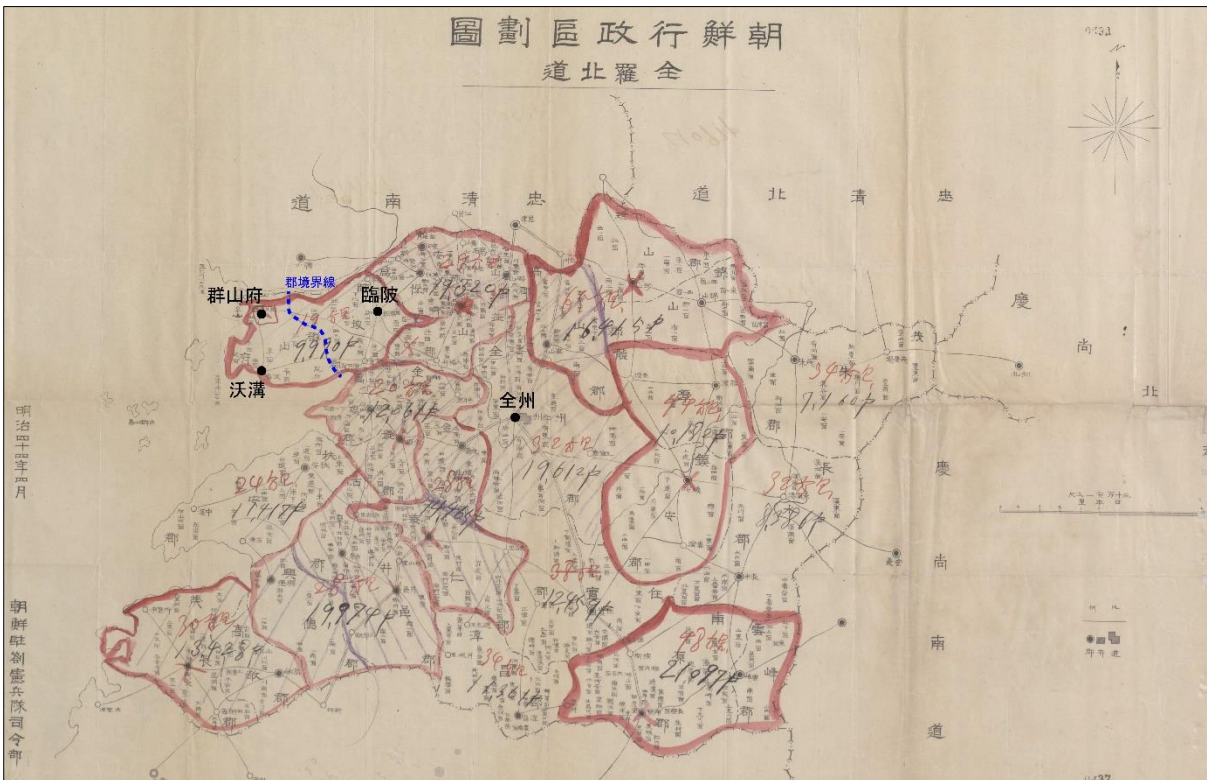


Fig. 3-2 「朝鮮行政區劃圖 全羅北道」 (Fig. 3-1) 分析圖 (筆者加筆)

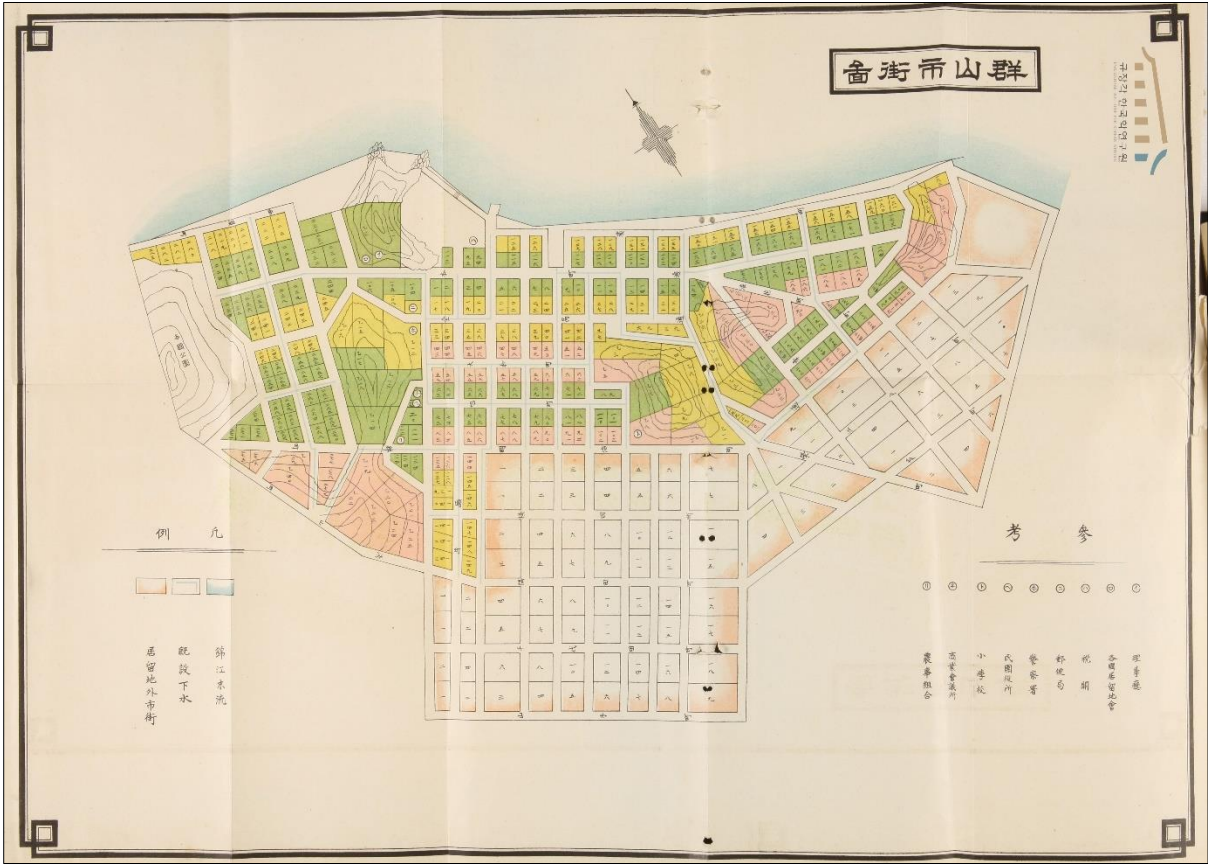


Fig. 3-3 「群山市街圖」 (1907年推定)



Fig. 3-4 「群山府原図」 (1912年測量着手)

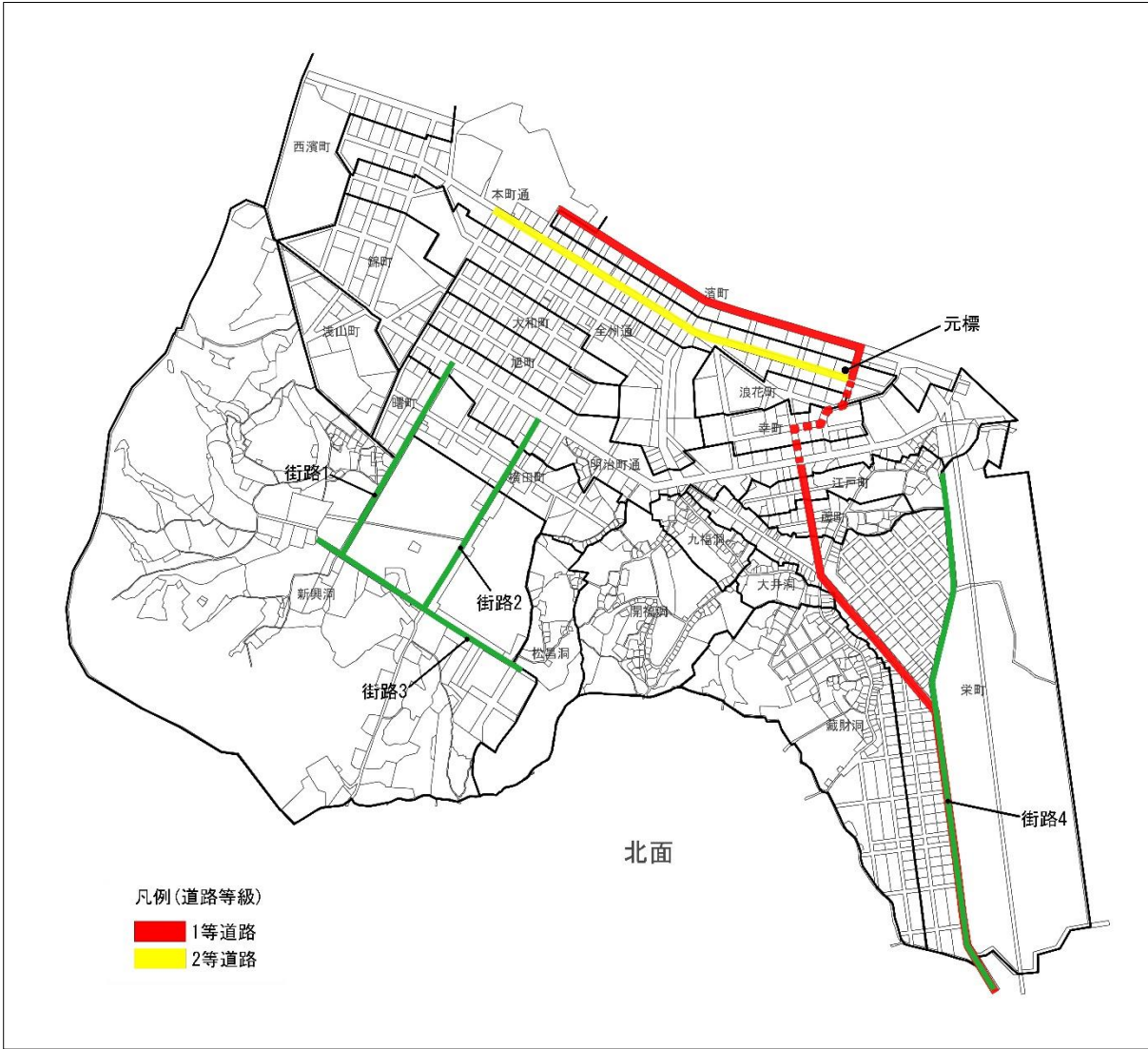


Fig. 3-5 1914年の群山府の市街地元標と1・2等道路

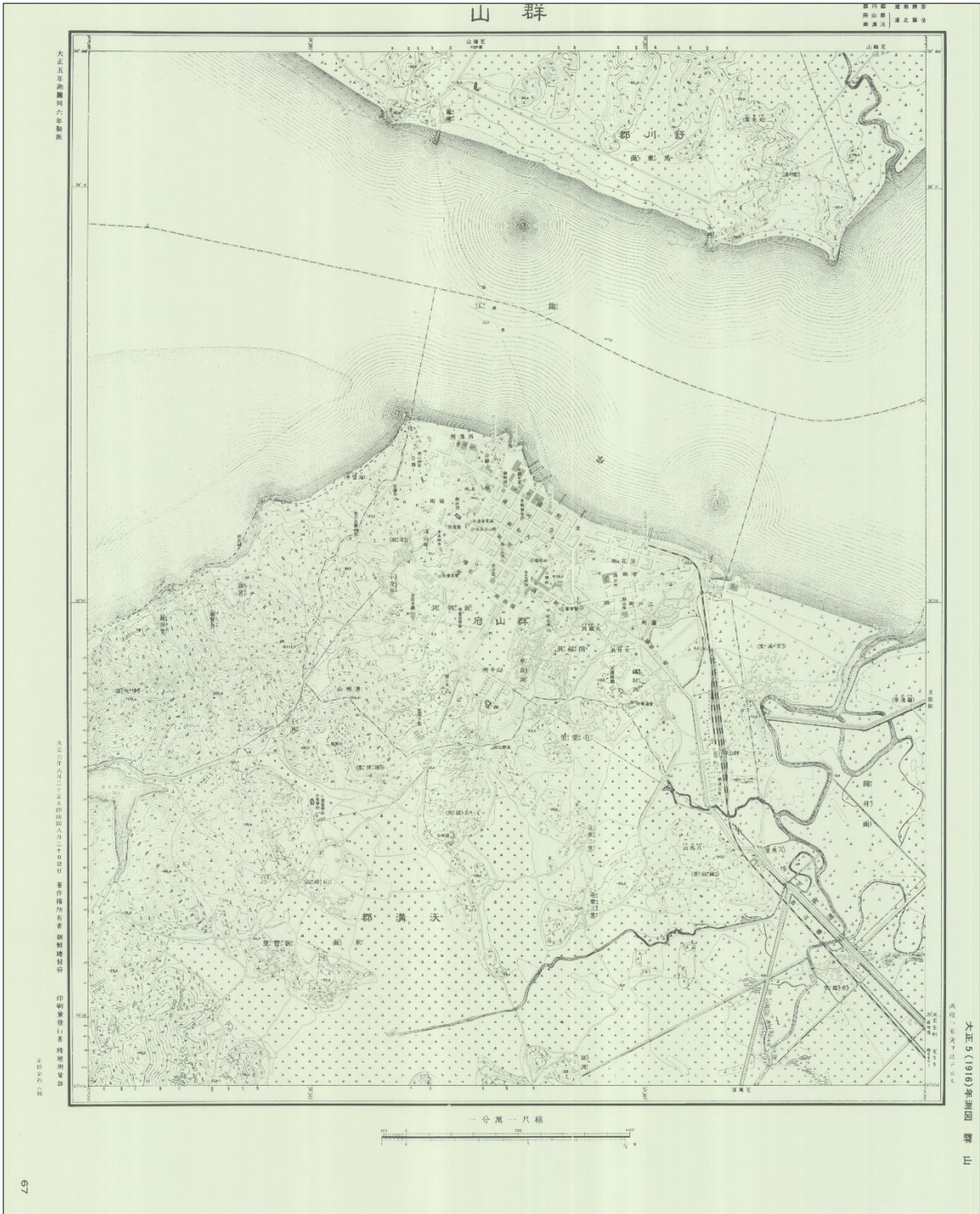


Fig. 3-6 「群山」 (1916年測図)

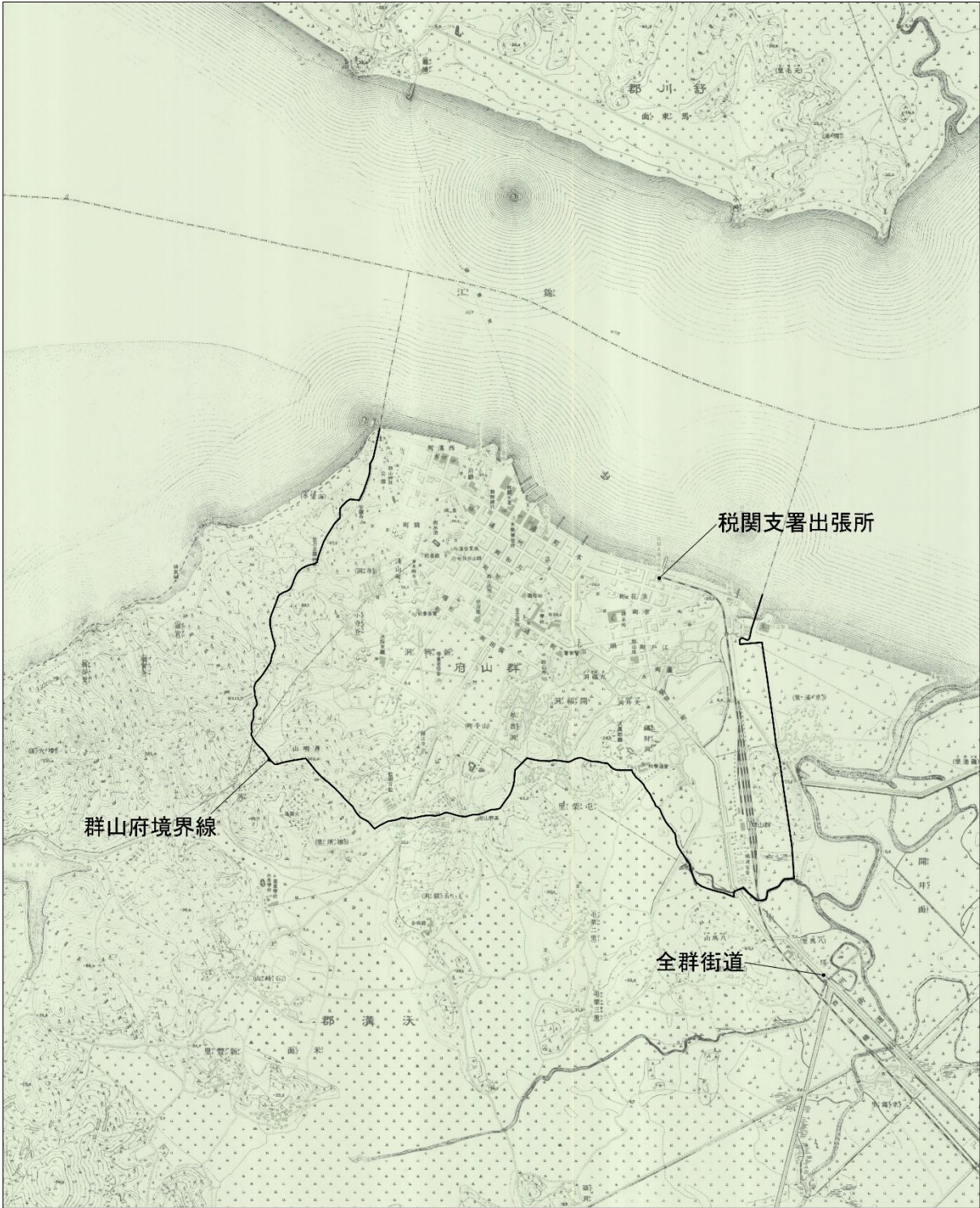


Fig. 3-7 「群山」 (Fig. 3-6) 分析図 (筆者加筆)



Fig. 3-8 1912年と1916年の群山府の比較（赤：「群山府原図」（1912年測量）地籍線・筆者加筆）

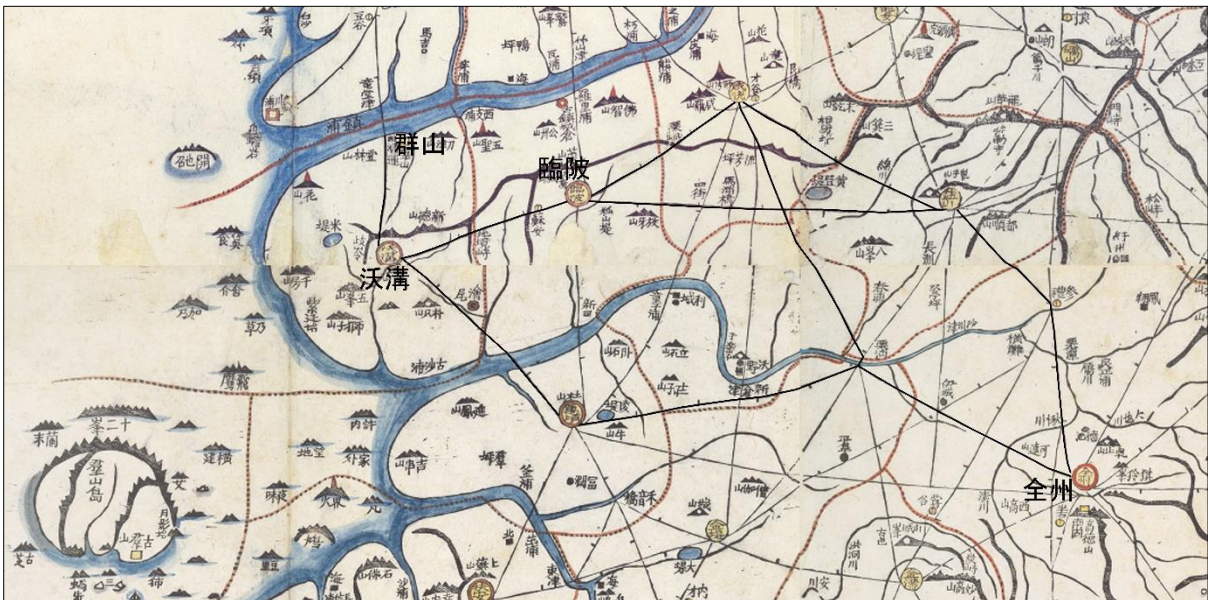


Fig. 3-9 「大東輿地図」の一部（1861年編纂・筆者加筆）

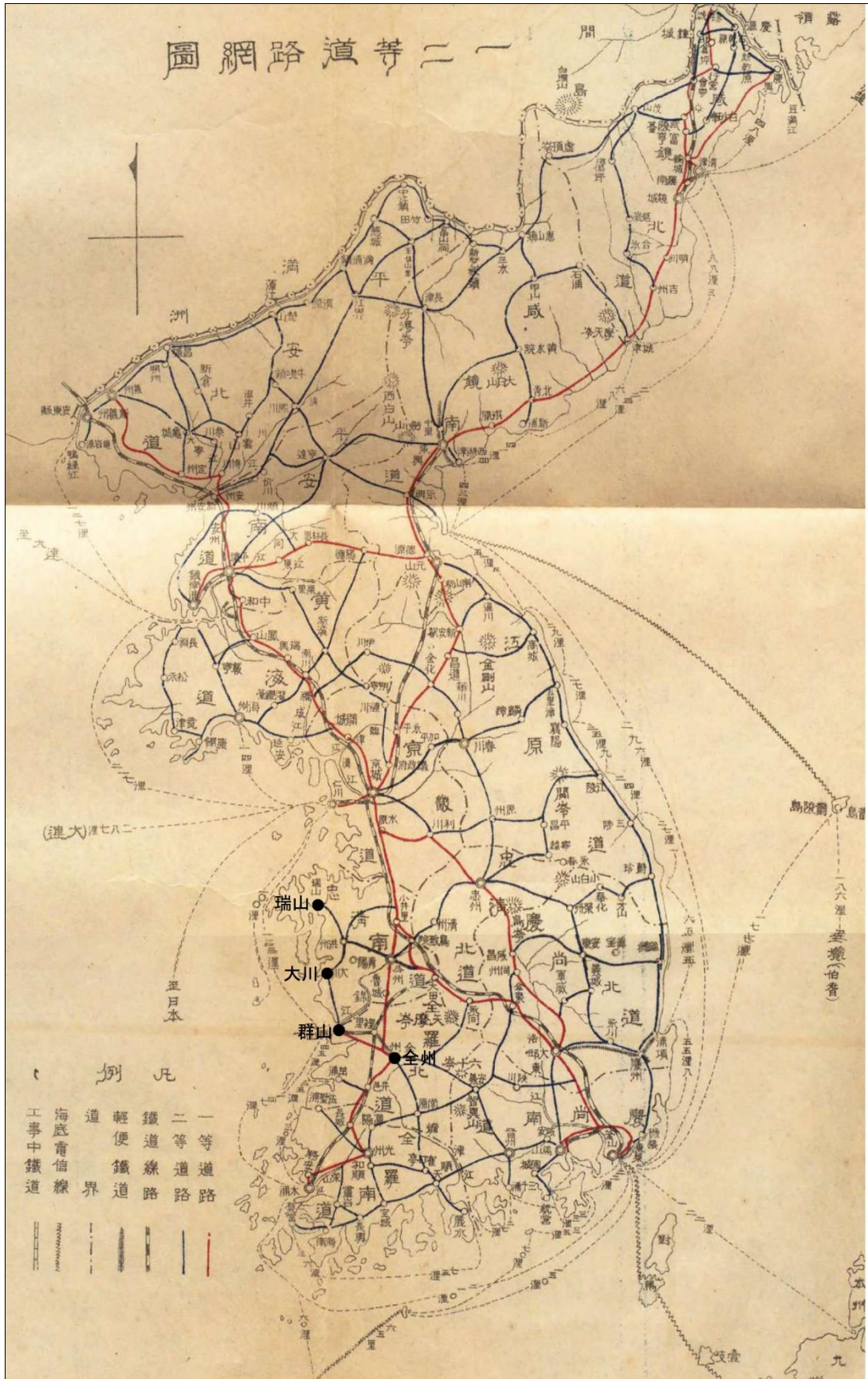


Fig. 3-10 「一二等道路網圖」 (1911年7月25日付「一等道路及二等道路線ノ件」に関する情報)

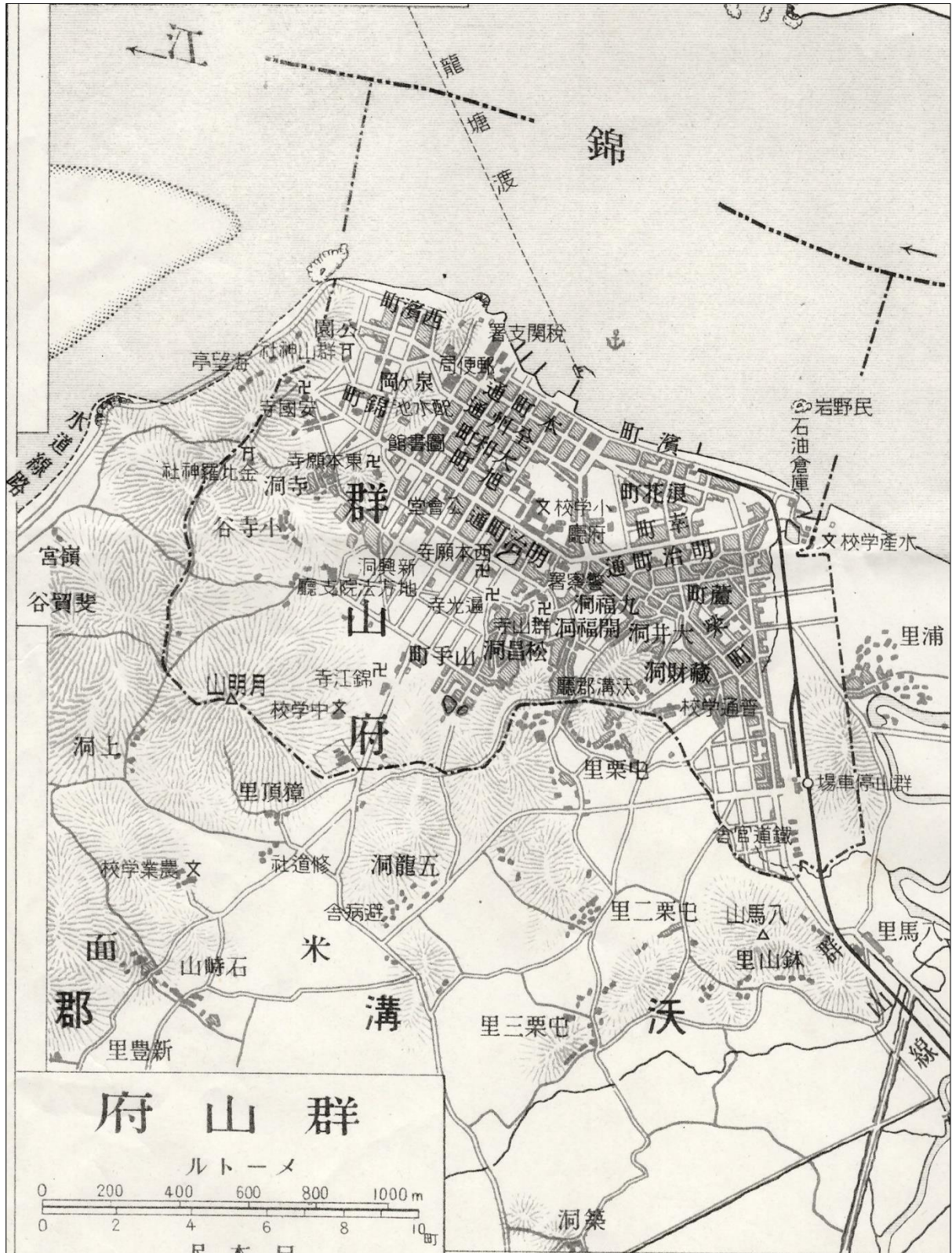


Fig. 3-11 「群山府」 (1920年代末推定)

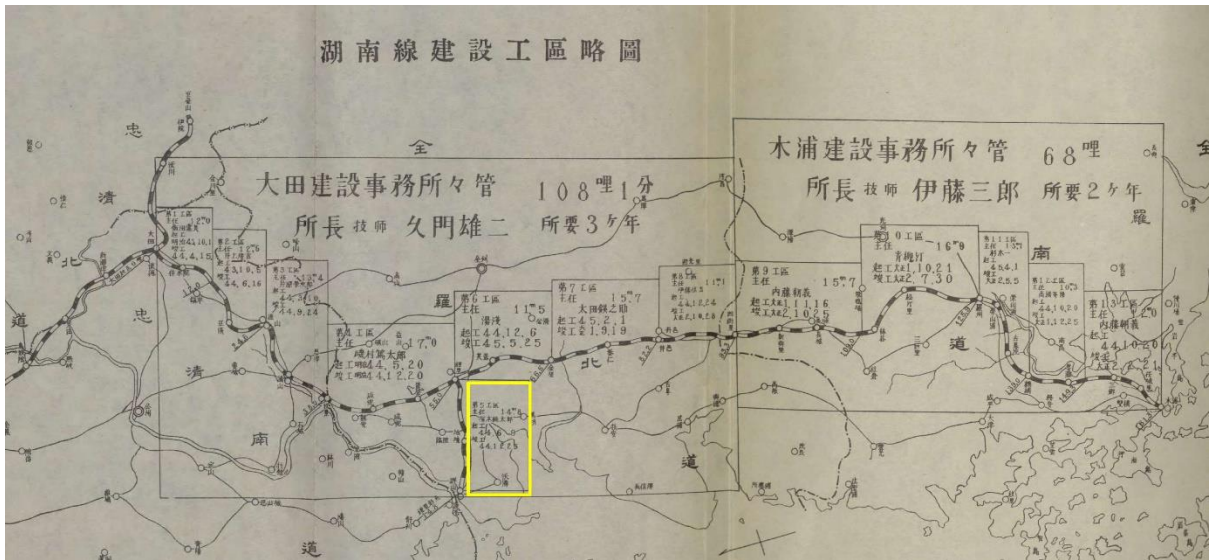


Fig. 3-12 「湖南線建設工区略圖」 (黄：群山線区域・筆者加筆)

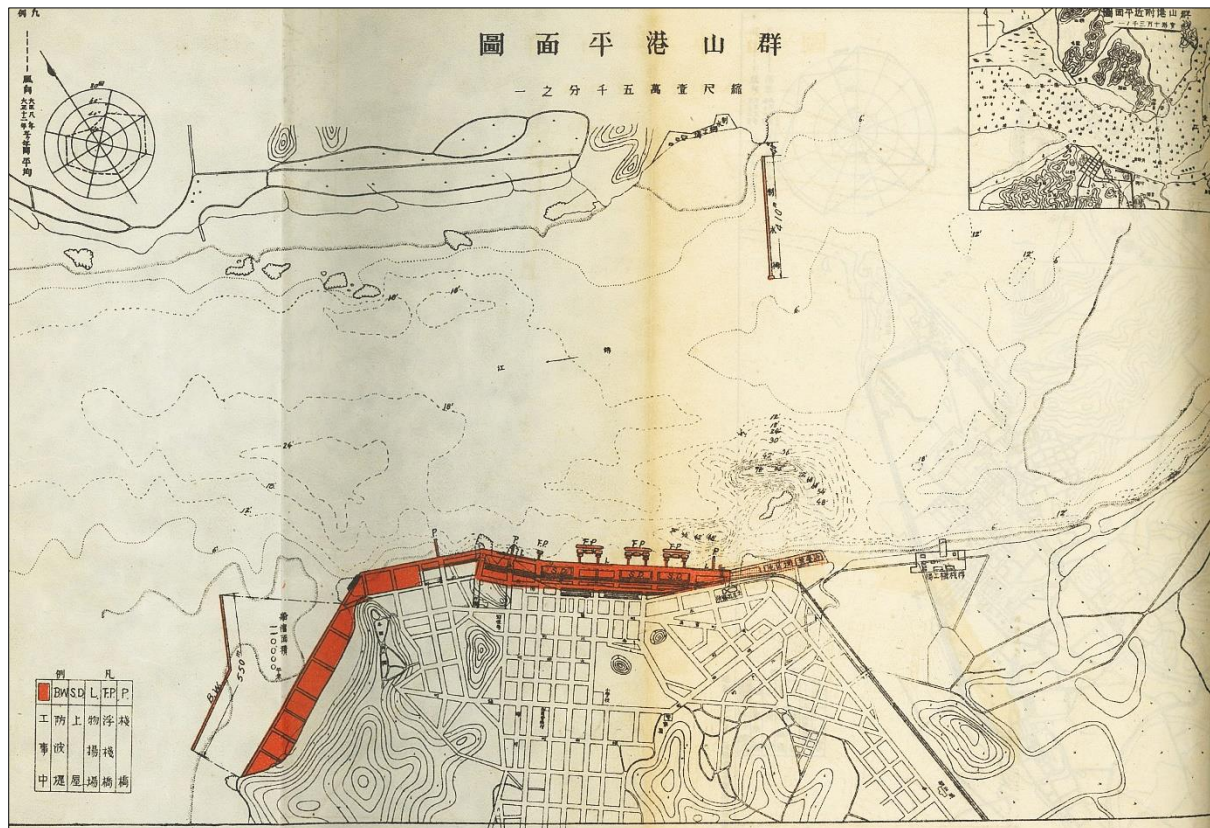


Fig. 3-13 「群山港平面図」 (1931年)

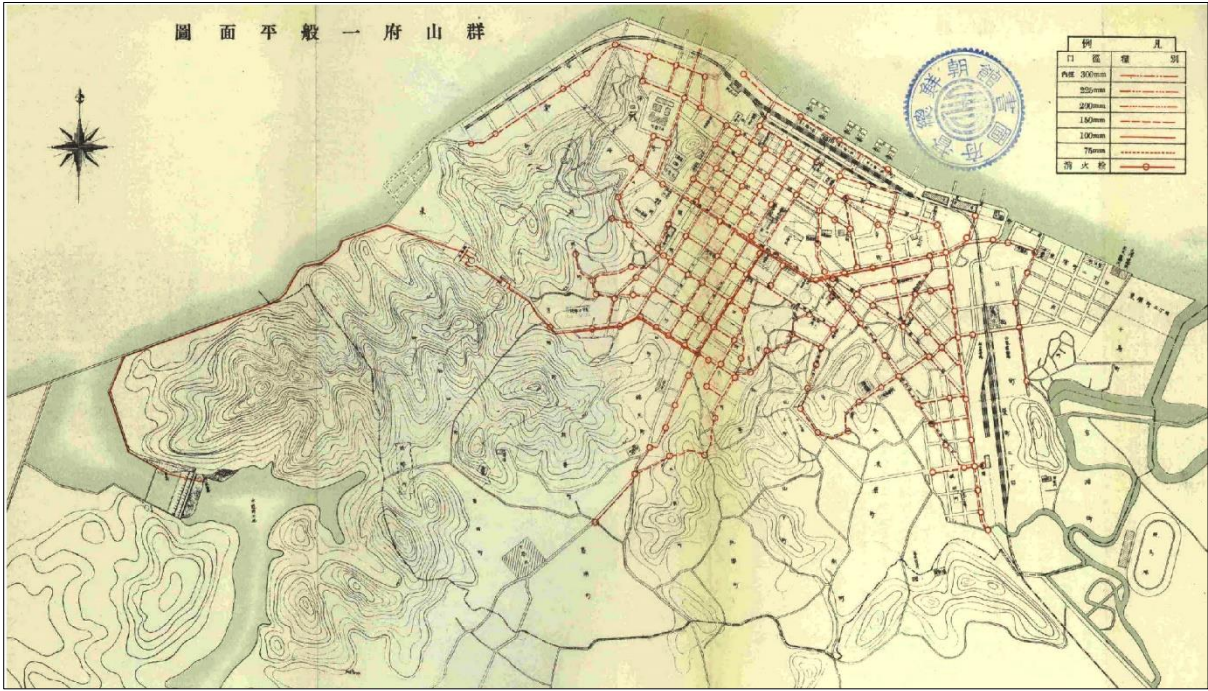


Fig. 3-14 「群山府一般平面図」 (赤：1928年の上水道管の敷設位置)

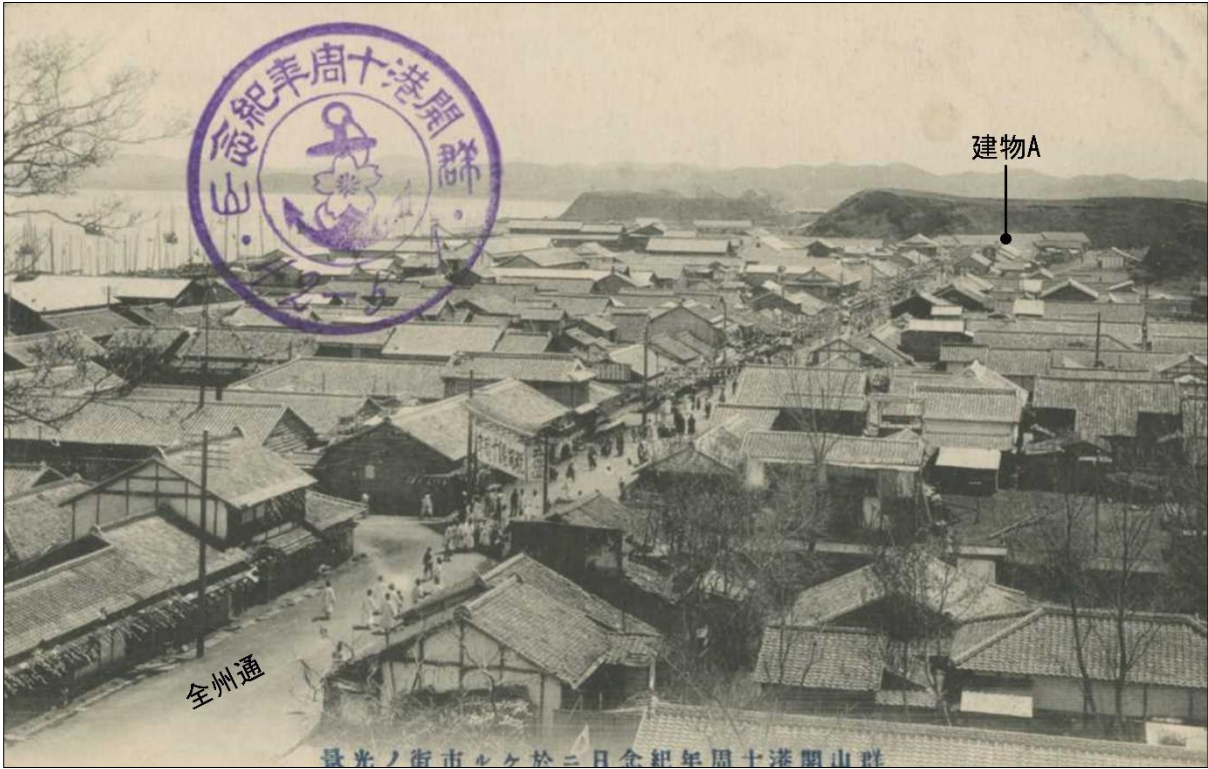


Fig. 3-15 1909年の群山各国居留地の街並み

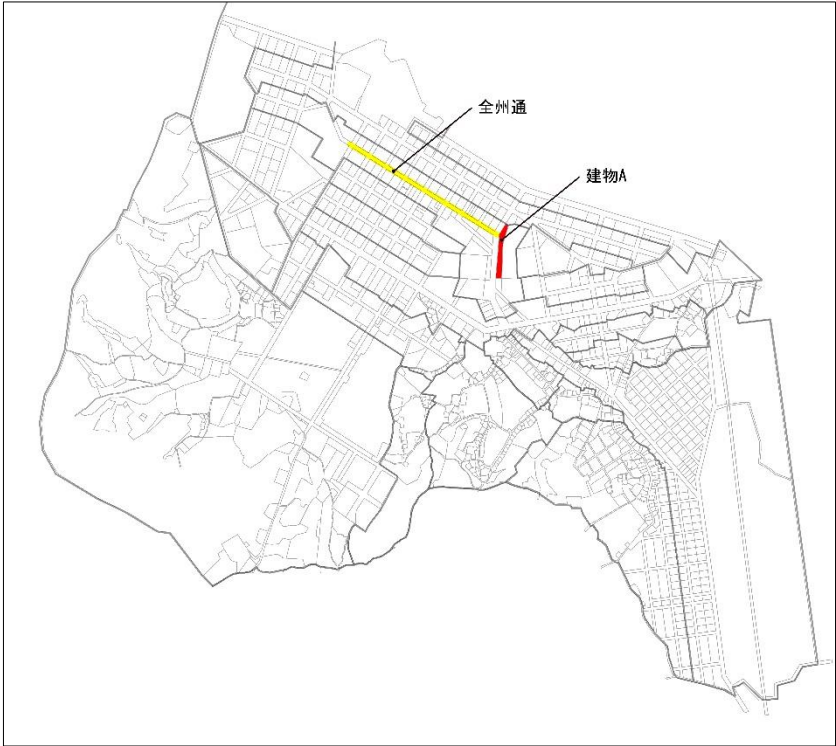


Fig. 3-16 「Fig. 3-15」 当該区域

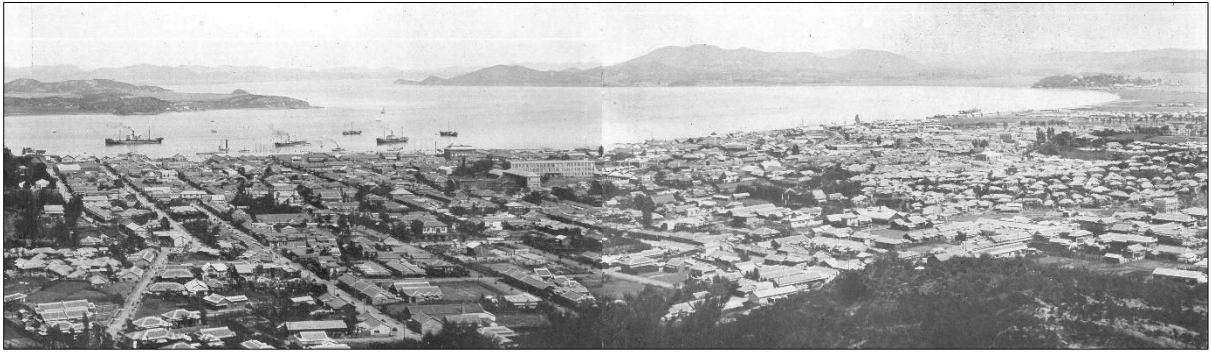


Fig. 3-17 1920年代末の群山府市街地



Fig. 3-18 1930年前半の群山府明治町通

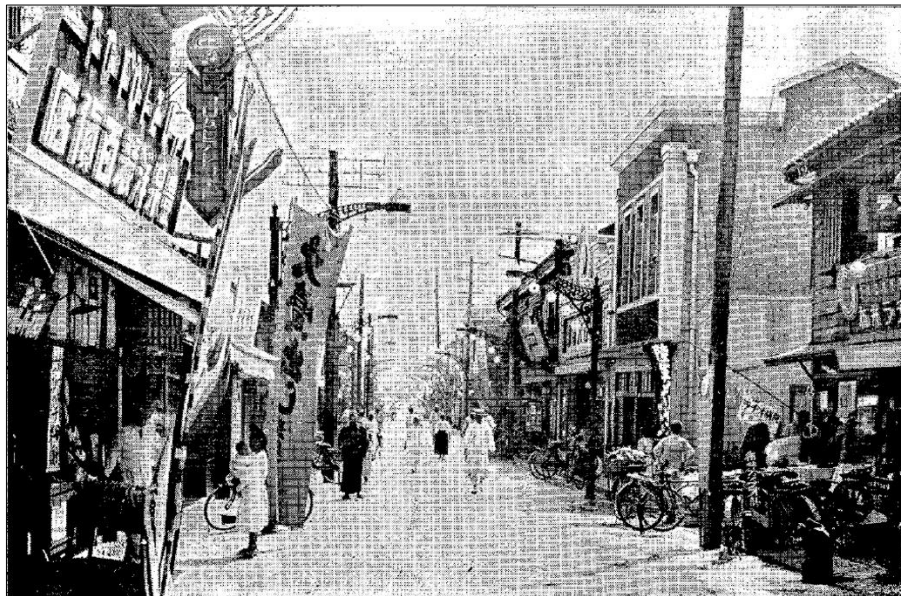


Fig. 3-19 1930年前半の群山府栄町

Table. 3-1 群山府町洞別戸口 (1928年7月末現在)

	内地人		朝鮮人		外国人		計	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
西濱町	48	210	8	25	0	0	56	235
棧山町	39	156	1	3	0	0	40	159
錦町	54	268	1	6	0	0	55	274
曙町	11	56	1	2	0	0	12	58
本町通	118	461	26	89	2	15	146	565
濱町	35	123	31	217	2	5	68	305
全州通	177	791	12	123	22	148	211	1062
大和町	104	471	1	43	0	0	105	514
旭町	116	430	1	9	2	4	119	443
明治町通	221	847	53	272	7	41	281	1160
横川町	127	501	38	186	0	0	165	687
栄町	260	1090	424	2201	54	196	738	3488
江戸町	31	151	115	445	2	13	148	609
芦町	55	152	105	452	3	15	163	619
幸町	10	50	3	12	6	20	19	82
浪花町	7	41	9	49	5	17	21	107
新興洞	365	1373	793	3385	2	7	1160	4765
松昌洞	4	12	383	1634	0	0	387	1646
開福洞	82	303	778	3366	2	7	862	3676
九福洞	30	106	104	535	0	0	134	641
大井洞	10	36	46	237	0	0	56	273
藏財同	58	230	467	2111	4	20	529	2361
計	1962	7858	3400	15403	113	508	5475	23769

* 出典：釜山日報群山支社『開港三十周年記念群山』，1928，p. 12。すべての数字は基資料の通りに記載する。赤字は、実際に各項目の数字とその合計が合わないところである。

<図版出典及び注>

- Fig. 3-1 : 「府郡廃合に関する件(全羅北道)」(タイトルは韓国語)の添付地図。所蔵:韓国国家記録院、管理番号:CJA0002546、元図は朝鮮駐箚憲兵司令部が制作。
- Fig. 3-2 : Fig. 3-1に基づいて筆者加筆。
- Fig. 3-3 : 「事業概要」に収録。「事業概要」は『全羅北道調査材料』に収録。『全羅北道調査材料』の所蔵:韓国ソウル大学校奎章閣韓国学研究院、請求記号:奎22188
- Fig. 3-4 : 朝鮮総督府臨時土地調査局が1912年に測量に着手して作成した地籍図である全羅北道群山府の原図総51枚を筆者が組み合わせた地図である。所蔵:韓国国家記録院
- Fig. 3-5 : Fig. 3-4に基づいて筆者加筆。市街地元標と1・2等道路は1914年4月11付『官報』第507号による。点線は、官報の情報によって筆者が推定した区間である。
- Fig. 3-6 : 朝鮮総督府『一萬分一朝鮮地形図集成』柏書房, 1985年, p. 67
- Fig. 3-7 : Fig. 3-6に基づいて筆者加筆。
- Fig. 3-8 : Fig. 3-6にFig. 3-4を重ねて筆者加筆。
- Fig. 3-9 : 金正浩『大東輿地図』(韓国の宝物第850-1号)の一部。所蔵:ソウル大学奎章閣韓国学研究院 請求記号は奎10333-v. 1-22、奎12380-v. 1-22
- Fig. 3-10 : 朝鮮総督府編『朝鮮土木法規』1920年, p. 20とp. 21の間に収録。これにに基づいて筆者加筆。地図が示している情報は、1911年7月25日付「一等道路及二等道路線ノ件」である。
- Fig. 3-11 : 山本三生編『日本地理体系』, 改造社, 1930年に収録。頁表記無し。
- Fig. 3-12 : 朝鮮総督府鉄道局編『朝鮮鉄道史』1929のp. 396とp. 397の間に収録。これにに基づいて筆者加筆。
- Fig. 3-13 : 朝鮮総督府内務局土木課編『朝鮮港湾要覧』1931の「朝鮮港湾要覧附図」のp. 6に収録。
- Fig. 3-14 : 朝鮮総督府編『朝鮮土木事業誌』1937年のp. 1150とp. 1151の間に収録。
- Fig. 3-15 : 統監府『日韓併合紀念大日本帝国朝鮮写真帖』1910年, p. 84に収録。同一写真判断されるとの高解像ファイルは国際日本文化研究センターのデータベースが提供する。URL: <http://kutsukake.nichibun.ac.jp/CH0/detail.html?id=300097>
- Fig. 3-16 : Fig. 3-4に基づいて筆者加筆。
- Fig. 3-17 : 山本三生編『日本地理体系』改造社, 1930年, pp. 140-140
- Fig. 3-18 : 群山府編『群山府史』1935年の写真収録部分。
- Fig. 3-19 : 群山府編『群山府史』1935年の写真収録部分。

注

- 1) 勅令第357号として、『官報』号外、1910年9月30日、pp. 3-4、に掲載されている。
- 2) 朝鮮総督府令第7号として、『官報』第8192号、1910年10月10日、p. 231、に掲載されている。
- 3) 朝鮮駐軍軍憲兵隊司令部が1911年4月に発行した『朝鮮行政区画図 全羅北道』である。韓国国家記録院資料である「府郡廃合に関する件(全羅北道)」(タイトルは韓国語)に添付された。所蔵先：韓国国家記録院、管理番号：CJA0002546、URL：<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?singleData=Y&archiveEventId=0026882337>、カラーファイルのURL：<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?singleData=Y&archiveEventId=0049287375>
- 4) 『官報』第504号(1914年4月7日)によると、「在朝鮮各国居留地制度の廃止に関し大正二年四月二十一日(1913. 4. 21)朝鮮総督部外事局長が京城駐在各国領事館と共に署名したる議定書」の記録がある。
- 5) 1913年12月29日公布されており、1914年1月16日付『官報』第438号に掲載されている。
- 6) 1914年4月7日付『官報』第504号。
- 7) 「群山府原図」は韓国国家記録院所蔵。当時の群山府に関する地籍図は「全州通外七町」「明治町通外三洞」「開復洞外二洞」の三区域で構成され、縮尺は1/600と1/1200である。この地図を併合した地図を作成し、これを基に官報内容を追加して、文智恩作成。
- 8) 根拠資料は、①「群山府面の廃合に関する件」所蔵先：韓国国家記録院、管理番号：CJA0002561、URL：<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?singleData=Y&archiveEventId=0026883043>、②「府郡廃合に関する件(全羅北道)」所蔵先：韓国国家記録院、管理番号：CJA0002546-0026882336、URL：<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?singleData=Y&archiveEventId=0026882336>、③「府郡廃合に関する件(全羅北道)」所蔵先：韓国国家記録院、管理番号：CJA0002546-0026882337、URL：<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?singleData=Y&archiveEventId=0026882337>、④「府郡廃合に関する件(全羅北道)」所蔵先：韓国国家記録院、管理番号：CJA0002546-0026882342、URL：<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?singleData=Y&archiveEventId=0026882342>、⑤「府郡廃合に関する件(全羅北道)」所蔵先：韓国国家記録院、管理番号：CJA0002546-0026882343、URL：<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?singleData=Y&archiveEventId=0026882343>、による。これらの資料は、旧朝鮮総督府が保管していた文書を韓国国家記録院が再整理して保管しているもので、現在は全ての資料のタイトルが韓国語である。②から⑤までは記録物件タイトルは同じだが、その文書綴の内容は異なるため、細部管理番号と情報公開URLも個別に付されている。
- 9) 現在、群山行政区域の一部地域の旧地名であり、1914年の府制施行による群山府の区域を基準に東側に位置した地域である。
- 10) 出典は、注8の①である。
- 11) 所蔵先：韓国国家記録院、管理番号：CJA0002541、URL：<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?singleData=Y&archiveEventId=0026882130>
- 12) 所蔵先：韓国国家記録院、管理番号：CJA0002541、URL：<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?singleData=Y&archiveEventId=0026882135>
- 13) 原資料には、「現民団法学校組合」表記の横に「市街地稅施」行が追加記入された形で表記されている。「市街地稅令」は、朝鮮総督府の制令第2号として1914年3月26日付『官報』(第492号)を通じて告示された。つまり、1914年4月1日付の府制施行の直前に施行されたため府制施行区域決定に影響が少ないと判断される。

-
- 14) 『一萬分一朝鮮地形図集成』 柏書房、1985年。群山の場合は、1916年に測図したものであり、著作権所有者は朝鮮総督府、印刷兼発行者は陸地測量部と表記されている。
 - 15) 朝鮮総督府編『朝鮮土木事業誌』1937年、p. 93、による。『朝鮮土木事業誌』は、朝鮮総督府が1937年に発行した書籍で、土木関連制度や沿革、道路、河川、港湾、市街整理、上下水道、災害復旧を主な内容として、朝鮮総督府の創設以前から1928年度末までの事項が収録されている。
 - 16) 1912年の地籍事項が描かれているfig. 3-4での地名を基準に説明したため、九福洞も記載する。
 - 17) 韓国の宝物第850-1号である。一般的に呼称されるものは1861年に木版本として編纂・刊行された『大東輿地図』22帖である。1864年に22帖の屏風式(または折畳式)が再刊されており、以降筆写本が刊行された。本研究で使用した大東輿地図は、現在、ソウル大学奎章閣韓国学研究院の所蔵で、請求記号は奎10333-v. 1-22、奎12380-v. 1-22、URL:<http://kyudb.snu.ac.kr/pf01/renderImg.do> そのうち群山と全州間の区域を取り上げて分析した。
 - 18) 朝鮮総督府が1920年に編集した『朝鮮土木法規』の18頁から21頁までに掲載された1911年7月25日付「一等道路及二等道路線ノ件」による。『朝鮮土木法規』は、1920年11月末を基準に施行土木関連法令、処務などを主な内容として収録している。各法令の改正の経緯も把握できる資料として、道路、港湾、市区改正、上下水道、土地収用などの関係法令及び経営関連事項が収録されている。
 - 19) 告示文の内容と1912年地籍事項 (fig. 3-4) の番地を合わせて表記したものであり、栄町方面の1等道路の一部の経由区域の場合、明確な判断が難しく、点線で表記した。
 - 20) 『朝鮮土木法規』 (注18と同書)、pp. 1-6。
 - 21) 朝鮮総督府編集発行『朝鮮施政ノ方針及実績』1915年、p. 385。
 - 22) 『朝鮮土木事業誌』 (注15と同書)、pp. 77-78に記録されている。
 - 23) 所蔵先：韓国国家記録院、管理番号：CJA0002611、URL：<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?bsid=200300796551&dsid=000000000015&gubun=search>
 - 24) 起工と竣工の情報は、朝鮮総督府鉄道局が1915年に発行した『朝鮮鉄道史』p. 201、による。なお、1929年に発行された『朝鮮鉄道史』と区別するため、ここでは、『朝鮮鉄道史』(1915)と記す。
 - 25) 1912年2月12日付『官報』第8591号。
 - 26) 『朝鮮鉄道史』(1915)は、朝鮮に敷設された鉄道について、根拠条約、敷設経緯、路線の管理と運営、関係団体などの内容が収録されている。
 - 27) 『朝鮮鉄道史』第一巻は、朝鮮総督府鉄道局が1929年に発行しており、1899年9月にソウルと仁川間の京仁線の開通以来30年間の朝鮮の鉄道について、歴史、経緯、路線、工事などの網羅的に記述している。ここでは、1915年発行の『朝鮮鉄道誌』と区別するため、『朝鮮鉄道誌』(1929)と記す。
 - 28) 『朝鮮鉄道史』(1929)第一巻(注27と同書)、p. 391。
 - 29) 『朝鮮鉄道史』(1929)第一巻(注27と同書)、p. 406。
 - 30) 『朝鮮土木事業誌』は、朝鮮総督府が1937年に発行した書籍で、土木関連制度や沿革、道路、河川、港湾、市街整理、上下水道、災害復旧を主な内容として、朝鮮総督府の創設以前から1928年度末までの事項が収録されている。
 - 31) 『朝鮮土木事業誌』(注15と同書)のp. 897には、本町49番地で記載されている。1912年地籍事項によれば (fig. 3-4) 本町49番地は税関敷地である。
 - 32) 『朝鮮港湾要覧』は、朝鮮総督府内務局土木課が1931年編集・発行したものであり、港湾の分布、管理、各開港や地方港の沿革、設備、修築工事などの内容や写真、関係図面を収録している。

-
- 33) 『朝鮮土木事業誌』 (注15と同書) pp. 897-898。
- 34) 『朝鮮港湾要覧』 (注32と同書)、p. 43。
- 35) 『朝鮮土木事業誌』 (注15と同書)、p. 1147。
- 36) 群山府の首都工事沿革については、『朝鮮土木事業誌』 (注15と同書)、pp. 1147-1150による。
- 37) 『朝鮮土木事業誌』 (注15と同書) のp. 1150からp. 1151間に頁数無しで収録されている。
- 38) 韓国国家記録院所蔵の文書である。管理番号: CJA0010267。この資料、インターネット公開されており、次の通り。URL : <http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?bsid=200300862412&dsid=000000000066&gubun=search>
- 39) 『朝鮮土木事業誌』 (注15と同書)、pp. 1274による。
- 40) 『朝鮮土木事業誌』 (注15と同書)、pp. 1274-1275による。
- 41) 『朝鮮土木事業誌』 (注15と同書)、pp. 1276-1277による。
- 42) 統監府編集発行『日韓併合記念大日本帝国朝鮮写真帖』1910年、p. 84、に所収。同一写真の高解像度ファイルは国際日本文化研究センターのデータベースが提供している。URL: <http://kutsukake.nichibun.ac.jp/CHO/detail.html?id=300097>。本論文では、理解の容易をため、国際日本文化研究センターのデータベースが提供している高解像度ファイルを収録した。
- 43) 1899年6月2日、韓国の外部大臣と韓国駐在の日本、フランス、イギリス、ロシア、ドイツの公使または領事が調印した。正文は*Regulations for the Foreign Settlements at Kunsan, Masanpo, and Songchin*というタイトルの英文である。
- 44) 韓国国家記録院所蔵の文書綴『各国居留地に関する取調書類(1910年12月から1911年3月)』に含まれる資料による。この資料には、群山、城津、鎮南浦、馬山、木浦の居留地に関する調査内容が収録されている。群山の場合は、主に1910年頃、群山各国居留地会および群山警察署が調査した事項(土地、人口、関係規則、経営事項)などが収録されている。管理番号:CJA0002274。この資料、インターネット公開されており、次の通り。URL : <http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?singleData=Y&archiveEventId=0027148119>
- 45) 『群山府史』は、群山府が1935年に編集発行した本で沿革、府の行政、商工業、貿易、港湾などの現状を紹介している。

第4章 工業都市を目指した群山市街地計画

4. 工業都市を目指した群山市街地計画

本章では、朝鮮半島での最初の都市計画関係法律として1934年6月20日に公布された「朝鮮市街地計画令」¹⁾に基づいて1938年5月9日に告示された「群山市街地計画」²⁾についてその決定過程と計画の特徴を明らかにする。そして、解放直後である1946年に米軍によって作られた地図と群山市街地計画による計画図との比較を通して、群山市街地計画の実施状況を把握する。

4-1 「群山市街地計画」の決定過程

4-1-1 群山府の区域拡張の動き

1932年9月24日に朝鮮総督府令第92号により群山府の近隣地域の一部が群山府に編入された。しかし、1933年1月17日に行われた第13回群山府会の記録である「第十三回群山府会々議録」³⁾によると、その冒頭で、群山府尹⁴⁾が「行政区域ノ拡張ハ十ヶ年来ノ懸案」と発言している。さらに、議題1号として「府ノ区域拡張ニ伴ヒ関係面ノ財産処分ニ関スル道知事ノ諮問ニ対シ意見答申ノ件」が議論された。すなわち、1933年の10年前、つまり1923年から群山府は行政区域の拡張を希望していた。それは、「朝鮮市街地計画令」公布より11年前のことであった。そして、この第13回群山府会の記録では、米面と開井面という編入を目指した付近の地名が具体的に表記されていた。また、周辺の面⁵⁾の財産処分まで論じていた。この地域は、「群山市街地計画」の計画区域と一致している。すなわち、群山府による区域拡張の動きが「群山市街地計画」区域の決定に影響を与えたといえる。

4-1-2 市街地計画のための事前調査と計画案作成

1935年3月3日付『東亜日報(夕刊)』は、朝鮮総督府内務局が「朝鮮市街地計画令」によって同年から17ヶ所の主要都市に市街地計画調査を地方費で着手すると報道した⁶⁾。対象都市は、京城、仁川、開城、群山、木浦、馬山、釜山、大邱、全州、光州、大田、清津、咸興、鎮南浦、平壤、新義州、海州であった。そして、この報道の直後、1935年3月19日に開かれた第29回群山府会会議の記録⁷⁾によると、都市計画に関する調査の予算が編成されていた。したがって、この予算は、『東亜日報』が報じた「市街地計画調査」の予算と考えられ、群山で調査が行われたとみられる。

その後、群山府内務課土木係によって1936年5月に縮尺1万分の1の「群山府市街地計画図」(fig. 4-1)が作成された。この計画図は、1937年2月17日に群山府尹が朝鮮総督に送った「市街地造成準備地買収起債ノ件認可申請」⁸⁾に添付されている。この計画図の作成時期をみれば、これは市街地計画調査の結果が反映された計画図の可能性が高い。つまり、初期の市街地計画図が群山府によって1936年5月の段階で作成されており、群山府は計画案の実現のため、土地買収の起債案を1936年12月16日からたびたび上申した⁹⁾。

すなわち、群山府は、朝鮮市街地計画令による事前調査を実施し、それに基づいて「群山府市街地計画図」を作成し、その計画を実施するため、土地買収の起債の認可を朝鮮総督府に求めている。

4-1-3 最終計画案決定の過程

1937年10月23日から24日まで開催された第46回群山府会会議には、総督府内務局土木課技師の岩宮登¹⁰⁾が出席し、議題25号「群山市街地計画区域同街路等決定ニ関スル件」として、群山府会議員たちの質問に答え、意見交換をおこなっていた。その会議録である「第四十六回群山府会々議録抜粋」¹¹⁾によると、群山府尹は岩宮技師を「直接立案セラレタル岩宮技師」と紹介している。したがって、

この群山府会会議が開催された時点で、総督府内務局土木課技師の岩宮登が群山市街地計画に関する計画案を作成したといえる。

また、その記録の中で「此ノ配図ヲ見ルト」、「図示」という表現があることから、計画図が存在していたと判断できる。ただし、この資料には計画図は添付されていない。しかし、1937年10月20日付『東亜日報』には「群山市街地計画区域街路網図」（以下、「東亜日報掲載計画図」と表記する）と題する図（fig. 4-3）が掲載された。これは、岩宮技師が第46回群山府会会議で群山市街地計画を説明する3日前であるので、この図が朝鮮総督府内務局土木課によって作成された計画図であると判断できる。

この群山府会会議後、群山府会や関係地域の協議会からの要請事項が、1937年10月25日に全羅北道知事を通じて朝鮮総督に伝えられた¹²⁾。その後、朝鮮総督は市街地計画委員会の各委員に「群山市街地計画」の決定に関する意見を聞き、1938年2月17日から25日の間に各委員たちは回答した。そして、最終的に朝鮮総督によって「群山市街地計画」決定に関する件が1938年5月9日に告示された。告示内容を示した「群山市街地計画区域街路網図」（fig. 4-4）は、朝鮮総督府内務局発行の『都市計画概要』に収録された。そして、先に言及した1937年10月25日に上申された群山府会及び関係地域の各協議会からの要請事項を部分的に認めた総督府の答申書も同日に決裁された。すなわち、群山府の最終的な要請事項により、総督府は当初案を部分的に修正して最終案を決定したといえる。

また、韓国国家記録院所蔵の『群山都市計画決定』¹³⁾という資料綴には、「群山市街地計画区域街路区画整理地区計画案」（以下、「群山市街地計画案」と略す）、「群山市街地計画区域街路区画整理地区決定理由書」（以下、「群山市街地決定理由書」と略す）という資料が所収されている。これらの資料には、作成者を示す情報は記載されていないが、両方の本文の中に「本案ニ於テハ昭和四十二年（三十年後）」という表現があるので、作成時期は1937年と判断される。

また、すでに記した1937年10月20日付『東亜日報』に掲載された「第一表群山市街地計画区域面積表」と「第二表群山市街地計画街路一覧表」は、「群山市街地計画案」と「群山市街地決定理由書」に収録されたものと一致している。さらに、既述の通り1937年10月20日付『東亜日報』に掲載されたfig. 4-3は朝鮮総督府内務局土木課によって作成された計画図である。以上の情報により、「群山市街地計画案」と「群山市街地決定理由書」は、朝鮮総督府内務局土木課によって「群山市街地計画」の決定のため、1937年10月23日より前に作られたものと判断できる。両方の資料には、群山市街地計画の内容を具体的に示す図は添付されていない。

以上の分析により、「群山市街地計画」は、次の三段階を経て決定された。

まず、「朝鮮市街地計画令」の公布以前、群山府は、行政区域拡張の希望を持ち、同令が公布される直前の1933年段階では拡張地域と財産処分の方法について論じていた。これは、1938年5月9日「群山市街地計画」に示された区域に影響を与えた。

その後、「朝鮮市街地計画令」が1934年6月20日に公布され、これによって市街地計画に関する調査が群山府にも実施され、この調査の結果が反映された可能性が高いと判断される「群山府市街地計画図」（fig. 4-1）が、群山府内務課土木係によって1936年5月に作成された。そして、この計画図は、市街地造成準備地買収のための起債案とともに群山府から朝鮮総督府に送付された。

以後、1937年10月23日の段階では、総督府内務局土木課技師の岩宮によってすでに群山府の計画より具体的な計画図である「東亜日報掲載計画図」（fig. 4-3）及び計画案が作成され、岩宮技師は群山府会でその内容を説明し、意見交換がおこなわれた。さらに、最終的な群山府の要請事項が、朝鮮総督に送られ、朝鮮総督はこれについて市街地計画委員会の委員に意見も求めた。そして、最終的に朝鮮総督は1938年5月9日、群山府の要望事項を反映した最終案である「群山府市街地計画」の決定に関する件を告示した。（table. 4-1参照）

4-2 「群山市街地計画」の特徴

1938年5月9日付、『朝鮮総督府官報』第3390号に「朝鮮総督府告示第404号」として「群山市街地計画区域、同街路及土地区画整理地区左ノ通決定シ昭和十三年六月一日施行ス」（以下、「群山市街地計画」と略す）が掲載された。その内容は、1. 群山市街地計画区域、2. 群山市街地計画街路、3. 群山市街地計画土地区画整理地区、4. 朝鮮総督に限り計画変更可能、という四項目で構成されていた。

まず、計画区域の部分では、群山府を含め近隣の沃溝郡の米面の一部、玉山面の一部など計画区域に属する地名が告示されている。告示文には別紙図面に表示すると記載されたが、官報に図面は添付されなかった。街路についての説明は、告示全体の中で最も多くの分量を占めており、合計102本の計画街路の種別、番号、幅員、起点と終点、そして主経由地が一覧表で示された。また、17ヶ所の広場が計画され、2. 群山市計画街路項目の附記としてそれらの番号、面積、位置を示した表が掲載された。また、『朝鮮総督府官報』掲載の告示では、土地区画整理地区の区域を示す図面は省略され、その面積約21,735,000㎡だけが示された。最後に、将来、本計画の変更が必要な場合は、朝鮮総督に限り変更できることを告示していた。

ところで、『都市計画概要』には、五. 群山の項目に朝鮮総督府告示第404号と「群山市街地計画区域街路網図」(fig. 4-4)が収録されている。これと『朝鮮総督府官報』掲載の告示の内容を比較すると、①官報告示に表記された「図面省略」が表記されず、「群山市街地計画区域街路網図」が一緒に収録されたこと、②群山市街地計画街路の一覧表のうち大路三の18号、19号が追加記載されたこと、③大路三の4号の起点、中路一の1号の終点、中路二の5号起点の説明、の3点のみが異なっていた。以上によって、『都市計画概要』に収録された「群山市街地計画区域街路網図」(fig. 4-3)は、官報告示の内容が記された図であり、告示文に「省略」と記された図とほぼ同じ内容が描かれた図であるといえる。

4-2-1 群山府作成の先行計画案

前節に示した通り、群山府内務課土木係によって1936年5月に「群山府市街地計画図」(fig. 4-1)が作成された。この図は、以下の理由により、群山府が工業都市化を目指し、工業地域に相当する市街地を新たに造成することが示された図である。

1点目は、この図の作成後に群山府尹が朝鮮総督に送った1936年12月16日付「市街地造成準備費起債承認伺」¹⁴⁾および1937年2月17日付「市街地造成準備地買収費起債ノ件認可申請」に工業都市化の意図が示されていたことである。前者では「當府ハ工業都市トシテノ要素ヲ充分ニ具備シ居ルヲ以テ工場地区造成ノ為メ市街地計画ノ実施ヲ見越シ工場豫定地ヲ確定シ置クノ要アリ」「市街地造成ヲ眼目トシテ工場地区ヲ整備シ以テ工業都市建設ニ邁進スル為メ別紙起債要項ニ依リ起債致度」と記され、後者では「豫メ工場地帯区域ヲ設定シ此ノ際市街地造成ノ準備地トシテ約四十萬坪ヲ買収シ工業都市ノ建設ヲ図ラントス」と記されていた。これらの記載を勘案すると、fig. 4-1に示された「市街地造成準備地買収地区（着色区域ノ内四十萬坪買収スルモノトス）」は、工場用地であったといえるので、fig. 4-2に「工業A」という仮称で記した。

2点目は、fig. 4-1には、「鐘紡買収地」「東洋紡績予定地」「運河沿工場地区」という語句が記され、これらは明らかに工場用地を示しているため、それらを「工業B」という仮称で記した。(fig. 4-2参照)

3点目は、新たな計画として描かれている運河、鉄道新線、街路、閘門式ドックが、「工業A」「工業B」の利便性を確保するための基盤施設になっていることである。

したがって、fig. 4-1は「工業地域」という用語を使っていないが、その計画は工業地域を中心に

据えた計画であり、fig. 4-2の「工業A」「工業B」が工業地域に相当する。一方、fig. 4-1には「市街予定地」という語句も記載されている。これは、市街地造成準備地買収地区には含まれていないため、工業地域以外の用途を想定していたとみられる。特に、鉄道新線の西側に位置する「市街予定地」は、「群山驛本屋中心」という表記があるので、新駅建設に合わせた商業地域であると推察できる。以上のことを勘案すると、「群山市街地計画図」(fig. 4-1)は、群山府が目指していた工業都市化を示した計画図であるといえる。以下、鉄道新線、閘門式ドックについて説明する。

fig. 4-1に描かれた鉄道新線は、三道連合朝鮮中部横貫鉄道期成会の1935年6月26日付「朝鮮中部横貫鉄道敷設及群山港錦江鉄橋架設ニ関スル陳情書」¹⁵⁾に示された朝鮮半島を横断する鉄道建設要望に呼応したものであった。群山府はこれによって群山を朝鮮全体の鉄道網の中に組み入れることを目指した。その計画は、既存鉄道から分かれて運河の西側を北上し、錦江を渡って横貫鉄道の一部となる路線(fig. 4-2で鉄道Aと仮称、以下同様)、鉄道Aから分かれて錦江沿いの埋立地に向かう鉄道B、「鐘紡買収地」を通る鉄道C、同じく鉄道Bから分かれて閘門式ドックの脇を抜けて既存鉄道につながる鉄道Dの4路線である。

そして、運河口と既存の埠頭の間に閘門式ドックが計画された。朝鮮半島の西海岸は干満の差が大きいため、規模の大きな船舶が干潮時にも停泊するためには閘門式ドックが必要である。代表的な事例は、仁川の閘門式ドックである。群山府は、仁川と同じような閘門式ドックを工業地域とともに計画していた。これは、都市の工業化を目指していた群山府が、それに応じた新たな港湾整備を市街地計画に反映したものである。先に言及したように鉄道Dは、この閘門式ドックを経由して群山港側の既存鉄道線に結ばれるように計画されていた。しかし、これは「群山市街地計画区域街路網図」(fig. 4-4)には反映されなかった。fig. 4-1に示された計画は、既存市街地と連続して新市街地を拡張する計画ではなく、既存市街地から南東の方向に離れた土地に工業地区を建設するものであった。

4-2-2 「群山市街地計画」最終案の特徴

1) 計画区域

「群山市街地計画」に関する『朝鮮総督府官報』の告示文とfig. 4-4によると、計画区域の総面積は27,633,000㎡である。これは、当時の群山府の面積4,604,000㎡の約6倍であり、群山府が作成した「群山府市街地計画図」(fig. 4-1)ですでに設定された計画区域がそのまま反映された。既存行政区域に対する計画区域の面積比は、『都市計画概要』収録の17の市街地計画の中で計算可能な15の市街地計画では、大邱(7.3倍)、清津(6.2倍)に次いで三番目に高い割合であった(table. 4-2参照)。

また、同じく港湾都市であった木浦(1937年3月23日市街地計画告示)とは大きな違いがある。木浦の計画区域は当時の木浦府の面積の約1.7倍で設定された。しかし、計画人口は、木浦が140,000人、群山が130,000人として市街地計画が作られた。これは、当時の人口に対して木浦は2.51倍、群山は3.16倍の計画人口であった。両都市の計画人口とその人口増加率が近い値にあるにもかかわらず、群山の計画区域面積が群山府の面積の6倍に設定されたことは、「群山市街地計画」が広大な工業用地の確保を目指した計画であったことを示している。(table. 4-2参照)

2) 用途地域

「第四十六回群山府会々議録抜粋」によれば、岩宮技師と群山府会議員たちとの質疑応答では、全体的な用途地域の計画、市街地中心地、商業地域、住宅地域に関する内容が多く、工業地域に対する質問はほとんどなかった。特に、群山府会議員の「本計画令ヲ実施セラレル時ハ工業地域、商業地域ヲ指定スル意思ガ御座イマスカ」という質問に対し、岩宮技師は「地域ノ指定デアリマスガ之ハ道路

網ニ依リ指定サレルモノデ道路網ニ依リ種々ノ制限ガ働クノデ處ニ依リ制限ヲシナイノデ良イ處モアリ、大体ヲ云ヘバ鉄道ノ東道路ノ間カラー号ノ間ヲ工業地帯トシ一号ヨリ十一号ヲ商業地域トシ、夫ヨリ南ハ中、小工業、西ハ住宅及開井面ノ山ヲ負フ處及内興里ハ住宅地域ト予定シテ居リマス」（以下、「岩宮技師用途地域答弁」と略す）と答えていた。また、「群山市街地計画案」と「群山市街地決定理由書」にも、用途地域の記載はない。そして、fig. 4-4をみると、「群山市街地計画」に関する『朝鮮総督府官報』の告示文にも用途地域は指定されていない。以上のことを勘案すると、「群山市街地計画」に用途地域の指定はなかったと判断できる。これに関して、「朝鮮市街地計画令」第二章の第十五条には、「朝鮮総督ハ市街地計画区域内ニ於テ住居地域、商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得」と書かれており、用途地域の指定が必須ではないことを示している。

しかし、岩宮技師が「大体ヲ云ヘバ」と発言しているのもので、工業地域、商業地域、住居地域のおおよその設定方針はあったといえる。

まず、「群山府市街地計画図」(fig. 4-1)と「群山市街地計画区域街路網図」(fig. 4-4)を比べて見ると、既存市街地の東側に運河を設け、その両側を工業地域とする群山府の先行計画案がほとんど最終案に適用されたといえる。また、両者は、新駅舎の建設、鉄道の計画もほぼ同じである。ただし、群山府の先行計画案で計画された「開門式ドック」は、最終案では描かれていない。また、「岩宮技師用途地域答弁」をみると、岩宮は、先に記したように「地域ノ指定デアリマスガ之ハ道路網ニ依リ指定サレルモノ」と述べ、幹線街路に基づいておおよその用途地域を決めていた。また、「鉄道ノ東道路ノ間カラー号ノ間」を工場地帯として説明していたので、それをfig. 4-5に図示（斜線部分）したところ、この範囲はすべて、群山府作成のfig. 4-2に示した「工業A」「工業B」の一部になっている。また、総督府内務局長が全羅北道知事に送った1938年5月9日付「群山市街地計画区域同街路及土地区画整理地区決定ニ関スル件」¹⁶⁾には、「工業地区修正希望箇所」という項目があり、群山府会が提出した工業地区内での修正希望事項と総督府の回答が記載されている。「工業地区内修正希望箇所」という表現により、そこに記載された街路は工業地区内を通る街路であると判断できるので、fig. 4-5に示した工業地域（斜線部分）の東側にも工業地域が設定されていたといえる。その結果、新駅舎を含めて運河沿いとその東側に工業地域が計画され、これはfig. 4-1での「工業A」「工業B」と重なる部分が多い。

商業地域に関しては、「岩宮技師用途地域答弁」には、「一号ヨリ十一号ヲ商業地域トシ」と記されている。つまり、新駅舎の西側にある1号広場から11号広場の間が商業地域として計画されたといえる。この区域は、「岩宮技師用途地域答弁」によれば、「群山市街地計画」の中で、市街地の中心地と位置付けられた区域である。

住居地域について、同資料によると内興里を住宅地域として予定したという岩宮技師の発言があった。当時の内興里はfig. 4-4での計画範囲の北東部に位置する。また、米面の屯栗里と新豊里では特に曲線街路が多く、その理由を問われた岩宮技師は「此ノ辺ハ丘ガ各所ニ在ルノデ之ヲ避ケル意味デ曲線ヲ入レ外郭ノ美観ヲ取入レ趣ヲ変ヘタノデアリマス」と答えていた。当時の米面の屯栗里と新豊里は、fig. 4-4での西側の丘の付近である。したがって、市街地計画区域の西側の丘に近い区域と北東の区域が住居地域であったといえる。

3) 街路網計画

街路について、「群山市街地計画案」に「本案ニアリテハ主要路線ノ配置ニ止メ、爾余ノ路線ハ実施ノ際ニ俟ツコトトセリ」と記された通り、幹線道路だけが「群山市街地計画区域街路網図」(fig. 4-4)に示された。街路計画の方針について、「群山市街地計画案」には、「区画割ハ東西ニ間口、南北ニ奥行ヲトルヲ可トス」に書かれていた。これらを前提にして街路計画をしたと思われる。

また、「群山市街地計画区域街路網図」(fig. 4-4)で計画された街路は、大路第二類(幅員28m以上)、大路第三類(幅員24m以上)、中路第一類(幅員20m以上)、中路第二類(幅員15m以上)、中路第三類(幅員12m以上)の5種類である。その中で最も広い大路第二類は、工業地域と商業地域の幹線街路として計画された。また、商業地域の一部と住居地域には、大路第三類が稠密に計画された。そして、先に言及した通りに計画区域の西側の丘付近と北東部の住居地域では、美観を考慮した曲線街路が計画されている。また、大路第二類と大路第三類の交差点には、それぞれ広場が計画されているが、これは朝鮮総督府によって計画されたものである。幹線街路の交差点に広場を設けるという街路計画は、言い換えれば、市街地の要所に広場を配置し、それらを広幅員街路で結ぶという計画手法と同じであり、19世紀後半のパリなどヨーロッパ各地で用いられた都市計画の手法と似ている。そして、「朝鮮市街地計画令」に基づいた市街地計画の中で群山のみならず、大邱、大田、平壤などにも用いられた手法である。

また、市街地の中心について、「岩宮技師用途地域答弁」の中で、米面の屯栗里が市街地の中心として計画された、と示されている。当時、米面の屯栗里は、1938年5月9日付「朝鮮総督府告示第404号」に示された群山市計画街路の一覧表の地名をfig. 4-4と対照すれば運河の西側、既存市街地の南に当たる地区である。これからみて、「群山市街地計画」の市街地中心地は1号、9号、10号、12号の各広場に囲まれた菱形の部分と判断される。さらに、同告示によると各広場の計画面積の中で1号、9号、10号、12号の四ヶ所の面積が他の広場の面積に比べて最も広い。そして、「群山市街地計画案」によれば、既存市街地中心地はfig. 4-3の「旧中心地」である。つまり、既存市街地とは大きく離れた南側の区域で、工業地域の西側に位置する新駅舎に面して市街地中心地を計画したと判断される。

以上の分析により「群山市街地計画」の特徴は、次の通りである。

計画区域は、群山府面積(約4.6km²)の約6倍である27.633km²に達し、既存の群山府から南と北東の方向に拡張した範囲で設定された。また、既存の市街地を拡張していく市街地計画ではなく、離れた所に新しい市街地中心地を造成する計画であった。

用途地域は、1938年5月9日の告示では指定されなかったが、用途地域の設定方針は存在していた。まず、工業地域は、計画範囲の中央に位置した運河を中心に計画されており、これは群山府の先行計画がほぼそのまま適用された。商業地域は、運河に面して計画された新駅舎および駅前広場から西側で計画されていた。住居地域の場合、計画範囲の西側の丘付近と北東側の丘付近に計画されていた。

街路計画は、1938年5月9日付告示において最も具体的に示された。街路は、大路二類をはじめ5種類であったが、この中で最も幅が広い大路二類の街路は、工業地域と商業地域を含めた菱形の新市街地中心地に計画された。そして、大路二類と大路三類の交差点には広場が計画された。また、告示された種類以外のより狭い街路は、事業実施時に計画することを予定していた。また、住居地域では、他の地域にはない美観を考慮した曲線街路が多く計画された。

4-3 「群山市街地計画」の実施

朝鮮半島は、1945年8月15日の解放以降、同年9月8日から1948年8月15日までに米軍統治が行われた。fig. 4-7は米軍によって韓国での米軍統治期である1946年に発行された地図である。市街地計画令によって行われた群山市街地計画以後に群山において、その後、新しい都市計画は行われておらず、解放以後から1946年までの間の米軍軍政下では、韓国全体として新たな都市建設がおこなわれなかった時期であるので、この地図には1938年の群山市街地計画の1945年時点での実施状況が描かれていると判断して、この地図を通じて群山市街地計画の解放直後までの建設の実態を把握することを試みた。そ

の結果、次の3点が指摘できる。

1点目は、計画の全体的な実施状況として、計画の大半は1946年時点で実現していなかったことである。大きな理由としては、群山市街地計画が1938年に告示された後、1945年の解放までの期間が短いことであり、また、事業化された1938年以降、国際情勢の変化と日本国内のみならず植民地も含めた戦時体制の進行の影響も受けたと考えられる。

2点目は、そのような状況下で、実施された部分が2ヶ所あった。ひとつは、既存の群山府から拡張区域である錦江上流（東北方面）の河岸道路である。これは、市街地、工場地帯の東北方面への拡張を優先したため、港湾区域の拡張及び当該区域の埋め立てを重視して先行したと見える。

もう一つ実施されたことは、計画の工業用地区画とは正確に一致していないが、fig. 4-2での「鐘紡買収地」東側に面している区域の建設である。これと共に、群山線からこの区域までの引込線が敷設された。当該区域は、北鮮製紙化学工業株式会社の群山工場であり、1943年2月に着工された。引込線は、既存の群山線から北東方向へ敷設される計画であり、それが実施されたといえる。ただし、引込線の終着地は当該工場敷地の内部であり、計画では街路建設とともに東北方向に向かっていった線路の方向がやや異なって建設された。この引込線の建設は、工業化を追求した計画に基づいて、誘致され工場が建設されたこと、それに対応して、その専用引込線も建設されたといえる。

4-4 小結

以上の分析により、「群山市街地計画」について、次の5点が指摘できる。

1) 「群山市街地計画」は、当時の群山府の府域の約6倍にあたる地域が市街地計画区域として設定されていた。これは、『都市計画概要』に収録された17都市の中で、既存市街地に対する市街地計画区域の面積比率が計算できる15都市のうち、その比率が三番目に高い計画であった。そして、同じ港湾都市で人口規模も似ている木浦と群山を比較してみると、両者の30年後の計画人口も似ていたが、木浦は府域の約2倍にあたる地域を市街地計画区域と設定したに過ぎなかった。したがって、群山市街地計画における市街地計画区域の設定は、他都市に比べて既存市街地に対する極端な市街地拡大を意図していたが、他都市と同様の計画人口を想定していたのは、拡大する市街地の中に広大な工業用地が設定されていたためである。

2) 「群山市街地計画」では、広幅員街路とその交差点に円形広場が配されるという街路網がつけられた。市街地の要所に広場を設け、それらを広幅員街路で結ぶという放射状街路網の手法は、19世紀後半の欧州各地でつかわれたバロック的都市計画の手法であるが、この時期、群山だけでなく、大邱、大田、平壤の市街地計画にも使われていた。したがって、この時期、朝鮮総督府は、本来、大都市の都市改造に用いられたバロック的都市計画を地方都市の都市改造に適用していた。「群山市街地計画」はその一例であった。

3) 1930年代の朝鮮では、植民地政策の一つとして朝鮮総督府による朝鮮半島全体の工業化が進められていた。群山府はこれを積極的に受容し、群山府が1936年に作成した計画にそれが反映され、広大な工業用地を描いた案がつけられた。この内容は、最終的に「群山市街地計画」に反映された。また、1899年の開港以来、群山は米の積出港として有名になり、朝鮮総督府による港湾整備が市街地計画に先んじておこなわれた。群山府は港湾機能のさらなる強化を図ることを意図し、1936年作成の「群山市街地計画」には、閘門式ドックが描かれていた。干満の差が激しい朝鮮半島西海岸の港湾にとって、閘門式ドックは港湾機能の強化において必要不可欠な施設であったが、最終計画には反映されず、建設もされなかった。

4) 朝鮮市街地計画令に関する既往研究では朝鮮総督府によって市街地計画が作成されたというのが定説である。しかし、群山では、地方庁である群山府によって市街地計画調査に応じた市街地計画が作成され、朝鮮総督府がその内容を反映し、群山府と意見交換しながら「群山市街地計画」を作成した。これは、朝鮮総督府が一律に市街地計画を作成したという定説とは異なり、かつ、朝鮮市街地計画令に依拠した方法であった。このことは、植民地期の朝鮮において法令に基づいた市街地計画制度が定着した一例を示している。(fig. 4-8参照)

5) 上記4)の通り「群山市街地計画」は、朝鮮市街地計画令に基づいて朝鮮総督府と群山府が意見交換をおこないながら作成された計画であった。それは、既存市街地面積の6倍の計画区域を設定し、その中に広大な工業用地を設定し、工業都市化を目指した計画であった。したがって、植民地朝鮮における地方に工業都市を建設していく都市計画の典型例として位置づけられる。そして、ブロック的都市計画の手法を地方都市に適用した代表的な計画でもあり、植民地朝鮮における重要な市街地計画として位置づけられる。

6) 群山市街地計画をその事業化という視点で見るとき、この計画が決定された1938年から朝鮮半島が植民地支配から解放された1945年まで、朝鮮総督府及び群山府など計画と同一の建設主体が建設を遂行することができる期間は7年しか経っていなかった。しかも、1941年からの太平洋戦争によって日本だけでなく、植民地である朝鮮も戦時体制に組み込まれた結果、群山市街地計画の大半は実現されず、一部だけが建設された。

それは、既存群山府から拡張された区域である東北方面（錦江上流）の河岸道路の建設と東側の工業地区で計画した区域の一部の工場団地建設であった。実施された事項が少なく全体的な傾向を把握は困難であるが、この河岸道路と工業団地の建設は、当時の群山市街地計画から東北河岸への拡張及び東方面に実際の企業誘致による工場建設を重視して先行したと思われる。つまり、計画で示されている既存の領域の6倍に達している区域拡張の中で実際の建設時には錦江に沿っている東北への連結及び拡張を優先したことを示している。また、1943年の時点で計画での工業区域に実際の企業を誘致し、工場建設に着工したことで、より計画に基づく企業誘致や工場の建設に向けて実質的に活動をしたと判断される。そして、その工場の位置と引込線が計画の影響を受けて建設されたものと判断され、都市工業化を目指した群山市街地計画の実施の動きと建設があったことを示している。

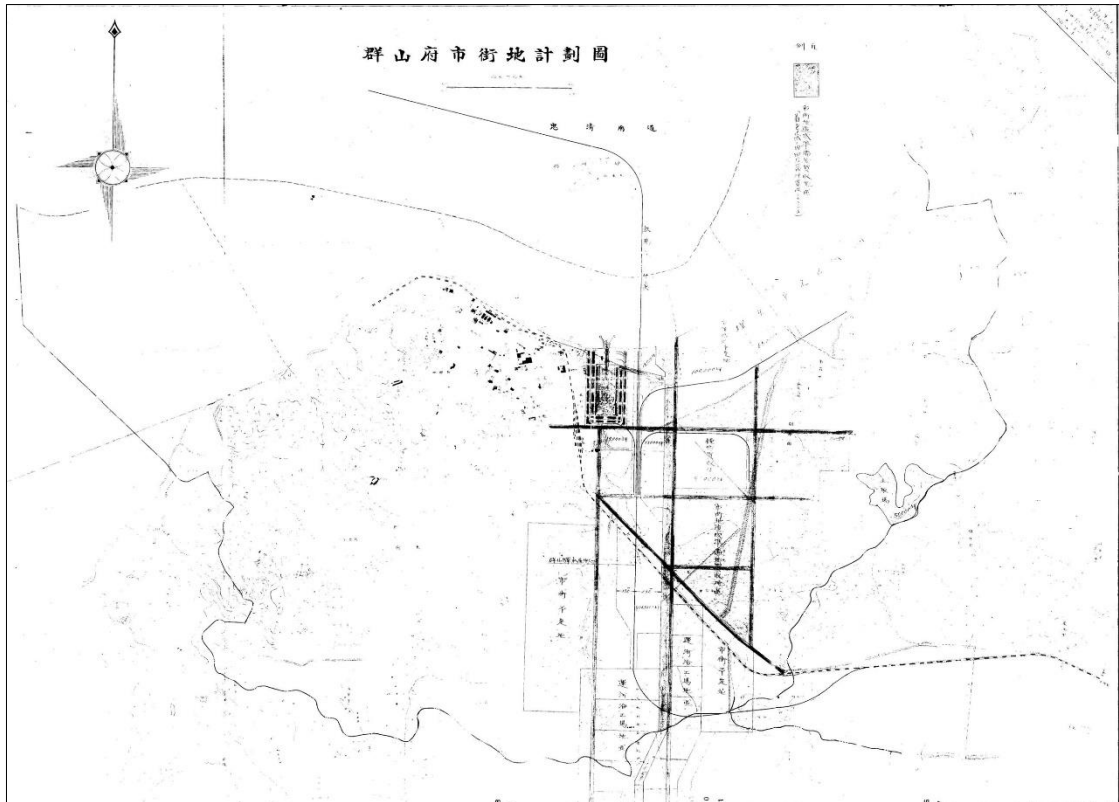


Fig. 4-1 群山市作成の「群山市街地計画図」(1936年)

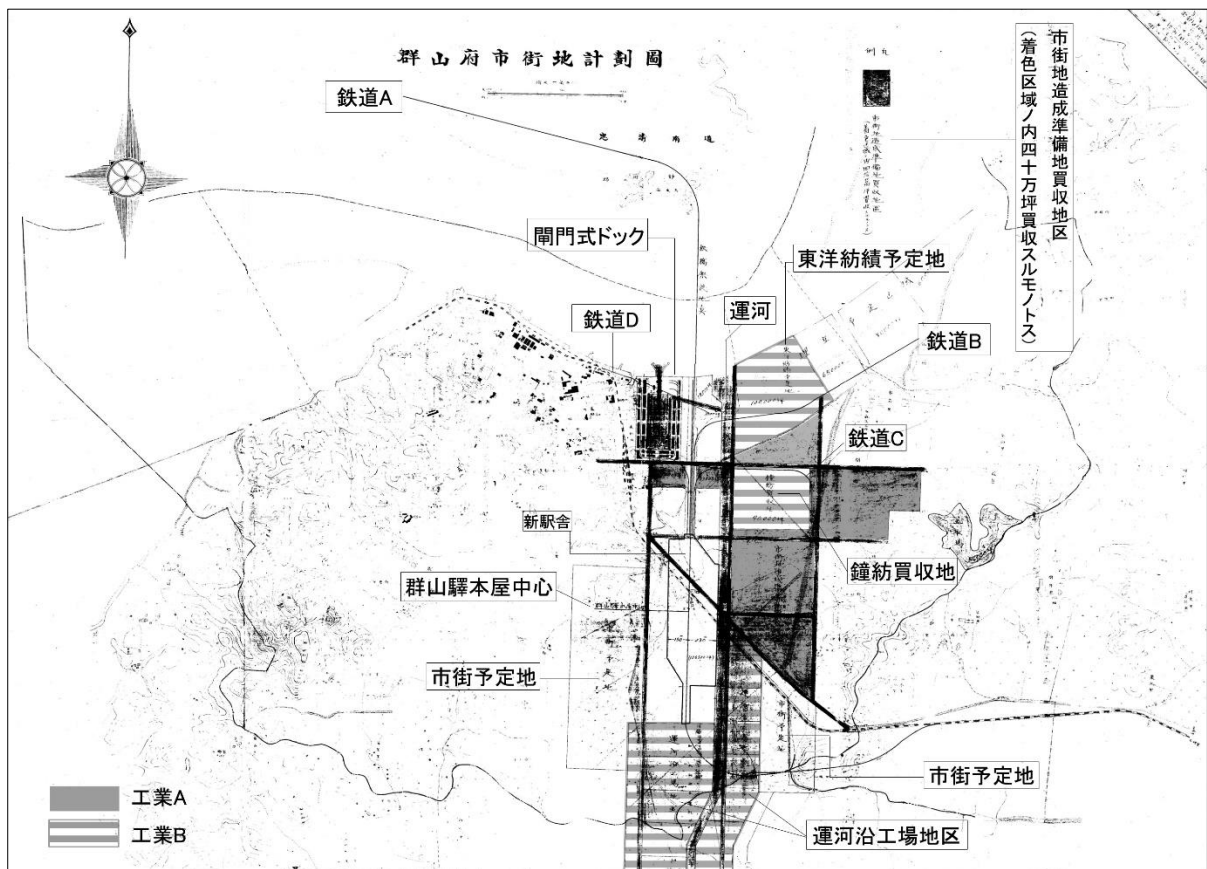


Fig. 4-2 「群山市街地計画図」(Fig. 4-1) 分析図(筆者加筆)



Fig. 4-3 「群山市街地計画区域街路網図」 (1937年10月20日付 『東亜日報(夕刊)』掲載)

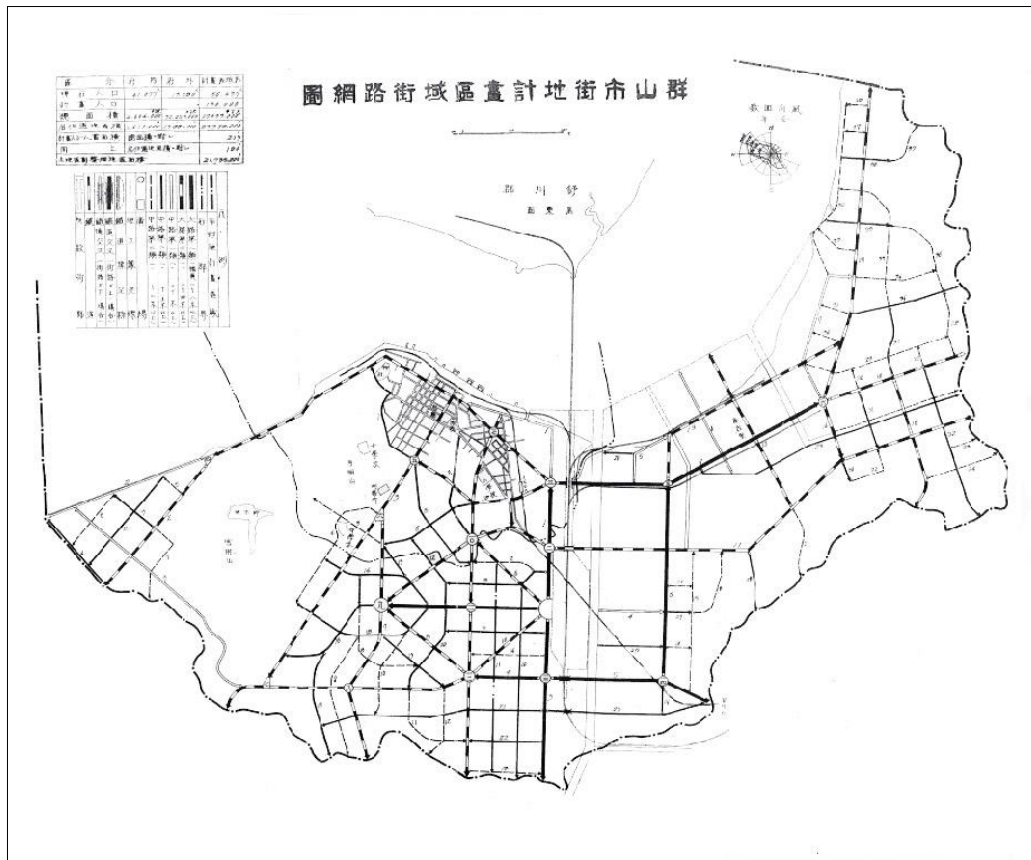


Fig. 4-4 朝鮮總督府作成の「群山市街地計画区域街路網図」 (1938年)

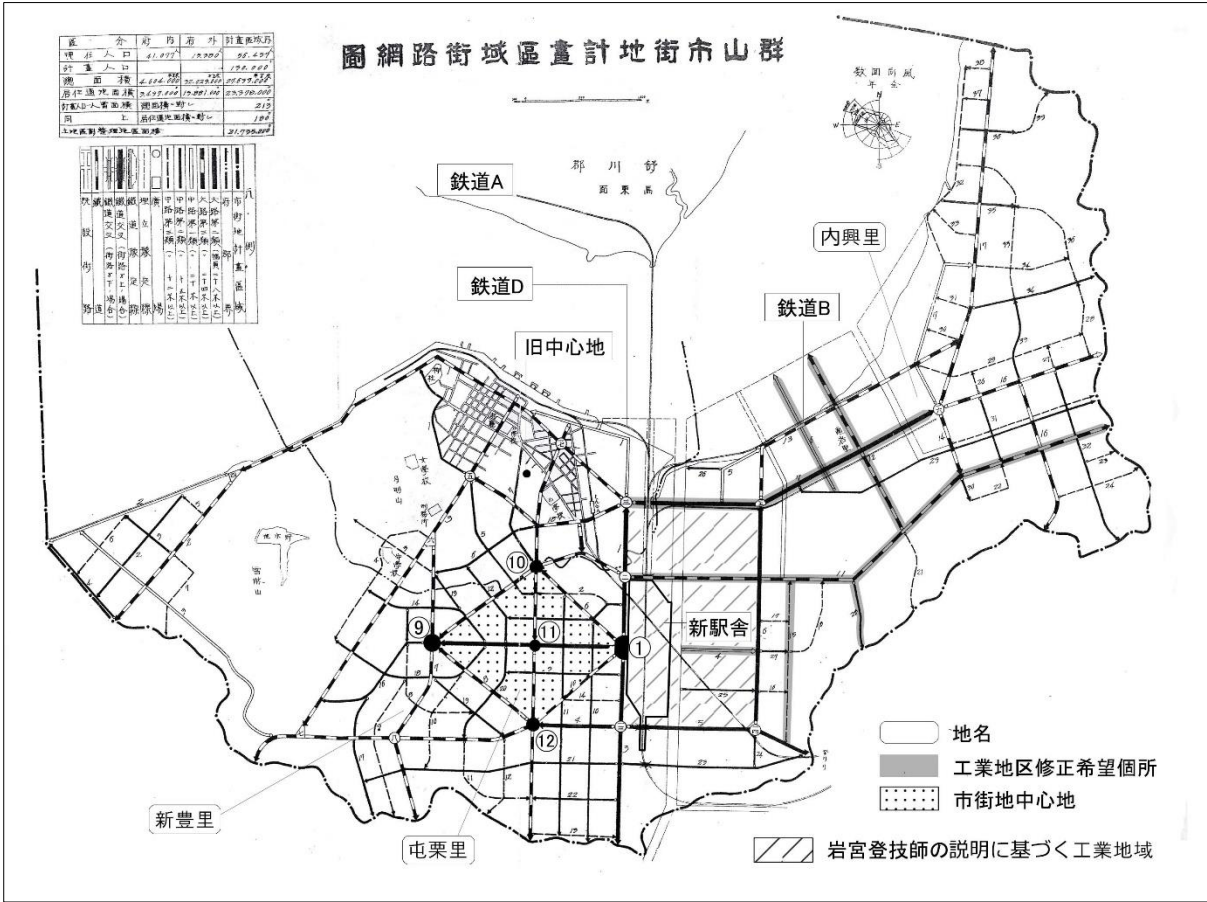


Fig. 4-5 「群山市街地計画区域街路網図」 (Fig. 4-4) 分析図 (筆者加筆)

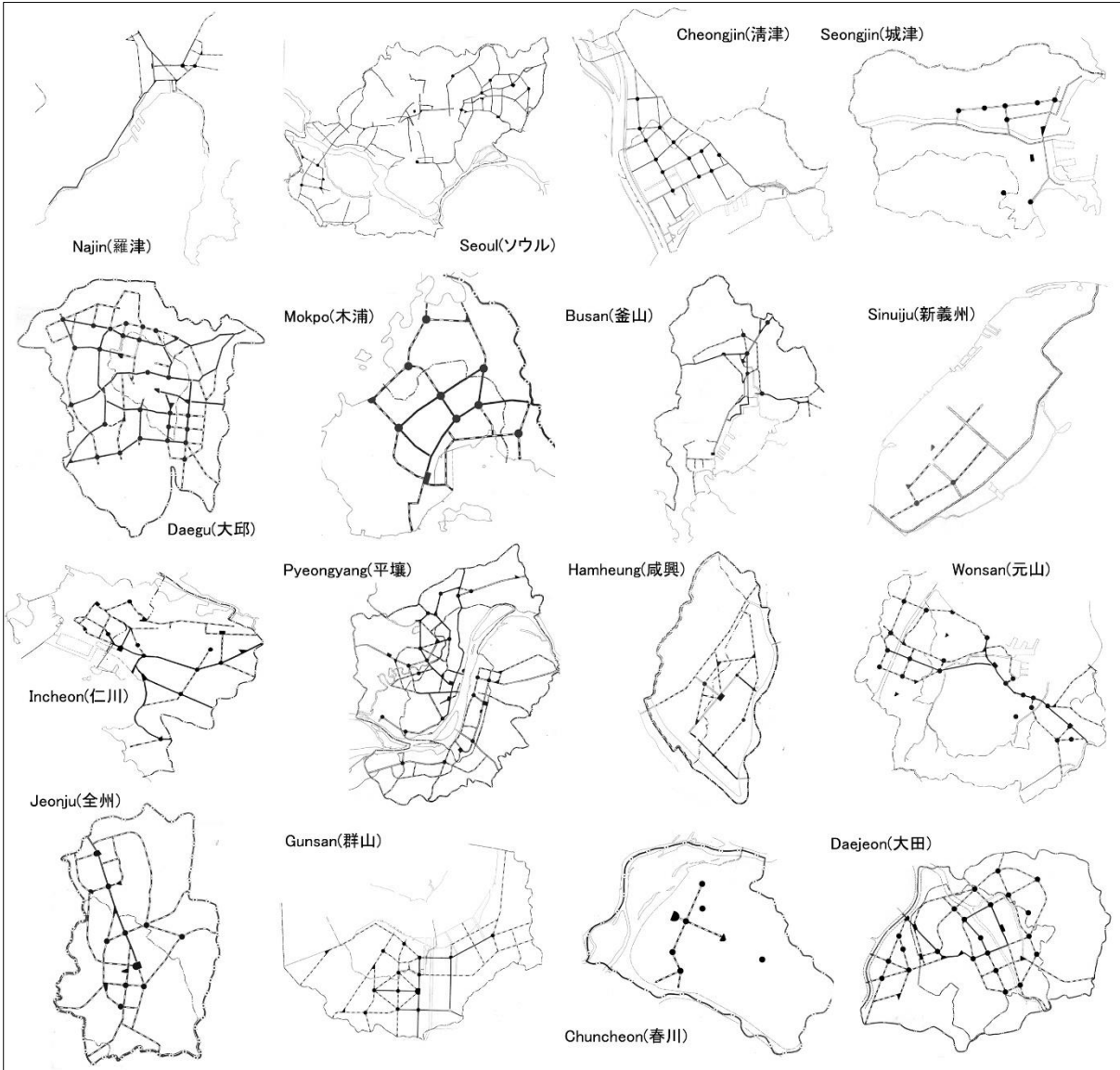


Fig. 4-6 「朝鮮市街地計画令」による16都市の街路網（筆者加筆）

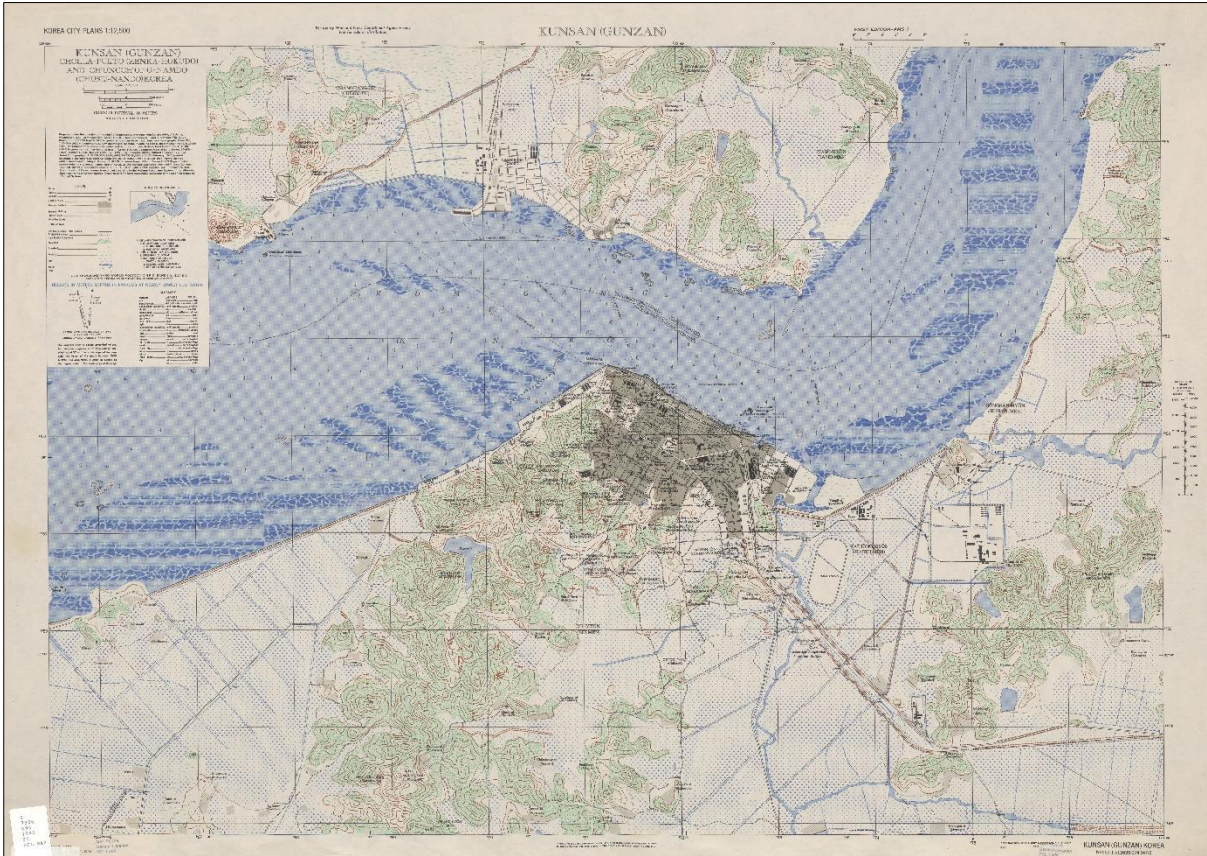


Fig. 4-7 'KUNSAN (GUNZAN)' (1946年)

Table 4-1 「群山市街地計画」の決定までの過程

	群山府	朝鮮総督府
1	1923～ 行政区域拡張希望	
	1932. 9. 24 群山府に近隣地域一部編入 (朝鮮総督府令第92号)	
	1933. 1. 17 行政区域拡張希望続き・区域拡張による財産 処分議論 (13回群山府会々議)	
2		1934. 6. 20 「朝鮮市街地計画令」公布
		1935. 3. 3 『東亜日報』報道、内務局、1935年市街地 計画の調査施行
	1935. 3. 19 都市計画に関する調査予算編成 (29回群山府会会議)	
	1936. 5 群山府内務課土木係「群山府市街地計画図」 作成 (Fig. 4-1)	
	1936. 12. 16～ 市街地造成準備費起債承認伺	
3		1937. 内務局、群山市街地計画案・計画図作成
	1937. 10. 22～23 近隣地域協議会の意見収集	
	1937. 10. 23～24 群山府→内務局土木課技師 内務局の群山市街地計画案・計画図について 質疑 (46回群山府会会議)	1937. 10. 23～24 内務局土木課技師→群山府 群山府会委員に答弁 (46回群山府会会議)
		1937. 12. 3 朝鮮総督→各市街地計画委員会委員に意見 要請 1938. 2. 17～25 回答
		1938. 5. 9「群山市街地計画」告示

*この表は、韓国国家記録院所蔵の文書綴『群山都市計画決定』所収の公文書や『東亜日報』掲載記事により筆者が作成。

Table 4-2 「朝鮮市街地計画令」による17都市の計画概要分析

都市	告示日	A: 既存面積 (m ²)	B: 計画面積 (m ²)	B/A	C: 既存人口	D: 計画人口	D/C
羅津	1934. 11. 20	無し	無し	—	無し	無し	—
京城 (ソウル)	1936. 3. 26	36, 094, 616	135, 664, 394	3. 8	404, 202	1, 100, 000	2. 7
清津	"	22, 030, 000	135, 540, 000	6. 2	42, 221	400, 000	9. 5
城津	1936. 4. 20	無し	12, 653, 000	—	無し	40, 000	—
大邱	1937. 3. 23	9, 266, 700	67, 217, 700	7. 3	107, 657	350, 000	3. 3
木浦	"	8, 595, 000	15, 138, 000	1. 8	55, 667	140, 000	2. 5
釜山	"	35, 402, 000	84, 155, 300	2. 4	163, 814	400, 000	2. 4
新義州	"	6, 213, 000	6, 213, 000	1. 0	51, 338	90, 000	1. 8
仁川	1937. 4. 12	7, 657, 400	27, 588, 400	3. 6	75, 588	200, 000	2. 6
平壤	1937. 4. 30	24, 992, 000	92, 047, 000	3. 7	159, 022	400, 000	2. 5
咸興	"	9, 075, 000	17, 134, 000	1. 9	44, 612	110, 000	2. 5
羅南	1938. 2. 16	20, 510, 000	45, 550, 000	2. 2	無し	無し	—
元山	1938. 5. 7	15, 098, 000	34, 981, 000	2. 3	50, 409	130, 000	2. 6
全州	1938. 5. 9	9, 571, 000	19, 756, 000	2. 1	40, 593	100, 000	2. 5
群山	"	4, 604, 000	27, 633, 000	6. 0	41, 077	130, 000	3. 2
春川	"	9, 709, 000	9, 734, 000	1. 0	14, 953	40, 000	2. 7
大田	1938. 5. 12	14, 273, 000	34, 426, 000	2. 4	36, 379	110, 000	3. 0

*この表中の各面積と各人口のデータは、『都市計画概要』に収録された市街地計画図に表記されたデータに基づいて、表は筆者が作成。無しは、該当計画図の上で表記されてないことである。

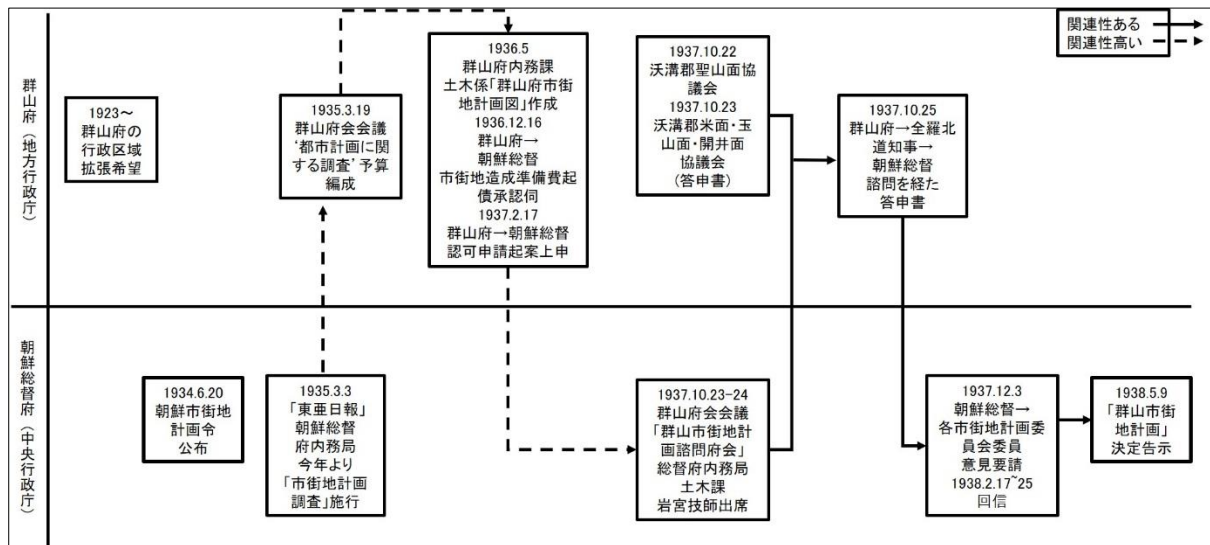


Fig. 4-8 「朝鮮市街地計画令」による「群山市街地計画」の決定までのプロセス

*この表は、韓国国家記録院所蔵の文書綴『群山都市計画決定』所収の公文書や『東亜日報』掲載記事の資料分析より筆者が作成。

<図版出典及び注>

Fig. 4-1 : 「市街地造成準備地買収起債ノ件認可申請」の添付地図 所蔵：韓国国家記録院、管理番号：CJA0003262

Fig. 4-2 : Fig. 4-1に基づいて筆者加筆。

Fig. 4-3 : 1937年10月20日付 『東亜日報(夕刊)』掲載。 <http://news.donga.com/Pdf?ymd=19371020>

Fig. 4-4 : 『都市計画概要』 朝鮮総督府内務局, 1938, pp. 55-56の間に収録。頁表記無し。

Fig. 4-5 : Fig. 4-4に基づいて筆者加筆。

Fig. 4-6 : 『都市計画概要』 朝鮮総督府内務局, 1938. に収録の各市街地計画区域街路網図から大路第一類～三類と広場を筆者が抽出して筆者作成。ただし、ソウルは広路も表記、城津の街路は中路第一類である。また、羅南は、広場計画がないため、街路網図を省略。

Fig. 4-7 : ARMY MAP SERVICE, U.S. ARMY, WASHINGTON,D.C. 139767 1946

Fig. 4-8 : 韓国国家記録院所蔵の文書綴『群山都市計画決定』管理番号:CJA0022554、と『東亜日報(夕刊)』1937年10月20日付などの資料分析より筆者作成。

注

- 1) 朝鮮内の市街地の創設また改良のための市街地計画に関する制令として、1934年6月20日に朝鮮総督によって公布された。本制令は、1章;総則、2章;地域及地区の指定並に建築物などの制限、3章;土地区画整理、により構成された。
- 2) この計画は「朝鮮総督府告示404号」『朝鮮総督府官報』第3390号, p. 82, 1938年5月9日、として掲載された。
- 3) 所蔵先: 韓国国家記録院、管理番号: CJA0002898、URL:<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?bsid=200300797320&dsid=000000000013&gubun=search>。ただし、韓国国家記録院により資料名は韓国語で表記されている。
- 4) 1910年9月30日に公布された「朝鮮総督府地方官官制」により朝鮮の地方行政区域は13道で構成され、各道には府または郡が設置された。この府の首長は府尹であった。
- 5) 1910年9月30日に公布された「朝鮮総督府地方官官制」により府または郡の下に面が設置されており、面は当時の最小行政区域単位であった。
- 6) 当該記事によると、本調査は地方費で着手し、以下の7項目の調査が行われた。1. 都市踏査、2. 住民増加率、3. 物産の生産と集散事項、4. 上下水道施設、5. 商工地区、住宅地区の区別、7. 風光、気象、ただし、6項目については東亜日報が公表している紙面が破損のため内容は不明。
- 7) 所蔵先: 韓国国家記録院、管理番号: CJA0003088、URL:<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?bsid=200300797674&dsid=000000000004&gubun=search>
- 8) 所蔵先: 韓国国家記録院、管理番号: CJA0003262、URL:<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?bsid=200300798307&dsid=000000000006&gubun=search>
- 9) 群山市街地造成準備地の買収に関する資料の中で最も早いのは、1936年12月16日付「市街地造成準備費起債承認書」である。この起案文には「別紙計画書図面添付」と書かれているが、現在保管された資料には別図面は添付されていない。また、fig. 4-1は本文に記した通りに1937年2月17日付「市街地造成準備地買収起債ノ件認可申請」の最後に添付されている。
- 10) 同会議の議事録では「岩宮技師」と記されているが、朝鮮総督府編集発行『昭和十二年八月一日現在朝鮮總督府及所屬官署職員録』（1937年10月20日発行）によれば、内務局土木課技師の岩宮登であると判断される。また、朝鮮工業協会編『朝鮮技術科名簿』（1939年9月）によれば、岩宮登は広島出身で、1933年東京帝国大学土木工学科を卒業している。ここでは、1987年に韓国・弘益大学の金晶東教授が西澤泰彦に提供した同書複製本を用いた。
- 11) 韓国国家記録院所蔵の文書綴『群山都市計画決定』に含まれる資料である。
管理番号:CJA0022554 (インターネット閲覧不可)
- 12) 関係地域の協議会は、沃溝郡聖山面協議會、沃溝郡米面協議會、沃溝郡玉山面協議會、沃溝郡開井面協議會である。
- 13) 所蔵先: 韓国国家記録院、管理番号: CJA0022554 (インターネット閲覧不可)。この資料綴は、「群山市街地計画区域計画案」、「群山市街地計画街路計画案」、「群山市街地計画土地区画整理地区計画案」、「群山市街地計画区域決定理由書」など計15個の群山市街地計画に関する資料で構成されている。

-
- 14) 所蔵先：韓国国家記録院、管理番号：CJA0003262、URL：<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?bsid=200300798307&dsid=000000000007&gubun=search>
- 15) 所蔵先：韓国国家記録院、管理番号：CJA0014818、URL：<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?bsid=200300805674&dsid=0000000000025&gubun=search>。また、三道という地域は当時朝鮮の忠清北道、忠清南道、江原道である。
- 16) 『群山都市計画決定』に収録された文書である。出典は、注13と同じ。

第5章 結論

港湾都市から工業都市へ-群山の市街地形成と都市の変遷

5. 結論：港湾都市から工業都市へ―群山の市街地形成と都市の変遷

第2章から第4章の分析により、各時期別に群山でおこなわれた市街地形成の特徴は次の通りに要約される。

1) 開港場として成立された群山各国居留地の市街地形成（1899年～1914年）

この時期、群山における市街地建設の中心は、1899年に設定された群山各国居留地であった。その設定と実際に進んだ市街地建設は、次のような特徴を持っていた。

① 群山居留地の設定のための調査及び計画は、日本政府によって開始され、その後、韓国政府の総税務司による計画が行われた。その後、韓国政府の沃溝港監理による調査がおこなったが、これによる意見は採用されなかった。また、日本政府に事前調査による錦江河岸の居留地境界、旧群山鎮の施設があるところの重要性に関する指摘は最終的に採用されたが、居留地南側の計画範囲は既存の韓国人集落を居留地からなるべく外すため最終的には相当部分が縮小された。

② 最終決定計画案は、海関吏スタデンによって計画された。この計画は、錦江沿いの干潟が居留地に組み込まれ、干潟を埋め立てた後に市街地を造成することを前提とした計画であった。しかし、港湾整備は国際条約に基づくものではなく、韓国政府が独自におこなう事業であったため、居留地計画には示されなかった。

③ 市街地計画について、街路は、河岸沿いの街路と、これに直交する既存の城壁都市である沃溝（居留地の南側）と居留地を結ぶための街路を中心に計画された。そして、この2本の街路を中心に格子状街路が計画された。街区の場合、北東南西方向が北西南東方向よりやや長い長方形で計画されており、その街区を田の字型に四分割してロットがつくられた。そのため、すべてのロットは角地となった。これは、他の開港場と異なる形態であった。

④ 市街地建設方針について、1899年に成立した群山各国居留地に適用された「居留地規則」は実質的に居留地での市街地建設方針であり、この建設主体は群山各国居留地会であった。その後、日本による韓国保護国化や朝鮮の国内情勢の変化によって、1907年には理事庁令として「群山家屋建築規則」が施行された。「居留地規則」ではロットの大きさ、早期の市街化と市街地の美観や不燃化、通風と採光確保が示しており、「群山家屋建築規則」はより細かい規定で建築線の規制、建物軒高の下制限、道路幅の確保、便所設置規程、美観、衛生、不燃化の確保を重視していた。

⑤ 1910年の日韓併合後も1914年の居留地撤廃までは「居留地規則」と「群山家屋建築規則」が効力を持っていた。また、居留地会は居留地撤廃まで居留地内の土木工事を継続的におこない、居留民団も居留地会の委託事業を担っていた。1914年に「府制」による群山府が成立すると、これらの事業は群山府に移管された。その代表的な例としては、群山の上水道建設工事がある。この工事は、居留民団が計画し、日韓併合後に総督府から国庫補助を受けて建設が行い、その後1914年に居留地の撤廃によって群山府に移管された。

⑥ 群山各国居留地の市街地建設手順は、競売の順序などにより、海岸に近い平地から徐々に内陸に向かって市街地が建設された。そして、既存の韓国人集落とつながる道路とその周辺は、他区域より優先して建設された。また、群山各国居留地の市街地構成を見たとき、地形を利用して、市街地の西北部分は他区域より広く区画された土地に官公庁及び主要機関が配置され、市街地の東南部分は商業・住宅地区と予想される他区域より小さい土地が区画されたとみられる。これは、そこに給水施設が密集して建設されたことから判断される。そして、群山は開港場であったが、韓国政府による港湾建設が遅れ、市街地建設が港湾建設より先行した。

以上の6点の特徴のうち、①と②は各国居留地の設定に関わる点であり、③と④は市街地建設で示された計画の方針ともいえるべきものであった。そして、⑤と⑥は、実際の市街地建設が進んでいく中

で生じた特徴である。いずれも既往研究がまったく指摘してこなかったことであるが、特に、市街地形成過程を考えるうえで重要なのは、⑤と⑥である。日韓併合後も居留地が存続していたという歴史的事実は既往研究でも指摘されてきたが、それだけでなく、居留地会によって競売がおこなわれ、市街地建設が続けられていたことが明確になった。また、開港場でありながら、港湾建設が遅れたことから、実際には市街地建設が先行し、その結果として、港湾に面した地区ではなく、それよりも内陸に入った本町が実質的な最初の中心街となった。

2) 「府制」施行による群山府の市街地形成（1914年～1920年代末）

各国居留地の撤廃と「府制」施行によって、群山の地方行政は群山府がおこなうこととなった1914年から、群山市街地計画が立案される前までの市街地形成に関する特徴は以下のとおりである。

① 「府制」施行による群山府の管轄区域は、居留民団の事業範囲であった群山各国居留地の南西側の地区と、さらにそれに続く既存の城壁都市である沃溝、また群山と全羅北道の中心都市全州との関係を考慮した市街地拡張の考えが反映された。つまり、従来の居留民団の活動範囲が影響を与えたといえる。

② 街路については、全州と群山の連絡を重視することから全州と群山を結ぶ陸上路としての全群街道とつながる旧群山各国居留地の東端に市街地元標を設定して街路網を構築していた。そして、朝鮮時代にはなかった群山と全州とを直結する街道を新設したことは、群山の都市としての相対的な重要性が高まったといえる。街区の場合、群山各国居留地から拡張された区域には既存の朝鮮人集落と連動する形で街区が建設され、これらの区域には旧各国居留地の街区より小規模な土地区画がおこなわれた。

③ 旧各国居留地の東側に建設された群山線と港湾区域の錦江上流である東側への拡張によって、群山での市街地中心地が税関から東側に移動された。これは、群山府の成立とともに旧群山各国居留地の東側に市街地元標を設定して1・2等道路の指定の影響もあったと思われる。そして、群山各国居留地の設定の時に重視された南西側の内陸への連絡性から南東側の全州方面の内陸との連絡を重視した市街地拡張が進んでいた。

④ 上水道施設は居留民団により計画して工事が始まっており、下水道施設は居留地の存在の時に敷設された既存施設を利用して建設された。それは、群山府の成立以前に居留地の建設主体である居留民団による都市インフラ施設としての給排水設備の計画および工事が府制施行後も実質的な市街地内に影響を与えたことを示している。また、これらは、生活と密接な要素により日本人密接居住地域である旧居留地の中心区域が優先して建設された。

⑤ 時期別の街並みに関して、1909年には、群山各国居留地の全体区域の市街地化が進んでいたが、居留地設定当初におこなわれた1ブロックを田の字型に分割した土地に対し、地主が土地を細分化して転売することや貸家を建てられて、実質的には土地が細分化した。建物は、木造2階建て及び平屋がほとんどで、日本の外国人居留地や仁川の清国居留地に現れるベランダコロニアルの街並みとは大きく異なっている。1920年代末には、群山府成立によって拡張された区域である旧群山居留地の南西・南東側での市街化が進み、南東側一部の区域の朝鮮人の密集集落には朝鮮式の草家が密集していた。

1930年代前半には、旧群山各国居留地の区域と群山府の成立によって新たに市街地になった区域のいずれも街路に面して2階建ての建物が軒を連ねた状態で、当時確実に市街化が進んだことがわかる。そして、パラペットを立ち上げた二階建ての建物が連なっていることから1909年段階とは異なった街並みが出現したといえる。

また、旧群山各国居留地の区域には1909年の様相と同じような土地の再分化が現れるが、1912年の

地籍図をみると群山府の成立によって新たに市街地になった区域では最初から一筆の土地の規模を狭小にしている。これは、先に群山各国居留地に現れた土地使用実態の影響を受けたと考えられる。

これら5点のうち、②に示された全群街道の建設とそれに伴う市街地形成は、全羅北道における群山の重要性が高まったことを示す象徴的なことである。また、⑤に示した街並の問題は、従来の研究が韓国の居留地の代表例として示す仁川の居留地とは異なる街並が出現したことを指摘したものだが、その背景には、各国居留地時期から日本人主導の市街地建設がおこなわれてきたことがあったと考えられる。

3) 「朝鮮市街地計画令」による「群山市街地計画」と市街地形成(1930年代～1945年)

1934年施行の朝鮮市街地計画令に基づく群山市街地計画の特徴を以下に示した。

① 「朝鮮市街地計画令」によって1938年に告示された「群山市街地計画」は、他都市に比べて既存市街地に対して約6倍に当たる極端な市街地拡大を意図している。これに対して他都市と同様の計画人口を想定していたのは、拡大する市街地の中に広大な工業用地が設定されていたためである。つまり、工業都市化を目指した計画であった。したがって、植民地朝鮮における地方に工業都市を建設していく都市計画の典型例として位置づけられる。

② 「群山市街地計画」は、地方庁である群山府によって1936年に工業地域計画を中心にした市街地計画が作成された。その後、朝鮮総督府がその内容を反映し、群山府と意見交換しながら「群山市街地計画」を決定した。その時、群山府の計画案を反映しながら、最終計画案決定のための群山府との協議の際に提示された総督府による計画案の立案者は総督府内務局の技師である「岩宮登」であった。これは、朝鮮総督府が一律に市街地計画を作成したという定説とは異なり、かつ、朝鮮市街地計画令に依拠した方法であった。

③ 1930年代の朝鮮では、植民地政策の一つとして朝鮮総督府による朝鮮半島全体の工業化が進められていた。群山府はこれを積極的に受容し、群山府が1936年に作成した計画にそれが反映され、広大な工業用地を描いた案がつけられた。また、群山府は港湾機能のさらなる強化を図ることを意図し、閘門式ドックが描かれていた。干満の差が激しい朝鮮半島西海岸の港湾にとって、閘門式ドックは港湾機能の強化において必要不可欠な施設であったが、実際には反映されず、建設もされなかった。

④ 最終決定計画案は、広幅員街路とその交差点に円形広場が配されるという街路網がつけられた。これは、群山だけでなく、大邱、大田、平壤の市街地計画にも使われていた。したがって、この時期、朝鮮総督府は、本来、大都市の都市改造に用いられたバロッキ的都市計画を地方都市の都市改造に適用していた。「群山市街地計画」はその一例であった。

⑤ 「群山市街地計画」は、1945年の朝鮮半島の解放まで、朝鮮総督府及び群山府など計画と同一の建設主体が建設を遂行することができる期間は7年しか経っていなかったため、一部だけが建設された。これは、既存群山府から拡張された区域である東北方面の河岸道路の建設と東側の工業地区で計画した区域の一部の工場団地である。つまり、当時の群山市街地計画から東北河岸への拡張及び東方面に実際の企業誘致による工場建設を重視して先行したと思われる。また、1943年の時点で計画での工業区域に実際の企業を誘致し、工場建設に着工したことで、計画に基づく企業誘致や工場の建設に向けて実質的に活動をしたと判断される。

ここで示した5点のうち、群山市街地計画の最大の特徴は、既存市街地の周囲にある低地を利用して広大な工業用地を確保することであった。しかし、⑤で示した通り、実際に建設されたのはごく一部であった。

以上の分析について20世紀前半にわたって行われた群山の市街地形成は、次の通りである。

群山は、朝鮮時代に海上防衛と首都漢城（ソウル）への物資補給業務を担当していた群山鎮が設置されていたが、邑城（城壁都市）または大規模な都市として市街地が造成されたところではなかった。

1899年5月1日、群山の開港により同年6月2日に群山各国居留地が成立したことによって、群山には近代的な都市の造成が始まった。群山各国居留地は開港場に設けられた居留地であったため、居留民の商業活動や貿易に対応した港湾機能を重視した都市計画および建設が行われるのが当然であり、居留地設定を定めた居留地規則により外国人専用の居留地内の既存朝鮮人集落の排除や朝鮮人の出入りも厳しく制限された。

しかし、実際には港湾建設より居留地の市街地造成のための計画と建設が先行し、居留地外の既存朝鮮人集落とのつながりを重視していた。特に、初期の居留地の設定では、海岸（錦江河岸）沿いの街路と共に居留地の南西に位置する従来の朝鮮の邑城とのつながりを重視した街路や街区の計画が現れており、競売による市街地の造成状況は、居留地の中央部の平地と南東側の朝鮮人集落に隣接した区域の市街地造成が他の区域より早く行われた。

つまり、都市として実際に居留民の生活が可能になるように居留地に隣接する朝鮮人集落とのつながりを重視した市街地計画と建設が港湾区域建設よりも先行された。

また、群山各国居留地の設定時に他の開港場と異なる形態のブロック、すなわち、港か海岸から見て間口が狭くて奥行がやや長い長方形のブロックが区画され、格子状街路が造成された。そして、各ブロックを田の字型に四分割し、すべての土地が角地になるという形態であった。しかし、市街地建設によって出現した実際の市街地は、競売で土地を得た地主がその土地を分割して転売し、あるいは、部分的に貸家を建てたことから、当初のブロックを四分割した土地の間口に比べて小規模な建物が建設された。ところが、府制施行後に市街地が拡張された群山各国居留地の南東方面である栄町では、各国居留地に比べて幹線街路沿いの間口が長い長方形のブロックが設定され、その中は背割りにより二分され、さらに街路に面して四等分されている。これによって生じた土地は各国居留地設定時の土地よりも狭小で、街路に面した土地の間口も、群山各国市街地の当初の土地に比べて狭小であった。これは、上記の通り、先行した各国居留地で実際には土地の使用が細分化された状況を反映して行われたといえる。

また、1910年10月1日の日韓併合によって朝鮮は日本の植民地になったが、居留地は1914年4月1日の府制施行まで存続していた。また、1905年に公布された居留民団法に基づき、居留民団も府制施行まで居留地外での建設活動ができていた。群山各国居留地の建設が一段落したとみられる1907年につくられた地図によれば、「居留地外市街地」という名称を用いて居留地外の南西側から南東側にかけて新たな市街地が鋭角されていた。これは、既存の邑城（城壁都市）であった沃溝や近隣の朝鮮人集落との関係を重視した結果であった。これを主導したのは居留地会と居留民団であると考えられ、両者ともに、居留地設定時に重視した沃溝との関係によって南西方向への市街地拡張を考えただけでなく、居留地に隣接する朝鮮人集落との関係を重視し、南東方向への市街地拡張を想定した。

そして、群山と全州間の幹線道路である全群街道が1909年に竣工され、続いて1912年に朝鮮鉄道・湖南線の支線として、群山と裡里を結ぶ群山線が開通し、その後、裡里と全州も鉄道で結ばれたため、群山と全州は鉄道でも結ばれることとなった。このような群山と全州の連絡路の開通により、各国居留地外における市街地は南東へ拡張された。

1914年4月1日には、朝鮮総督府に府制による群山府が成立した。この群山府の範囲は、旧各国居留地の南東側、すなわち全州との連絡を重視する形で指定された。これは、居留地外での活動を認められた居留民団の活動範囲を基本に群山と全州との連絡を重視した結果であった。

これと関連して、群山府内の実質的な建設実態を見ると、南東側の全州との連結性を重視する街路

の計画や建設が現れる。それを示す端的な事例が市街地元標と一等道路の指定であった。市街地元標は、群山税関など旧各国居留地の中の最初に建設された地点ではなく、旧各国居留地の東端に設置され、ここを起点に錦江沿いに西へ延びる道路と、元標から全群街道へつながる道路のみが一等道路に指定されたことは、群山と全州との連絡を重視し、かつ、錦江沿いの市街地全体を港湾地域として利用していく現れであった。

つまり、群山各国居留地の建設が一段落した1907年を境にして、居留地に隣接した地区での市街地建設が居留民団と居留地会によって計画され、居留地の南西、南東側への市街地拡張であったが、その後、特に群山と全州との連絡の必要性が高まると、南東側への市街地拡張が重視されたといえる。また、同時に錦江沿いの埋立地全体が港湾地域となった。

以降、1938年5月9日には朝鮮総督府の朝鮮市街地計画令による群山市街地計画が確定された。

これは、1920年代中半に入って始まった群山府による府域拡張と工業化を目指す動きを反映したものであった。1934年、朝鮮市街地計画令が公布された以後、1936年には群山府による先行計画案が作成されており、これは都市工業化を目指していた。この計画案には区域設定と都市中央に広大な工業地帯の計画だけが示され、住居と商業、市街地の中心地などに対する計画はなかった。以後、朝鮮総督府内務局と群山府の計画案確定のための協議が行われ、最終的に工業地区と共に住居、商業地区、街路網などの総合的な計画が確定された。最終計画の中、計画区域と工業地区の計画は群山府の計画がほとんど反映され、住居及び商業地区と予想される区域は総督府内務局が計画した。当時の群山府の府域に対し、新たな市街地計画区域は、南側への拡張と錦江に沿って上流方向（東北方向）への拡張が図られ、全体区域の中央部と東側に工業地区が、既存市街地の南部に新市街地が計画された。

特に、群山市街地計画は、計画区域を既存群山府の府域の約6倍に設定したが、計画人口は当時の群山府の人口の約3.2倍であった。これは、他の都市の市街地計画と比較してみると、計画区域は当時既存市街地に対する市街地計画区域の面積比率が計算できる15都市のうち、その比率が三番目に高いだが、人口計画は他都市と似たような様相であった。すなわち、群山市街地計画は、広大な工業地帯の確保を重視した計画であり、これは群山府の計画がほとんど反映されたものであった。また、群山府は港湾機能の強化のための閘門式ドックと運河を計画しており、これと連携する新たな鉄道を計画したが、閘門式ドックは最終的に反映されなかった。

この計画の建設実態は、1946年発行の地図を基準に見ると、東北に錦江に従う方向の街路と東の工場地帯とその引込線だけが実施されており、その他はほとんど実施されなかった。つまり、工場地帯のうち、東側の一部と錦江沿いの街路のみが優先的に実施された。

すなわち、群山市街地計画は、群山府による都市の工場地帯計画、総督府による住居、商業地域の計画が合体した計画であるが、特に工業化を重視した都市計画であった。そして、この計画は大半が実施されていなかった。一部実施された部分は、計画とおりに東北海岸部への海岸道路の建設と東方面の工業地区として計画した区域の一部の工場団地の建設であった。これは、工業化を目指す群山府の市街地計画が、東北への拡張及び東側の区域に実際の企業誘致を通じた工場建設を優先的に実施したことを示していた。ただし、朝鮮総督府及び群山府により実施が可能だった期間が7年であったことを踏まえると、群山市街地計画の建設が進められる序盤に解放（日本の敗戦）によって中止されたと考えられる。

以上の結果を通じて、朝鮮時代から港湾の機能はあったが、大規模な港湾都市ではなかった群山は、朝鮮時代に成立した都市基盤と都市構造を持っていなかったもので、開港とともに建設された各国居留地がその後の群山市街地の核となり、同時に成長、発展させるためには、既存の都市や集落との連携が不可欠であった。

以後、朝鮮が日本の植民地になり、この初期には内陸、特に全州への連結性を重視した都市計画お

よび建設が行われた。これは、外国人専用居留地から植民地の一つの都市への性格の変化とともに、群山が当時港湾都市としての建設を重視したより、内陸都市または内陸との連結性を重視した性格の都市として建設されたとみられる。

そして、植民地期後半には港湾都市から工業都市への脱皮を図るため、大規模な市街地計画を策定したが、実際にはほとんど実現せずに1945年を迎えた。その後、脱植民地化が図られた1950年代から1960年代を通して、群山の工業都市化が進むこととなる。

すなわち、群山は20世紀前半にわたって港湾都市としての性格を有しながら、各国居留地の設定直後から、群山府の成立、さらに市街地計画の策定の中で、市街地を内陸部に拡張させることで都市の規模拡大を図っていった。

参考文献及び主要資料

<書籍>

- 釜山日報群山支社『開港三十周年記念群山』1928
- 朝鮮總督府鐵道局『朝鮮鐵道史』1915
- 朝鮮總督府編『朝鮮土木法規』1920
- 朝鮮總督府鐵道局編『朝鮮鐵道史』1929
- 朝鮮總督府內務局土木課編『朝鮮港湾要覽』1931
- 朝鮮總督府編『朝鮮之都邑』1932
- 朝鮮總督府『施政二十五年史』1935
- 朝鮮總督府編『朝鮮土木事業誌』1937
- 朝鮮總督府編『昭和十二年八月一日現在朝鮮總督府及所屬官署職員録』1937
- 朝鮮總督府內務局『都市計画概要』1938
- 朝鮮工業協會編『朝鮮技術科名簿』1939
- 朝鮮總督府『一萬分一朝鮮地形図集成』柏書房，1985
- 群山府編『群山府史』 1935
- 保高正記・村松祐之『群山開港史』 群山府大和町一番地，1925
- 藤森照信『明治の東京計画』岩波書店，1982
- 香月源太郎『韓国案内』青木嵩山堂，1902
- 西澤泰彦『日本植民地建築論』名古屋大学出版会，2008
- 西澤泰彦『植民地建築紀行』吉川弘文館，2011
- 大里浩秋・貴志俊彦・孫安石『中国・朝鮮における租界の歴史と建築遺産』御茶の水書房，2010
- 孫禎睦『朝鮮時代都市社会研究』一志社，1977
- 孫禎睦『韓国開港期都市変化過程研究』一志社，1982
- 孫禎睦『日帝強占期都市計画研究』一志社，1990
- The Hongkong Daily Press Office, *THE DIRECTORY & CHRONICLE FOR CHINA, JAPAN, COREA, INDO-CHINA, STRAITS SETTLEMENTS, MALAY STATES, SIAM, NETHERLANDS INDIA, BORNEO, THE PHILIPPINES, &c. -FOR THE YEAR 1899-*, 1899
- 統監府編『韓国ニ関スル条約及法令』1906
- 統監府編『韓国事情要覽第二輯』1907
- 統監府編『韓国條約類纂』1908
- 統監府『日韓併合紀念大日本帝国朝鮮写真帖』1910

度支部建築所『建築所事業概要第一次』（奥付なし、1909年12月編纂と推定）

山本三生編『日本地理体系』改造社，1930

尹一柱『韓国現代美術史（建築）』同和出版公社，1978

故尹一柱教授追慕論文集編纂委員會編『韓國近代建築史研究』追慕論文集編纂委員會，1987

<文書>

「朝鮮中部横貫鉄道敷設及群山港錦江鉄橋架設ニ関スル陳情書」 所蔵：韓国国家記録院，管理番号：CJA0014818

「第十三回群山府会々議録」 所蔵：韓国国家記録院，管理番号：CJA0002898

「第二十九回群山府会々議」 所蔵：韓国国家記録院，管理番号：CJA0003088

『郡山』 所蔵：外務省外交史料館，レファレンスコード：B12082561000

「群山各国居留地区競売の件」 所蔵：外務省外交史料館，レファレンスコード：B12082560100

『群山都市計画決定』 所蔵：韓国国家記録院，管理番号：CJA0022554

『高宗太皇帝實録』券之三十七，電子資料提供：韓国国史編纂委員会

韓国・外部編纂『沃溝報牒』一券，1899，所蔵：韓国ソウル大学校奎章閣韓国学研究院，請求記号：奎17868의2-v. 1-4

韓国・外部編纂『總關去函』六券，1899，所蔵：韓国ソウル大学校奎章閣韓国学研究院，請求記号：奎22188

『韓国馬山群山城清開港平壤開市ニ付外国人居留地及領事館敷地選定一件』 所蔵：外務省外交史料館，レファレンスコード：B12082560800

韓国国史編纂委員会『駐韓日本公使館記録』12，韓国国史編纂委員会，1987

韓国国史編纂委員会『駐韓日本公使館記録』14，韓国国史編纂委員会，1987

韓国国史編纂委員会『駐韓日本公使館記録』15，韓国国史編纂委員会，1987

「1. 一般／分割2」 所蔵：外務省外交史料館，レファレンスコード：B12082574200

『全羅北道調査材料』 所蔵：韓国ソウル大学校奎章閣韓国学研究院，請求記号：奎22188

『各国居留地に関する取調書類(1910年12月から1911年3月)』 所蔵：韓国国家記録院，管理番号：CJA0002274

「国有林野讓與願許可ノ件」 所蔵：韓国国家記録院，管理番号：CJA0010267

「2. 参考」 所蔵：外務省外交史料館，レファレンスコード：B12082574400

REGULATUINS FOR THE FOREIGN SETTLEMENT AT CHINNAMPO AND MOKPO 所蔵：韓国ソウル大学校奎章

閣韓国学研究院, 請求記号: 奎 23490

Regulations for the Foreign Settlements at Kunsan, Masanpo, and Songchin 所蔵: 韓国ソウル
大学校奎章閣韓国学研究院, 請求記号: 奎23502

*Regulations for the Foreign Settlements at Kunsan, Masanpo, and Songchin** 所蔵: 韓国ソウル
大学校奎章閣韓国学研究院, 請求記号: 奎23503

*Regulations for the Foreign Settlements at Kunsan, Masanpo, and Songchin** 所蔵: 韓国ソウル
大学校奎章閣韓国学研究院, 請求記号: 奎23504

「市街地造成準備地買収起債ノ件認可申請」 所蔵: 韓国国家記録院, 管理番号: CJA0003262

「市街地造成準備費起債承認伺」 所蔵: 韓国国家記録院, 管理番号: CJA0003262

「昭和二年度群山府歳入歳出予算」 所蔵: 韓国国家記録院, 管理番号: CJA0002611

<新聞・雑誌・定期刊行物・その他>

『官報』

『朝鮮総督府官報』

『東亜日報(夕刊)』1935年3月3日付

『東亜日報(夕刊)』1937年10月20日付

伊藤公彦ほか「韓国・群山の都市空間の形成に関する研究」の一連の研究 『日本建築学会大会学術
講演梗概集』2000年9月, pp. 623-626

石田 潤一郎・金珠也「大邱市街地計画と区画整理事業 - 植民地期大邱の都市再編 その2 -」 『2008
年日本建築学会大会学術講演梗概集(中国)』 2008年9月, pp. 373-374

金泰永ほか「韓国開港場の外人館研究(Ⅲ)-木浦及び群山港-」 『大韓建築学会論文集』 Vol. 4, No. 5,
1988年10月, pp. 109-117

Lee, Kyung-Chanほか「群山の近代都市発達過程と都市組織の変化類型に関する形態学的研究」 『韓
国造景学会誌』 Vol. 32, No. 6, 2005年2月, pp. 36-51

文智恩・西澤泰彦「1899年開港の韓国・群山における居留地設定に関する研究」 『日本建築学会計画
系論文主』 757号, 2019. 3, pp. 725-732

文智恩・西澤泰彦「1934年施行の「朝鮮市街地計画令」による群山市街地計画に関する研究」 『日本
建築学会計画系論文集』 No. 755, 2019. 1, pp. 229-238

文智恩・西澤泰彦「1938年「群山市街地計画」の決定過程について－韓国地方都市の市街地計画の決定過程に関する研究（1）」『日本建築学会大会学術講演梗概集（東北）・歴史意匠』2018.9, pp. 69-70

「沃溝縣地図」 所蔵：韓国ソウル大学校奎章閣韓国学研究院，請求記号：奎10492

Park, Jong-Hyunほか「日本植民地時期新都市空間構造分析：群山市の事例を中心に」『大韓建築学会論文集計画系(韓国)』Vol. 22, No. 7, 2006年7月, pp. 181-188

Song, Seog-Ki「開港都市木浦と群山の旧都心空間形成過程比較-20世紀前半期の都市拡張と機能分布を中心に-」『大韓建築学会支会連合論文集(韓国)』Vol. 10, No. 02, 2008年6月, pp. 149-158

田中祥夫「一連の長屋・家屋建築規則と地方におけるその制度の取組について」『日本建築学会計画系論文報告集』No. 399, 1989. 5

尹正淑「開港場と近代都市形成に関する歴史地理学的研究：群山港を中心に」『大韓地理学会誌』Vol. 20, No. 2, 1985年12月, pp. 74-99

延圭憲・伊藤裕久「韓国・木浦各国居留地における地区割計画の変遷と競売過程に関する研究」『日本建築学会計計画系論文集第』第80巻第713号, 2015年7月, pp. 1697-1706

* 文書名は同じだが、別の資料である。

** 本論文に掲載されたすべての地図の出典は、各章末に表記している。